



アメリカ政治における州司法長官の政治的役割の拡大

李, 雨桐

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2024-09-25

(Date of Publication)

2025-09-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8984号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100492493>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



2024 年 6 月 7 日提出

博士論文

アメリカ政治における州司法長官の政治的役割の拡大

指導教員：安岡 正晴 教授

神戸大学大学院国際文化学研究科

文化関連専攻 国際関係・比較政治論コース

学籍番号・氏名 192c016c 李雨桐

博士論文

アメリカ政治における州司法長官の政治的役割の拡大

所属専攻・コース：文化関連専攻・国際関係比較政治論コース

氏名：李雨桐

指導教員氏名：安岡正晴

要旨

本研究は、アメリカ合衆国における多州連合訴訟という政策形成手段と州司法長官の役割と変化を検討したものである。多州連合訴訟とは、複数の州政府が共同で同じ法的訴訟を提起するもので、特に 2000 年代のブッシュ・ジュニア政権以降多用されるようになってきた。本研究は、多州連合訴訟という訴訟戦略を通じて、連邦レベルの法案や大統領の行政命令の撤廃を目指す州司法長官という州レベルの公選公職者に着目し、彼らはどのような権限をもって何ができる政策アクターであるのか、制度的変化と個々の州司法長官の訴訟行為の分析を通じて明らかにしたものである。

本研究の主要目的は、アメリカの政治的分極化が進行する中で、州司法長官がどのように政治的に重要な役割を果たすようになったかを説明し、これまで主に連邦最高裁判所に焦点を当ててきた日本のアメリカ司法政治研究に新しい知見を提供することである。

本研究は以下の二つの部分によって構成されている。第一部は、主に州司法長官の権限拡大の歴史的要因に焦点を当てている。序章では、先行研究の概要を紹介し、それらが州司法長官の役割と影響を十分に明らかにできていない点を指摘している。

第一章は、政治的分極化が進行する中で連邦制の性格が変化し、党派的な性格を持つようになった連邦制の下で対立政権の政策に対抗する手段として多州連合訴訟が台頭した経緯を説明している。本章では多州連合訴訟の台頭を歴史制度論の立場から検討している。

第二章は、連邦議会と州議会の立法が州司法長官に多くの権限を与え、州司法長官の伝統的な役割が形成された過程を検討している。州司法長官の役割増大に伴い、州司法長官事務所も各分野の訴訟や政策に対応する専門的な部門を設置、州と連邦レベルの法執行において重要な役割を果たしてきた点を具体的に指摘している。

第三章は、刑事法の執行に関連し、中絶問題などの党派的な政治問題が州司法長官の政治的役割を拡大させている点に焦点を当てている。特に 2022 年に行われた州司法長官選挙における、中絶問題に関する州司法長官の争点態度を分析している。州司法長官が有権者から説明責任を問われ、州司法長官の争点態度が直接、今後の中絶法の執行に変化をもたらす可能性がある点を指摘している。

第二部は、個人の州司法長官に焦点を当て、なぜ州司法長官を単なる法執行者としてではなく政治家として捉えるべきかについて検討している。州司法長官がもつ公選公職者と

しての政治性に注目し、個人の州司法長官が訴訟を提起する行動原理の分析を試みることによって、彼らの訴訟行為が連邦レベルの政治に与える影響を分析している。

第四章は、多州連合訴訟に積極的に参加し、政治的影響力のある州司法長官二人の事例研究を通じて、なぜ個人の州司法長官に注目すべきか、その必要性を明らかにしている。

第五章では、州司法長官のキャリアパスと政治的野心に焦点を当て、州司法長官が訴訟を提起する原動力について検討している。具体的には 1980 年代～2016 年（レーガン政権からオバマ政権第二期）までの全州司法長官のキャリアパスについてのデータベースを構築し、計量分析を行っている。その結果、州司法長官は前職など従来のキャリア経験と今後のキャリア追求目標によって提訴行為が影響を受けていることが実証的に確認された。また多州連合訴訟が州司法長官のキャリア目標を成就するためには重要な役割を果たしていることも明らかになった。

本稿の研究結果からは、連邦政府と州政府が社会的、政治的变化に応じて法制度を調整し、州司法長官の役割が増大してきたこと、政治的分極化の進展に伴い、州司法長官が多州連合訴訟を連邦政府に対抗する政策実現手段として活躍してきたこと、そして州司法長官自身の政治的野心が州司法長官の訴訟行為に影響を与えていることが実証的に確認された。地方政界から連邦政界へと転身する州司法長官によって州政治と連邦政治が連動する可能性があることも明らかになった。多州連合訴訟と州司法長官の連邦政治への進出を通じて、州司法長官が連邦レベルでの政策変動をも牽引する重要な政治的アクターへと成長しつつあることが明らかになった。

アメリカ政治における州司法長官の政治的役割の拡大

博士論文目次

序章

第一節 背景：なぜ州司法長官はアメリカ政治において重要なアクターになってきたか？	1
第二節 先行研究と問題意識	4
1) 州司法長官に関する先行研究	4
2) 多州連合訴訟に関する先行研究	5
3) 問題意識と目的	8
第三節 論文の構成と研究方法	9

第一章 多州連合訴訟の発展と変遷

一連邦制と政党政治の変容を中心に

第一節 多州連合訴訟の台頭	11
第二節 発展期：レーガン政権～ポストレーガン時代	14
第三節 爆発期：ブッシュ・ジュニア政権～バイデン政権	17

第二章 州司法長官事の権限拡大

第一節 州司法長官の伝統的役割	21
1) 消費者保護	21
2) 反トラスト	24
3) 環境保護	27
第二節 法制度的変化と州司法長官の権限拡大	28
1) スタンディング・ドクトリンの変化	28
2) 州法による拡大	33
小結	36

第三章 2022 年州司法長官選挙から見る州司法長官の政治的重要性の増大

第一節 政治生活における州司法長官への期待の増大	38
1) 州司法長官の刑事犯罪の管轄に関する権限	38
2) 刑事犯罪とされる中絶問題の現状	39
3) ドブス事件後の州司法長官の動向	41
第二節 2022 年州司法長官選挙における中絶問題を巡る争い	43
小括	52

第二部 州司法長官の提訴行為分析

第四章 野心的な州司法長官とアメリカ政治

第一節 転身に成功した事例：エリオット・スピッツァ	53
1) キャリアパス	53
2) 州司法長官時代	54
3) 野心的なスピッツァー	57
第二節 転身に失敗した事例：マーサ・コークリー	59
1) キャリアパス	59
2) 州司法長官時代	60
3) 2014 年州知事選挙と野心の挫折	62

第五章 州司法長官のキャリア

第一節 データの説明	64
1) データベースの構築とデータソース	64
2) キャリアパスの概観：州司法長官が経験したほかの公職一覧（18 世紀以降全体）	65
3) 1980 年代以降オバマ政権までの州司法長官のキャリアパス詳細	67
第二節 野心的州司法長官の特徴	74
1) 高級ポストの概観	75
2) キャリアパスの違い	76
小結	81

第六章 州司法長官の提訴行為に関する計量分析

第一節 州司法長官の提訴行為に影響する要因	83
1) 州司法長官というポストへの認識の差異	83
2) 党派性による全国政治への進出に対する積極性の差異	84
3) 政治的野心と提訴行為	86
4) キャリア的要因と提訴行為	86
第二節 提訴量から見る提訴の積極性	87
1) 党派別の記述的統計と t 検定：1980 年代～2000 年	88
2) 党派別の記述的統計と t 検定：2000 年から 2016 年	92
3) 提訴行為に関する回帰分析	97
3-1) 変数の説明	97
3-2) 分析	99
小結	102
終章 州司法長官の台頭と政治的意義	104
参考文献	109

序章

1980年代より、アメリカ政治においては、連邦政府の政策に反対して、大統領の政党と異なる野党の州知事の州が協力して連邦政府の法執行への阻止を行う、「多州連合訴訟」が近年頻繁に提起されるようになってきた。例えば、2022年2月の連邦最高裁「ウェストバージニア州対環境保護局（597 U.S. 697）」判決はオバマ政権が導入した環境政策「クリーンパワープラン（Clean Power Plan）」に執行停止をもたらした。アメリカにおいて連邦政府が制定した政策の政策変動を狙う対連邦政府「多州連合訴訟（multistate litigation）」の増加に伴い、訴訟を起こす州司法長官はアメリカ式民主主義を語る際に避けてはいけないう新たなアクターとなっていると言えるだろう。にもかかわらず、州レベルの公選公職者である州司法長官の政治的役割、および政治的影響をどう理解すべきなのかという問題は、まだ十分に論じられていない。そのため、本論文は、アメリカ政治において近年、政治アクターとしての重要性を増している州司法長官の政治的キャリア形成や訴訟行動、そしてその政策決定過程における意義について政治学的な検討を試みるものである。

本稿は先行研究レビューから始め、州司法長官研究に残る問題点を指摘しながら、果たして、州司法長官はどのような政治アクターであるのか、彼らはいかに活動し、アメリカ政治にどのような影響をもたらすのかという問いを段階的に解明していき、そして、本稿の分析枠組みと目的を説明していきたい。

第一節 背景：なぜ州司法長官はアメリカ政治において重要なアクターになってきたか？

2000年代以降のアメリカ政治は、分極化と対立の基調を巡って進展している。歴史を遡ると、保守とリベラルとの相違を巡って展開するイデオロギー的分極化は、1960年代の公民権運動をきっかけにして、同性婚、人工中絶、銃規制などの問題を内包した文化戦争の全面拡大より、アメリカ政治を分断的な方向へと導いてきた。更に1970年代における政党再編成を経て、中道的・超党派の議員や支持者が減少し、共和党と民主党は保守とリベラルにそれぞれにイデオロギー的に純化され、両党における党派の結束がより高まった結果、議員や、行政首長という政治的エリートによる党派の行動が顕著に見られている（松本,2009: 8-10）。例えば、フロリダ州のデサンティス知事（共和党）が「Don't Say Gay(ゲイと言うな)」法案¹や妊娠6週以降の人工中絶を禁止する法案に署名するなどの保

¹ 「Don't say gay」法案：性的少数者について教えることを公共教育で禁ずるフロリダ州法である。2024年4月時点では、フロリダ州は規制対象を小学校三年生から中学校二年生まで拡大しようとし、現在、当法案は州下院では通過された状態である。

守的な行動と取っている。またリベラル側では、2021年3月にニューヨーク州のクオモ知事（民主党）と州議会が、マリファナの娯楽目的での使用を合法化する法案に合意した。

公選公職者以外、政治的分極化も司法の分野においても進行してきた。大統領が指名する最高裁判所の九人の判事もイデオロギーを巡って保守とリベラルの陣営に分かれ、連邦最高裁の判事の構成はアメリカ政治に多大な影響を及ぼしている。例えば、2020年9月25日、トランプ大統領は社会的保守派が歓迎するバレット判事を指名した結果、最高裁判所の構成は六対三で圧倒的に保守派に傾いた。その結果、2022年6月24日に連邦最高裁判所はドブス対ジャクソン女性健康機構事件（597 U.S. 215 (2022)）に対する判決で、遂に1973年の人工中絶を合法化したロー対ウェイド事件（410 U.S. 113）というリベラル価値観の判決を覆し、全米に物議を醸した。

このような政治的分極化から生まれた対立は、アメリカ政治を「決められない政治」に変えている（岡山,2018：12）。現在のアメリカ連邦議会における共和、民主両党の勢力は常に拮抗し、連邦議会での多数党が絶対的な優位に立って議席を圧倒的に保有することは稀である。フィリバスター²、またはクローチャー³を克服するための多数議席を両党とも確保できないことが常態化し、多数決の原則を採用している連邦議会はイデオロギー的食い違いにより大きな重要法案を決められない膠着状態（グリッドロック）に陥りがちである（前嶋,2017：85）。但し、反対に分極化が進んだ状態で「統一政府⁴」になった場合、多数党が議会で主導的地位を取り、スムーズに立法の停滞を超えて重要な立法成果をもたらす可能性があるにも関わらず、イデオロギー的に極端的な立法を生み出す可能性もある。そもそも、分極化の原動力は二大政党のそれぞれに存在する極端派であり、現在、両党における極端派が伸長する現象が進行していると待鳥（2022）は指摘する（待鳥,2022:9-12）。

そこで、決められない連邦議会の機能不全（グリッドロック）を乗り越えるには、有権者から多大な期待を受けている大統領は、憲法に授けられる行政権を駆使して議会を迂回した政策制定を求めるようになってきた。1970年代以降、大統領は大統領令や署名時声明という憲法に定めのない道具を多用して単独行動を追求する姿勢を頻繁に示す「ユニラ

² フィリバスター（議事妨害）は、議会の少数派が議院規則の範囲内で議事の進行を意図的・計画的に妨害

害すること。会期制を採用している議会では会期終了と同時に審議中の議案は原則として廃案となるため、審議や採択に必要な時間そのものが交渉材料であり、少数派が多数派の譲歩を引き出す戦術として利用されることがある。

³ フィリバスターを止める手段として、上院の5分の3以上の議員（60人以上）が打ち切りに賛成した場合は、1時間以内に演説者は演説をやめなければならないというものがある（討議終結決議:cloture クローチャー:第66 議会会期中の1919年11月15日に導入）が、議会で可決されることは稀であり、議会の多数派が折れるか、演説者の体力が尽きるまで継続されることになる。

⁴ 政権党が議会の両院において多数党となっていない状態を指す。

テラル大統領制」が進展してきた（梅川,2018:48）。議会の機能不全と行政的大統領制の進展に伴い、議会ではなく、大統領や行政機関によって作られた政策も増加している。現在の大統領が持つ行政権は、行政組織再編権限すらも有するニューディール時期の行政権ほど強大ではないが、議会の停滞による立法権の相対的縮小と、大統領や行政機構による政策制定の増加による行政権の相対的拡大からみると、従来型の議会中心の政策制定過程は、大統領主導型に変化し始めてきた（待島,2016）。しかし、アメリカの三権分立制の下において、行政的裁量は議会や裁判所によって制約され、このような行政権の相対的拡大に伴い、大統領や連邦行政機構は、与えられた行政権から逸脱した場合、裁判所からの法的挑戦に直面することにも多くなる。

そこに、訴訟を担うのは各州の州司法長官である。1980年代から、複数の州政府が連合して、環境政策から幅広い対連邦政府多州連合訴訟を提起し、政策の実施、あるいは差し止めを求めるようになってきたことは、アメリカ政治における新たな重要な現象である。大統領の権限拡大を阻止する近年の事例として、前にも言及したオバマ政権が導入した環境政策「クリーンパワープラン（Clean Power Plan）」に執行停止をもたらした「ウェストバージニア州対環境保護局事件（597 U.S. 697）」が挙げられる。詳細として、オバマ政権第二期が発足した時点の連邦議会は上院や下院における多数党は共和党であり、民主党が主導する環境政策の立法化が困難であった故、オバマ大統領は行政命令の形で「クリーンパワープラン（Clean Power Plan）」を打ち出した。議会の参与無しで政策実現を図った結果、23州の共和党州司法長官が主として、CPPルール of 環境保護局の二酸化炭素の排出制限ルールに反発し、憲法に規定される法的権限を越えて行政自由裁量権の乱用に繋がるという理由でCPPルールの合憲性を問い、CPPルールの実行延期を要求した。2016年2月9日、最終的な判決が出るまでCPPルールの一時的執行停止を最高裁判所が命じた。2022年6月30日に6対3で、連邦議会による法的承認がないため、EPAのCPPルールを実行する権限を規制するという判決を出した。

実際に行政権を阻止する判決を下した最高裁判所は言うまでもないにもかかわらず、そもそも、訴訟を起さないと政策変動が起こらない。そのため、多州連合訴訟による政策変動の増加により、訴訟を起こす州司法長官も政策決定過程における重要な政策決定者の一員として徐々に学術的関心を惹き、論じられるようになってきた。しかし、日本におけるアメリカ政治研究では、未だに多州連合訴訟や州司法長官に対して十分な関心が払われていない。一方、アメリカにおける司法政治研究では、2000年以降、州司法長官による政治的影響を集中的に論じ始めてきた（代表的な研究として、Nollete 2015）。そのため、本稿は、まず、第二節において州司法長官に関する先行研究のレビューをしながら、問題の所在を指摘したい。そして、第三節において、現存研究の問題点を踏まえて本稿の問題意識を提示し、分析の枠組みを提示していきたい。

第二節 先行研究と問題意識

1) 州司法長官に関する先行研究

第一節に述べた通り、州司法長官は比較的に新しい研究対象として、2000 年以降、欧米の学者の注目を集めてきたが、日本のアメリカ政治、及び司法政治研究においては相対的に知られていないアクターだと言える。まず、日本におけるアメリカ司法政治研究は、連邦最高裁判所の人事、判事や判決傾向などの動向、及び、最高裁が出した判決の法理を論じるものに集中している。州司法長官を含む州と地方レベルの司法官僚や判事、下級裁判所の動向への関心は限定的である。日本における州司法長官研究は極めて希少で、これまでの先行研究を挙げると、三権分立の枠組みで多州連合訴訟の政治的意味の解釈を試みる梅川（2018a）（2018b）⁵、及び、州司法長官の台頭を説明する部分の法制度の変化を紹介する梅川（2019）がある。そして、法学の分野における日本の先行研究を挙げると、経済法研究者の佐野つぐ江氏の反トラスト法と消費者保護をめぐる研究に限られている（佐野 2008）⁶。概括すれば、日本での先行研究は、多州連合訴訟を起こす行為主体の州司法長官自体を、政策決定者の一人として位置づける政策過程論的研究の不在など限界があり、州司法長官というポストへの理解や説明は不十分で、州司法長官の役割を政治学的に十分に評価できていないといえる。

欧米における州司法長官を主体とした研究を上げると、州司法長官の行動を解明する行動科学的研究が存在する。州司法長官が訴訟を起こす動機を捉える際、政治的進出に焦点を当てた Joseph Schlesinger（1966）⁷の政治的野心論が提示した、政治家のより高いポストに挑戦しようとする「進歩的野心（progressive ambition）」という概念が重要である。Provost（2010）は、1988～2003 年の間に限定した 104 名の州司法長官のキャリアパスに基づいて、「進歩的野心」の概念を援用しながら、州司法長官の提訴行動パターンを分析した。全ての州司法長官が増進的野心を持っているとは言えないが、多州連合訴訟に積極的に参加する州司法長官の高いポストに挑戦する可能性も高いという発見は、州司法長官の提訴行為の行動原理を理解するには役立っている。しかし、「進歩的野心」のほか

⁵ 梅川葉菜,2018a,『アメリカ大統領と政策革新— 連邦制と三権分立制の間で』東京大学出版会。

梅川葉菜,2018b,「州司法長官たちによる訴訟戦略と大統領」「大統領権限の拡大と州政府の対抗」『アメリカ大統領の権限とその限界：トランプ大統領はどこまでできるか』東京財団政策研究所,103-114；133-143。

⁶ 佐野つぐ江, 2008, 「米国各州における反トラスト法執行の実態 —州司法長官による消費者被害救済のための民事訴訟（ベアレンス・パトリー訴訟）とクラスアクションを中心に—」『公正取引』公正取引協会,693 号：50-57。

⁷ Schlesinger, Joseph. *Ambition and Politics: Political Careers in the United States American*. Illinois: Rand McNally, 1966.

に、Schlesinger が定義したほかの種類の野心—静態的野心と離任的野心⁸—の提訴行為に対する影響、また、キャリアによる経路依存的要因（例えば前職の専門性）などの要因による提訴行為に対する影響を検証した研究は存在しておらず、州司法長官に関する行動科学分析はまだ不十分であると評価できる。

州司法長官の州民や州政府を代表し、連邦政府に対して訴訟を起こすという権限の由来や法理について、日本や欧米の法学研究において共に論じられている。法学的文脈に基づく論議のみではなく、政治学の文脈に基づく研究においても様々な論議が行われた。次の節において詳しく説明したいと考える。

2) 多州連合訴訟に関する研究

・法学研究とその限界

これまでの多州連合訴訟に関する研究は必ずしも十分とは言えないが、すでに法学的文脈と政治学文脈から多州連合訴訟を理解するための方向性を示している。

法学的文脈において、州政府は連邦政府に対して訴訟を提起する法的根拠はアメリカ合衆国憲法に由来し、憲法にある連邦制が多州連合訴訟の制度的保障である。憲法修正第十条によると、合衆国（つまり連邦政府）に委任していない権限、または州に対して禁止していない権限は、各々の州または国民に留保されている。多くの場合、州政府は憲法修正第十条を根拠として、スタンディング・ドクトリン（standing doctrine）の法理⁹に基づいて訴訟を起こしている。そして、裁判所が原告適格を有しない州政府が起こした訴訟を受理するのは、州政府の準主権に対して「特殊配慮（special solicitude）」を与えたためである。その故、法的プロセスから考えると、多州連合訴訟を起こす権限を理解する際に、三権分立制の枠組みとは関係なく、連邦制の枠組みに該当すべきと論じる法学者がいる

（Grove, 2016: 855）¹⁰。但し、Grove（2016）の法学的文脈に基づいた分析は必ずしも政治的な文脈は考慮されていない。複雑な政治的文脈を考えると、多州連合訴訟を説明する際は、複数の枠組みを同時に配慮することが必要だと考えられる。

⁸ 静態的野心（static ambition）：現職を維持しようとする野心。 離任的野心（discrete ambition）：公職の選挙を勝って、指定される任期内に公職を担当してから離任するという場合。

⁹ 「スタンディング（standing）」は、standing to sue と同義である。「原告適格」に対応するものと解されている。（太田, 2016：1.）「原告は、具体的で特定された事実上の損害を被告の係争行為により被ったか、その危険が迫っているものであること及び有利な司法判断により救済される可能性があることを要する」場合、スタンディング・ドクトリンが適用すると合衆国憲法第三編が定める司法権が有する事件及び紛争を解決する権限の限界を決めている。

太田幸夫, 2016, 「アメリカ法におけるスタンディング法理の再構成」『駿河台法学』駿河台大学, 29(2):1-27.

¹⁰ Grove, Tara Leigh. "When Can a State Sue the United States," *Cornell Law Review*, Vol.101, no. 4 (2016): 851-900.

・州司法長官に関する政治学研究とその限界

現存の日本における州司法長官に関する代表的な政治学研究の梅川（2018a, 2018b）（2019）は、三権分立制、連邦制、政党政治という州司法長官や多州連合訴訟を理解する三つのキーワードを提示し、政治的文脈から多州連合訴訟の政治的意味の解釈を試みた。

本稿の冒頭に既に述べたように、行政権の拡大を阻止するために、大統領や連邦機構による行政権から逸脱する行為を、司法プロセスを通じて阻止する多州連合訴訟は三権分立の枠組みで捉えられる。梅川（2019）はトランプ政権のメキシコ国境壁の建設問題を取り上げている。トランプ大統領は議会を迂回して、メキシコとの間の国境の壁を建設するための予算を確保するなどの行政権から逸脱する行為を行い、議会と州司法長官の反感を招いたことにより、民主党の州司法長官達が多州連合訴訟に乗り出した。彼らの関心は「連邦制の元で大統領が州の権限を脅かしているか否かではなく、権力分立制の元で大統領が自らの権限から逸脱しているかどうかにある」と梅川は述べ、多州連合訴訟に対する政治的評価は三権分立の枠組みの中で最も妥当に位置づけられるという（梅川,2019:52）。

但し、ここでは問題点が存在する。大統領は行政命令を行使して、政策を州政府に押し付ける度に州権が脅かされることは確実である。つまり、大統領の権限拡大は連邦政府の拡大にもなり、連邦政府の拡大は州権の縮小につながる。そのため、三権分立の枠組みだけではなく、連邦制の枠組みと切り離して論じてはいけない。一例をあげると、不法移民を庇護する聖域都市（sanctuary city）¹¹に対して、補助金停止の方針を示すという大統領令第 13768 号は、「まさに連邦主導のやり方であると言える」と安岡（2017）が述べた。安岡（2017）では、オバマ政権期に、アリゾナ州が不法移民に対する厳しい取り締まり法 SB1070 を制定した際に、オバマ政権期はその無効訴訟を提起した事例を、トランプ政権が聖域都市に対して連邦制補助金を停止する事例と比較し、両政権の移民政策においては、「連邦主導で政策を進めようとしてきた点では一貫性があったと言える」と主張した。但し、共和党が主導する州政府や地方政府が革新的な連邦政府主導主義を批判するその反面、トランプ政権のように保守的な政策を連邦政府が追求した場合には、リベラルな諸都市や州が連邦政府に抵抗する可能性があるように、党派的对立を踏まえて連邦主導と地方主義との対立を巡って展開する伝統的な連邦制の視点で捉えることは容易ではないと安岡（2017）が主張した（安岡,2017:239）。ここで、党派対立という州連邦間関係を決める重要なキーワードは、多州連合訴訟を理解する鍵ともなる。

¹¹ 聖域都市とは、アメリカ合衆国やカナダなどで不法移民に対して寛容な政策をとっている自治体の総称である。具体的に：「移民法の執行において、自治体の法執行機関や法執行官の役割を制限するような州法や条例、政策などをもつ管轄区域」を「聖域（sanctuary）」と定義している」（安岡,2017:225）。

安岡正晴,2017,「トランプ政権と聖域都市：「不法移民」をめぐる連邦政府と州、地方政府の攻防」『国際文化学研究：神戸大学大学院国際文化学研究科紀要』,神戸大学,48 号:221-245.

多くの場合、多州連合訴訟は連邦上下両院における議員の投票行動と同じ、党派性に基づいて展開する (Nolette and Provost, 2018)。梅川 (2018a, 2018b) (2019) も既に現在の多州連合訴訟はかなり党派性が強いことを意識したが、多州連合訴訟の政治的役割を行政権への抑止として理解した。実際に多州連合訴訟の現状を考えると、三権分立の枠組みにおいて「大統領の権限拡大」を阻止する意味合いとしても理解できるが、党派的对立を巡って「対立党派の大統領の政策方針」を阻止するという意味合いの方が強いのではないかと考えられる。その理由として、同じ行政権の拡大という現象に接しても、両党はあくまでも反対党のみに対して訴訟を起こす傾向が見られている。その意味では、多州連合訴訟は「党派的闘争の道具 (an avenue for partisan contestation)」として定着してきたと Nolette (2014) は指摘している (Nolette 2014 : 467)。

政党政治の視点を踏まえて、梅川 (2019) に挙げたメキシコ国境壁の建設に関する多州連合訴訟の新たな進展を注目して再考する。2020 年 2 月 13 日、トランプ政権は、各州の州兵 (state National Guard units) の装備購入に使う国防省に配分された 38 億ドルを、メキシコ国境壁建設に調達すると公表した。同年の 3 月 3 日に、19 州の民主党州司法長官がトランプ政権の防衛予算を国境壁の建設費用に充てる行為に反対する「カリフォルニア州対トランプ事件 (4:20-cv-01563)」を提起した。民主党州司法長官の主張として、トランプ政権が資金を無断調達して、三権分立の原則を違反した。また、合衆国憲法が送付条項 (the Presentment Clause) と歳出条項 (the Appropriations Clause)、議会の予算調達する権限を犯したことで連邦行政手続法 (the Administrative Procedure Act) の違反、同時に、壁の建設が環境に対する悪影響を無視してカリフォルニア州とニューメキシコ州の州益 (sovereign interests) を損害し、国家環境政策法 (the National Environmental Policy Act) を違反したと訴えられた。しかし、同じ国境壁の建設予定地であるテキサス州とアリゾナ州の共和党州司法長官を含む、全ての州知事が共和党の州の州司法長官はトランプ政権の「行政権からの逸脱」に異議を唱えなかった¹²。

2021 年 4 月 21 日に、国境壁の建設の一時停止を命じるバイデン大統領の第 9844 号布告 (Proclamation)¹³ によって、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所のギリアム判事 (Gilliam) は「カリフォルニア州対トランプ事件」の審判を中止すると今度は議会が国境壁の修築に配分した 13.75 億ドルを拒絶する権限がないことを理由として、テキサス州とミズーリ州の共和党州司法長官が、バイデン大統領の第 9844 号布告に対してテキサス

¹² Micek, John L., “As 15 states sue Trump over border wall, Pa. AG Josh Shapiro ‘won’t hesitate to take action’ if state loses money”, Feb 18, 2019.

<https://penncapital-star.com/briefs/as-15-states-sue-trump-over-border-wall-pa-ag-josh-shapiro-wont-hesitate-to-take-action-if-state-loses-money/> (最終接続:2024/05/26)

¹³ 第 9844 号布告は辺境壁の建設に対して、主に二つの指示を示した。①辺境壁の建設と資金を提供する義務 (Pause in Construction and Obligation of Funds) を一時停止する。②60 日以内、壁の建設に使う資金の配分、契約を再考慮する。

州南部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起した現在係争中の「ミズーリ州対バイデン事件（6:21-cv-00052）」である。一方、民主党の州司法長官は、誰一人もバイデン大統領の第9844号布告に反対意見を示さなかった。このように、民主、共和両党の州司法長官は、対立政党の大統領の行政命令が与えられた権限から逸脱する違法行為であると攻撃し合っている。しかし、自分と同じ党派の大統領が権限から逸脱する際に、彼らは目を瞑ることが多い。

州司法長官が連携、衝突し合う領域を研究することは、現代アメリカ連邦制における「州益の本質」を明らかにすることに有益だと考える。両党の州司法長官はタバコ訴訟、反トラストなどの分野の対企業多州連合訴訟に協力しあうが、環境問題、中絶問題、移民政策などの党派対立が深刻な政策分野の対連邦政府多州連合訴訟において対立しあう。つまり、州権論の主張は党派的主張と同化しているという現象に注意を払うべきである¹⁴。現在、政党政治は連邦制の元で行われる多州連合訴訟を理解する重要なポイントである同時に、連邦制の在り方を変えている。

3) 問題意識と目的

これまでの先行研究は多州連合訴訟の政治的役割を理解する枠組みを提示し、それぞれの枠組みの下に分析したが、複数の視座を統合した論議はいまだに欠けている。三つの枠組みは独立して存在するというわけではなく、相互的に影響し合う関係を示している。ここで問題とされるのは、アメリカにおける政治的分極化が深刻化の中、大統領の権限拡大とほぼ同時に進行する連邦制の「党派的連邦制」という性質転換がもたらす一連の政治問題に対応するには、裁判所のみではなく、州司法長官も政治社会の分断を防ぐ、三権分立の安定を守る役割を期待されている。政治的分極化が司法部門にも及んでいる現在、判事の党派的判決が政治的分断を促していると西川（2023）が指摘している。この現状をどう考えればよいのかという課題を、今後の司法政治研究は克服しないとイケない。

先行研究の不足を踏まえ、現存の州司法長官研究の問題点をまとめてみると：

第一、司法府によって促される政治的分極化の深刻化を理解する際に、日本の先行研究はほぼ最高裁のみに注目している。アメリカ政治研究において、州司法長官の政治的役割が増大するにもかかわらず、多州連合訴訟を起こす行為主体の州司法長官に目を向ける研究が不十分である。州司法長官はどのようなポストなのか、彼らはどのような権限を持ち、そして、どのように行動して司法や政治に影響を及ぼすのか、という一連の問題を深掘る研究の不在により、州司法長官の役割を政治学的に十分に評価されていない。

¹⁴ 赤い州と青い州においては、政党支持傾向や州政府での多数党が単一の党派に定着する故に、「州権」「州益」に関する主張も党派的イデオロギースに関わるようになる。例えば、環境政策の場合、共和党支持傾向が強い州は共和党が主張する規制撤廃を州益の向上に繋がると考える。対して、民主党支持傾向が強い州は民主党が主張する規制拡大を州益の向上に繋がると考える。

第二、州司法長官研究でも、州司法長官個人レベルに注目する研究が少ない。これまでの州司法長官研究の大半が、州司法長官の「党派性」と提訴行為の政治性を着目していたが、本稿も「党派性」を州司法長官の提訴行為に影響を及ぼす要素の一つだと考えている。しかし、個々の州司法長官の提訴行為に大きな差が見られる。「政党」を分析単位とするには、個々の州司法長官の行動が持つ様々な側面を見落としているという可能性がある。

これらの問題点を克服するため、「なぜ州司法長官はアメリカ政治における重要なアクターとして台頭し、アメリカの政治過程にどのような影響を及ぼしているのか」という問いを本稿の問題意識として設定している。この問題を解明していくことを通じて、司法政治研究や行動科学分析研究としてアメリカにおける司法積極主義の台頭という比較的に新しい傾向を理解することに貢献したい。

第三節 論文の構成と研究方法

本稿は州司法長官が持つ権限と権限の行使、そして、州司法長官の行動原理分析の両方から州司法長官の政治的役割を説明したい。マクロレベルでは、州司法長官はどのような権限を持つポストなのか、どのような方法で政策の形成に影響するのか、実際にどのような行動をし、成果を上げてきたのかを紹介する。主に文献調査を踏まえて質的な説明を行う。そして、個人レベルから州司法長官の行動の特徴や行動原理を分析することによって、再び連邦レベルの政治に対する影響を論じる。

本稿は二つの部分によって構成される。第一部ではアメリカ政治システム全体における州司法長官の政治的役割を分析する。第一章では、まず、多州連合訴訟の発展と変遷に注目しながら多州連合訴訟の歴史を概観したい。多州連合訴訟の発展過程を発展期と急増期に分けて、多州連合訴訟は時間の推移に伴って増加してきた背景を、連邦制と政党政治の時代的变化とを結びつけながら州司法長官が台頭してきた歴史的ルートについて論じる。

第二章と第三章は州司法長官の権限について概観したい。第二章では、消費者保護、環境保護、反トラスト等に関連する法案を執行するという州司法長官の伝統的役割とその権限の拡大を、連邦レベルと州レベルでの法制度の変化をめぐって概観する。

第三章では、多岐にわたる各種の州司法長官の刑事法執行における具体的な権限について概観し、刑事法執行における州司法長官と地区検事の競争的関係を説明したい。そして、刑事問題の政治化から、刑事法執行における州司法長官の政治的役割の拡大を論じた。具体的には、州司法長官は法の執行者である同時に、公選政治家でもあるという身分がもつ二重性に注目したい。州によっては刑事犯罪であった中絶問題は政治化され、文化戦争のアリーナとなった。本章では 2022 年の州司法長官選挙の激戦州において、州司法長官候補者の当選結果と有権者の期待との関係性に注目し、有権者の期待に沿って州司法長官が法執行によって政策変更を達成するという政治的役割を果たしている現状について説明したい。

第二部においては、州司法長官の提訴行為の特徴や行動原理について実証的な分析を行う。第四章において、多州連合訴訟に積極的に参加し、政治的影響力のあった州司法長官二人の事例研究を通じて、なぜ個人の州司法長官に注目すべきか、その必要性を明らかにしている。

第五章では、州司法長官のキャリアパスと政治的野心に焦点を当て、州司法長官が訴訟を提起する原動力について検討している。具体的には1980年代～2016年（レーガン政権からオバマ政権第二期）までの全州の州司法長官のキャリアパスについてのデータベースを構築し、計量分析を行っている。

結論では、検証の結果を踏まえて州司法長官のアメリカ政治に対する影響を再び論じる。連邦政府と州政府が社会的、政治的变化に応じて法制度を調整し、州司法長官の役割が増大してきたこと、政治的分極化の進展に伴い、州司法長官が多州連合訴訟を連邦政府に対抗する政策実現手段として台頭してきたこと、そして州司法長官自身の政治的野心が州司法長官の訴訟行為に影響を与えていることが実証的に確認された。さらに地方政界から連邦政界へと転身する州司法長官によって州政治と連邦政治が連動する可能性があることも明らかになった。多州連合訴訟と州司法長官の連邦政治への進出を通じて、州司法長官が連邦レベルでの政策変動をも牽引する重要な政治的アクターへと成長しつつあることが明らかになった。

第一章 多州連合訴訟の発展と変遷 ―連邦制と政党政治の変容を中心に―

第一節 多州連合訴訟の台頭

Nollete (2011) は、多州連合訴訟とは、「二つ、あるいは二つ以上の州が同じ訴訟事件において第三者に対抗するために共同に努力することを指す」と定義している

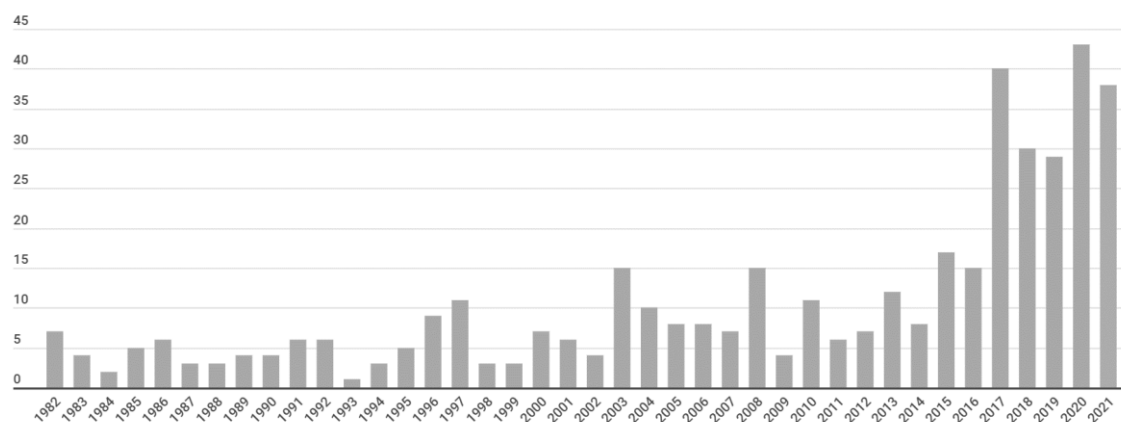
(Nolette,2011:14)。対して、Lynch (2001) では「各州が連携して訴訟を起こし、且つ資源を共有する行為」を多州連合訴訟と定義すると同時に、州司法長官が多州連合訴訟で協調しながら、法理、証拠、費用、スタッフなどを共有する側面を強調した (Lynch 2001:1998-2023)。

かつて、各州の州司法長官は互いに絡まずに州内を中心に活動するアクターであったが、州境を超えて活動する巨大企業と、広範囲の汚染を生み出す企業の生産活動に対して規制を掛けるような、連邦―州政府間の共同解決が必要となる全国的な問題が増えてきた。反トラストの分野における *In re Mid-Atlantic Toyota Antitrust Litigation* 事件 (516 F. Supp. 1287) は最も早い対企業の多州連合訴訟の一つとして挙げられる。毎年、州司法長官は数多くの企業と基本和解合意を結ぶ。例えば、2012 年に、44州の州司法長官が党派を超えて、大手製薬会社「グラクソ・スミスクライン (GlaxoSmithKline)」と達成した3億ドルの基本和解合意が医療詐欺史上に和解金額最大の和解事件となった。このような企業を訴訟相手とする訴訟は、政策形成訴訟 (policy-creating litigation) と呼ばれる。複数の州が企業と直接基本和解合意を達成することによって、議会での立法が行き詰まる場合においても、企業に対する政府の監視を拡大し、規制を課せるため、三権分立制を超える創造的な「法の抜け穴での交渉 (bargaining in the shadow of the law)」と評価される (Nolette,2005:9)。同時に、「法の抜け穴での交渉」は三権分立制の破壊に繋がる、極端な政策ツールであると批判的な態度を持つ学者も多くいる (Green 2020:252)。

一般的に、企業を訴訟相手にする政策形成訴訟の多くは超党派的な訴訟で、政治的な含意は少ないと考えられる。しかし、エネルギー企業を訴訟相手とする多州連合訴訟は連邦政府の環境政策に関わるため、政治化されて党派路線を踏まえて展開することが多い。例えば、エネルギー企業を優遇する規制緩和の環境政策を掲げる共和党のトランプ政権期に、ニューヨーク州の州司法長官 (民主党) は訴訟戦略で独自に大手化石燃料企業のエクソンモービルに規制を掛けようとした。エクソンモービルの生産活動は気候変動に悪影響を与える証拠を隠し、該当企業の証券を購入した消費者を騙したという主張で、エクソンモービルに対して訴訟を提起した¹⁵。

¹⁵ Laurel Wamsley, "Exxon Wins New York Climate Change Fraud Case", Dec. 10, 2019, <https://www.npr.org/2019/12/10/780317799/exxon-wins-new-york-climate-change-case> (最終接続 2021 年 11 月 20 日)

図<1-1-1> 年代別の対連邦政府多州連合訴訟の数



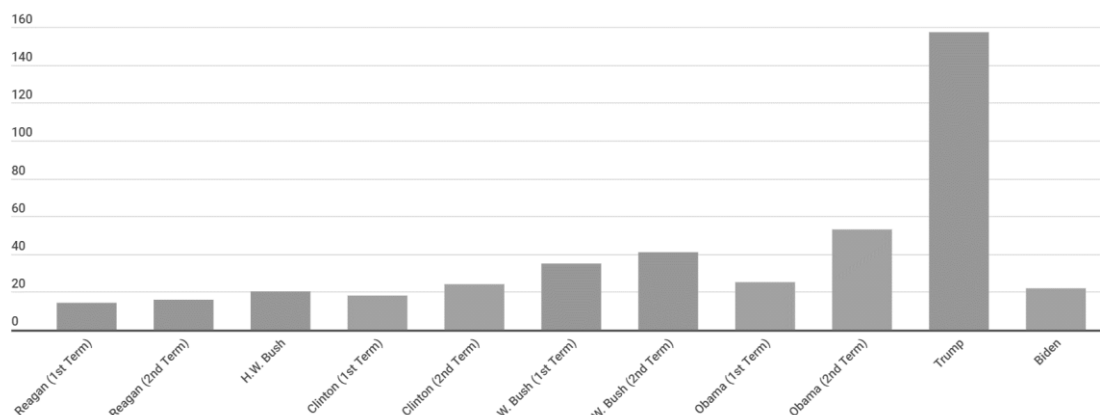
(出所：State Litigation and AG Activity Database)

多州連合訴訟データベースで確認できる最初の多州連合訴訟は、1982年の「Metzenbaum v. FERC事件（456 U.S. 742）」である。再生エネルギーの強制導入を要求する1978年公益事業規制法（The Public Utility Regulatory Policies Act of 1978）が憲法修正第十条と州際通商条項に違反すると主張し、ミシガン州とオハイオ州の州司法長官（二人とも民主党）は連邦エネルギー規制委員会に対して訴訟を提起した。この事件を皮切りに、組織的な対連邦政府多州連合訴訟が初めて現れた¹⁶。対エネルギー企業の政策形成訴訟と異なり、対連邦政府多州連合訴訟は政治的な性格を持ち、州権主義を巡る連邦制の紛争、あるいは、州権とは関係なく、ほかの政治的要因を巡って対連邦政府訴訟が展開されるようになった。便宜上、本稿では研究対象とする対連邦政府多州連合訴訟を、多州連合訴訟と省略して言及する¹⁷。

¹⁶ 1970年代から多州連合訴訟はすでに現れていたが、Nolette（2011）によると、それは偶発的な多州連合訴訟で、組織的多州連合訴訟ではなかったという。

¹⁷ 多州連合訴訟には、「対企業多州連合訴訟」と「対連邦政府多州連合訴訟」の二種類があるが、本稿では、「多州連合訴訟」という用語は「対連邦政府多州連合訴訟」のみを指すものとし、「対企業多州連合訴訟」を指す場合は全称で記載する。

図<1-1-2> 政権別の対連邦政府多州連合訴訟の数



(出所：State Litigation and AG Activity Database)

表<1-1-3> 政権別の対連邦政府多州連合訴訟の数

政権	民主党主導	共和党主導	両党連携
レーガン（一期）	4	0	10
レーガン（二期）	6	0	10
H.W.ブッシュ	0	0	0
クリントン（一期）	0	1	13
クリントン（二期）	0	0	12
ブッシュ（一期）	16	0	3
ブッシュ（二期）	22	0	3
オバマ（一期）	3	17	5
オバマ（二期）	10	39	4
トランプ	150	6	1
バイデン（2021年まで）	5	15	2

(出所：State Litigation and AG Activity Database を参考して筆者作成。)

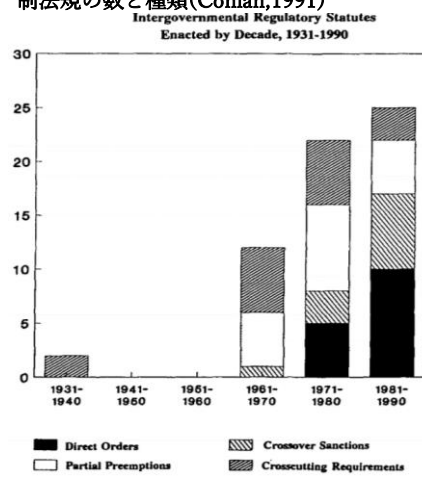
クリントン政権第二期まで、多州連合訴訟は特に増加することなく、長い間に政権ごとに20件以下の水準を維持していたが、G.W.ブッシュ政権からバイデン政権（2021年時点で）までの21年間において、その数は56から340件まで6倍まで急増した。政権別で見ても、多州連合訴訟の増加する勢いが以前と比べて明らかに増えたのはG・W・ブッシュ政権からであるため、本稿はレーガン政権からクリントン政権までのポストレーガン時代を多州連合訴訟発展期と規定する一方で、ブッシュ政権からバイデン政権までの時期を多州連合訴訟急増期と規定する。

表<1-1-3>から見れば、1980年代において、両党のイデオロギー分極化が既に起きていたが、G.W.ブッシュ政権までの超党派的多州連合訴訟が主流であり、両党は協力関係を築いて連邦レベルの政策の共同的解決を求める傾向であった。他方、州司法長官の司法積極主義（Judicial activism）の本格的台頭と党派的分断が現れたと考えられるのはG.W.ブッシュ政権からの話である。司法積極主義とは、法執行者が憲法および法律の解釈者という伝統的な役割を超えて、自分の政治的選好、現代社会において必要とされるものは何かという理解に基づいて判決を下すことを指す（大沢,2016:223）。G.W.ブッシュ政権以来、党派のイデオロギーに基づいて展開する多州連合訴訟の数量が明らかに増加してきた。この時代の超党派的多州連合訴訟は、反トラスト、消費者保護政策、医療詐欺などの対企業多州連合訴訟に限定されてしまい、対連邦政府多州連合訴訟における党派対立が深まっている（Nolette and Provost,2018:471）。続いて、発展期と急増期の多州連合訴訟の特徴について検討してゆきたい。

第二節 発展期：レーガン政権～ポストレーガン時代

1981年に規制撤廃を掲げるレーガン政権が発足したことにより、拡大傾向にあった連邦政府の権限が再び縮小に向かうと多くの人が信じ、「未来の連邦政府は、60、70年代の先占法によって州と地方を服従させ、州と地方のイノベーションを巡って政策を実施する」と予言したが、結局、レーガン政権による規制撤廃への期待は過大評価に終わった（Conlan,1991：43）。

図 1-2-1 20 世紀における政府間規制法規の数と種類(Conlan,1991)



レーガン政権初期において確かに規制撤廃が行われたが、時間の推移に伴って、行政命令、新たな専占法を設定するペースは70年代とはほぼ変わらなかった。

図<1-2-1>の80年代の政府間規制法

（intergovernmental regulatory statutes）の構成¹⁸から見れば、連邦政府の権限拡大は60、70年代に大量に導入された部分的専占法（partial preemption）¹⁹とクロスカッティング（Crosscutting Requirements）²⁰による産物であった（Conlan,1991：43）。レーガン政権は規制撤廃をはかったが、既に構築された大量な規制の経路依存的効果によって、連邦政府の権限の縮小は限

¹⁸ Conlan, Timothy J. "And the Beat Goes On: Intergovernmental Mandates and Preemption in an Era of Deregulation", The Journal of Federalism, Vol.21, Issue 3 (Summer 1991) :43-57.

¹⁹ 専占法に基づいて、一定の領域において上級政府（連邦政府）が下級政府（州政府）の規制権限を部分的に奪取することを指す。州法が連邦法と衝突する場合、連邦法を優先して執行する。

²⁰ 連邦補助金をもらう項目に条件を付ける。

定的だったと考えられる。第二節に述べた通り、州司法長官は協力的連邦制の中央集権化した官僚システムに対する懐疑主義的な抑止手段としての役割が拡大した (Nolette, 2015 : 36)。

1982年から1995年の間に、連邦議会が協力的連邦制期の「促進者」から「強制者」に転換した (Zimmerman, 1998 : 29)。規制を設定する新たな法規は規制を撤廃する法規より多く、レーガン政権の連邦政府は依然として、経済、社会、環境問題に対応しようとしていた (Conlan, 1991 : 44-55)。また、図<1-2-1>を踏まえて、予算配分において上位に立つ連邦政府は財政制裁を掛けて連邦政策の実施を促すクロスカッティング要件

(Crosscutting Requirements) という強制的な政策実施ツールをより頻繁に使用するようになった。また行政命令の増加によって大統領は議会を迂回して一方的に政策を押し付ける姿勢を示し始めたと言える。このように、連邦制が協力的連邦制から強制的連邦制²¹へと転換し始めたことにより、州政府に目標を押し付けると同時に相応の財政コストも州政府に負担させるレーガン政権によって日々に増加していく連邦政府の部分的専断法に抵抗するためには、州司法長官が台頭してきた。

同時に、20世紀における予備選挙の普及によって、政党アクティビストの政治的影響力が増大した。それによって、政治的分極化が進展し、従来大統領指名プロセスにおいて巨大な影響力を持っていた州レベルの政党エリートも弱体化した²²

(Layman, 2006; Conlan, 2017b)。同時に、全米選挙資金改革 (national campaign finance reform) によって、地方党組織が更に弱体化して連邦レベルでの政党組織が発展した結果として、同性婚や、医療保険などの全国的問題を巡って、民主、共和両党が州と連邦レベルの両方とも争うようになったとコンラン (2017) は指摘している (Conlan, 2017b : 171)。但し、この時期の多州連合訴訟における党派色はまだ不鮮明である。

1970年から1990年の間に、石油危機から発端した経済不況によって「大きな政府」路線への支持が動揺し、共和党は大統領の座を長期的に制して「長期政権」化し始めたが、連邦議会上下両院において依然として民主党が議席数で優位であった。但し、1981年のレーガン政権の発足に伴って、共和党は初めて、1957年から持続してきた上下両院における民主党の連邦議会における主導的地位を奪い取った。以後、連邦レベルにおける独自の党派

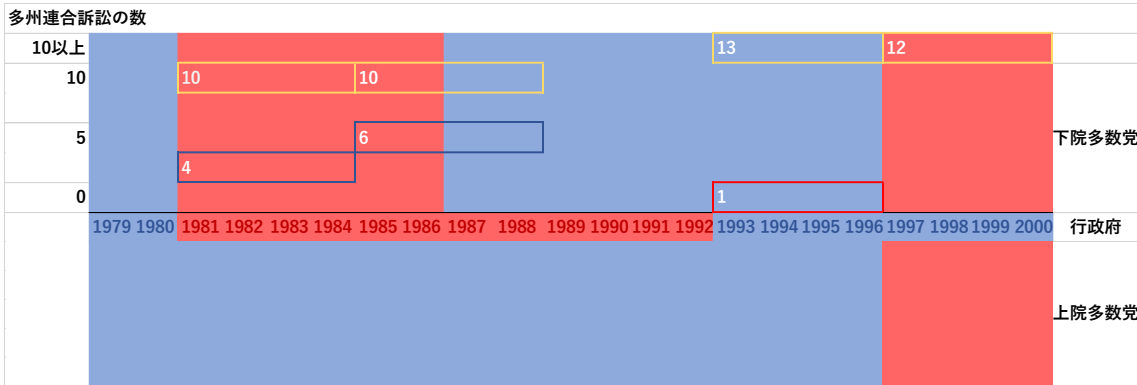
²¹ 強制的連邦制 (Coercive federalism) は、連邦政府の権力が大幅に増大し、州政府を上回って政策を州政府に押し付けることができる特徴を指す。John Kincaid. "From Cooperative to Coercive Federalism"

The Annals of the American Academy of Political and Social Science, Vol. 509, (May, 1990), pp. 139-152.

²² 大統領指名のプロセスが民主化する中、政党エリートの政治的影響力が削られ、代わりに利益団体などの政党アクティビストが指名プロセスにおける影響力が増大した。過去 50 年間、議会選挙における投票率が下がり、極端なイデオロギーを持つ投票意欲が高い政党アクティビストが過大に代表され、且つ、彼らが所在する選挙区においてオピニオンリーダーとして活動し、選挙民の民主、共和両党の政策に対する争点態度を形成させた結果、その影響を受けた政党エリートにおける分極化も進んできた。

的政策目標の推進が困難になった民主党は、州レベルから三権分立の制度枠組みを生かして司法プロセスを通じて、特に、環境政策における政策変更を追求することを目指すようになったと考えられる²³。しかし、レーガン政権の後期からG.W.ブッシュ政権までの間に、再び議会における多数党となった民主党が独自に主導する多州連合訴訟の数が減り、更に、共和党が上下両院の多数党になったクリントン政権第二期を含め、G.W.ブッシュ政権以降、民主党の州司法長官は一度も独自に多州連合訴訟を起こさなかった。

図<1-2-2>歴代の議会における多数党、大統領、及び多州連合訴訟の数



(青色：民主党主導、 黄色：超党派訴訟 赤色：共和党主導)

出処：State Litigation and AG Activity Database を参考して筆者作成。

この時期の多州連合訴訟における党派色がまだ不鮮明である要因は三点を挙げられる。一つは、共和党の州司法長官における司法積極主義がまだ台頭していないためである。1982年から2000年まで、共和党の州司法長官が主導する多州連合訴訟はたった一回のみで、多くの場合、共和党の州司法長官は民主党の州司法長官と連携して連邦政府に挑戦していた。

第二に、当時の政治的分極化はまだ現在のように深刻ではなかったことである²⁴。各州が選出する州司法長官の党派は、まだ現在のように、保守的な州が共和党の州司法長官を選出する可能性がより高い一方、リベラル州が民主党の州司法長官を選出する可能性は必ずしも高くなかった。例えば、クリントン政権初期において、大統領選の長期的傾向からみれば共和党寄りのフロリダ州、アラバマ州、アリゾナ州、アラスカ州、ミシシッピ州、

²³ 80年代の対連邦政府多州連合訴訟の多くは、環境政策に関する訴訟である。

State Litigation and AG Activity Database を参照する。

<https://attorneysgeneral.org/multistate-lawsuits-vs-the-federal-government/statistics-and-visualizations-multistate-litigation-vs-the-federal-government/>

²⁴ Pew Research Center, “Political Polarization in the American Public”, June 12, 2014. (<https://www.pewresearch.org/politics/2014/06/12/political-polarization-in-the-american-public/>, 最終接続 2021.12.19.)

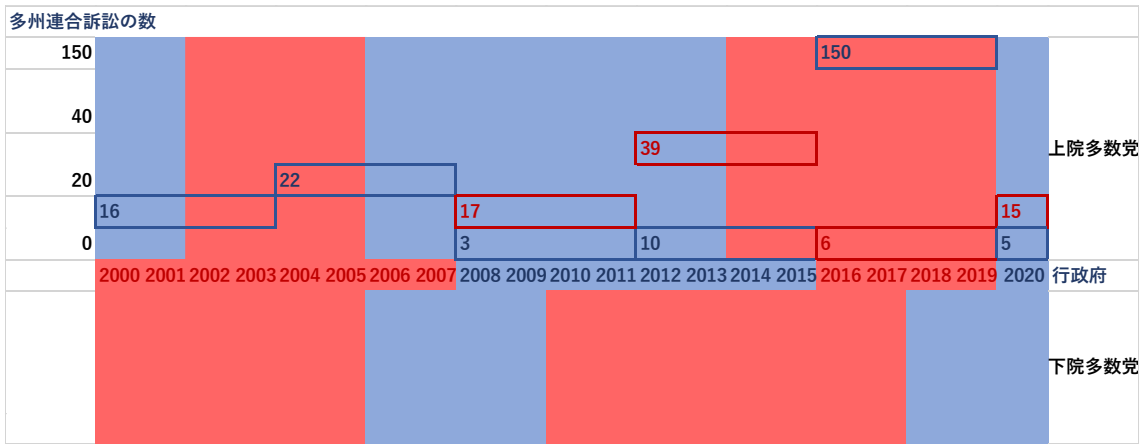
モンタナ州、ミズーリ州、ノースダコタ州、インディアナ州などの州司法長官は民主党の州司法長官であった。民主党寄りのニューハンプシャー州、ニュージャージー州、カリフォルニア州などの州司法長官は共和党の州司法長官であった。

第三に、当時、党派別の州司法長官におけるイデオロギーの対立も今日のように深刻ではなかった。1996年「Am. Rivers v. FERC」(129 F.3d 99) 事件のように、党派問わず、合計37州の州司法長官がアミカス書面を提出して参与して、環境保護局がバーモント州の州権侵害行為に反対した訴訟は、民主、共和両党の対立が深まった今日では考えられないことである。但し、それは決して民主党州司法長官と共和党の州司法長官の間に差異が存在していないと意味しているのではなく、民主党の州司法長官は依然として、規制撤廃に抵抗する多州連合訴訟に積極的に乗り出す傾向が高かった (Nolette2015: 29)

上記を踏まえて、民主、共和両党の議員が州と連邦レベルの両方で行政府とも争うようになったが、多州連合訴訟における党派色はまだ不鮮明であることで、当時の多州連合訴訟は、主に連邦政府の「強制的」な政策に抵抗する行為であったと評価できる。つまり、連邦政府が規制を撤廃する度に、民主党の州司法長官が反対の訴訟に乗り出した一方、クリントン政権期に連邦政府が州権を侵害する度に、党派問わずに州司法長官は連邦政府に反対した。

第三節 爆発期：ブッシュ政権～バイデン政権

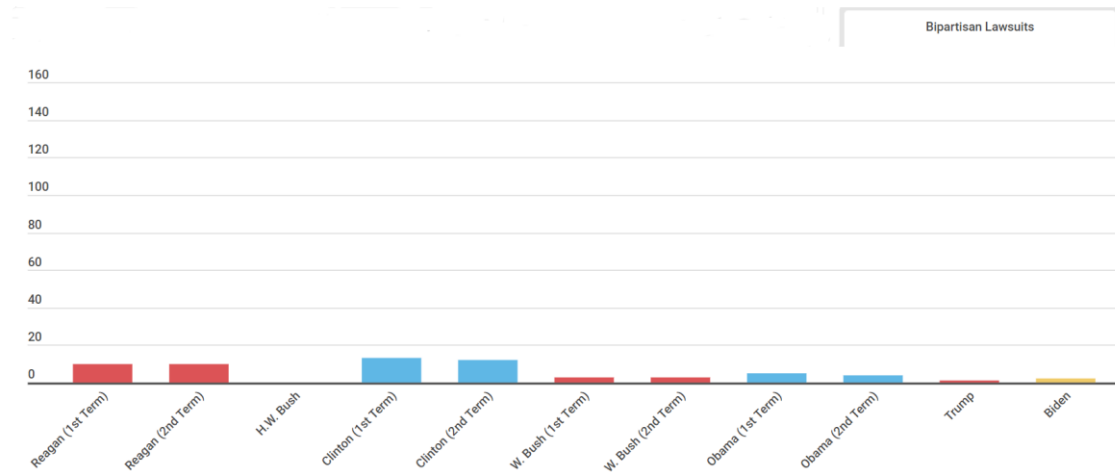
図< 1-3-1 >ブッシュ政権からバイデン政権まで：議会における多数党、大統領、及び多州連合訴訟の数



(青色枠線：民主党主導、 赤色枠線：共和党主導； 青い背景：民主党多数、 赤い背景：共和党が多数)

出処：State Litigation and AG Activity Database と CNN アメリカ議会選挙結果を参考して筆者作成

図< 1 - 3 - 2 > 超党派的多州連合訴訟の数



出処：State Litigation and AG Activity Database

1980年代にレーガン政権の発足により、アメリカは政党分極化の進展期を迎えた。分極化が進展し続けた結果、現在、アメリカにおける政治的分極化は30年前より広範で深刻であり、議会における両党のイデオロギー的距離（the ideological distance）も1979年以来の最高水準に達した（Conlan,2017a：177）。ブッシュ政権以降、行政府における政党交代が20世紀末期より激しくなっただけでなく、議会における両党の勢力対立も激しくなっている。単一政党による長期政権と議会に対する長期的支配が登場しにくくなる代わりに、分割政府が頻繁に誕生するようになった。

1990年代から、分割政府の常態化により、行政任命の承認と法案を制定するペースが明らかに緩やかになってきたが（Pickerill and Bowling,2014：369；Conlan,2017b：177）、分極化の背景において、統一政府になると政党色が強い政策が出されることが多い。例えば、オバマ政権時の重要な法案である、2009年アメリカ復興・再投資法（The American Recovery and Reinvestment Act of 2009）の一部分として提出された、教育改革計画の頂点への競争政策（the Race to the Top education initiative）とオバマケア（Affordable Care Act）は、いずれも統一政府の第111議会で可決された法案である

また、2009年に、American Clean Energy and Security Act of 2009(ACES)法案は下院では219対212の差で通過したが、上院に提出しなかったため、成立しなかった。オバマ政権第二期の中間選挙後、民主党は上下両院において過半数を失ったため、2009年の立法失敗にも関わらず環境規制強化の意欲を失わなかったオバマ政権は立法プロセスではなく、議会の承認を必要としないルール（rule）の形で「クリーンパワープラン（通称CPP）」を実行するしかなかった。

連邦レベルの党派的对立は州レベルにも波及する。政党リーダーやメディアの影響によって、有権者もより分極的になった（前嶋,2017）。2000年以来、統一政府が州政府を支配する州の割合が増加しつつ、より多くの州が一貫する赤い州/青い州は25州になった（Conlan2017：177）。2012年と2016年選挙の後、分割政府は12州だけになり、1952年以降の最低水準となった。2020年選挙後、分割政府は13州となった。州の政治的立場は、支配政党によって赤い州と青い州に分けられるようになり、州レベルにおいて州政府間の水平的対立が生まれた。統一政府が支配する州レベルでの立法の政党色が一貫した一方で、政党交代が頻繁である連邦レベルの立法が分極的で、政策の連続性を欠くこととなった。そのため、州政府と連邦政府との間で立法や政策を巡って衝突しやすくなり、州政府と連邦政府との間に垂直的な政治対立が生まれた。

図<1-3-2-2>から見れば、多州連合訴訟の件数が継続的に増加する傾向を呈し、政府間の対立関係は既に常態化している一方で、分極化の進行も訴訟を増加させている。また連邦レベルにおいて政権が交代する度に、連邦政府の政策方針に反発して訴訟を起こす党派も交代する。序章にも述べた通り、民主党の州司法長官は州を代表して、共和党政権のみに対して積極的に訴訟を起こす一方、共和党の州司法長官は民主党政権のみに対して積極的に訴訟を起こす。また、共和党の州司法長官が民主党が制する連邦政府の政策に独自に挑戦するのもブッシュ政権以降の新しい現象で、共和党州司法長官における司法積極主義の台頭は、党派間分極化と、民主党が制する連邦政府と共和党が支配する州との対立の深刻さを示している。人種、社会経済的地位、都市化の差が党派的なゲリーマンダリングによって、意図的に設定された選挙区の区割りによって増幅され、各選挙区の党派的な性格が強化され、同一党派内部のメンバーの同質性と、異なる党派のメンバー間の異質性は拡大され、地方公選公職者の間における分極化も激化している（Layman,2006：88－89）。各州が選出した州議員と連邦議員、州知事と州司法長官はその典型例となっている。

本章では、20世紀末期における州司法長官と多州連合訴訟の台頭を党派政治と連邦制の変容という共通する要因の異なる時期における特徴に着目して説明した。一言でまとめると、ほぼ同時に進行してきた連邦政府の権限拡大と党派対立の激化により、連邦制の性格が党派によって分断された「党派的連邦制（Partisan Federalism）²⁶」に変わってきた。党派的連邦制のもとに、対立政権が支配する連邦政府の権限が拡大する度に、州司法長官は対立政権に対して訴訟を提起して反発するようになった。

²⁵ 赤い州とは、共和党支持傾向が強い州である。また、青い州は、民主党支持傾向が強い州のことを指す。

²⁶ 党派的連邦制（Partisan Federalism）：Polzen Jessica が定義した党派的連邦制は、党派が連邦制を利用して党派的競争を行う動態的過程と、このような過程から影響を受ける個人（州民）の州と国家的身分一体感（state and national identification）が定着することを指す。（Pozen,2014：1080.）

Bulman-Pozen, Jessica. "Partisan Federalism", Harvard Law Review, Vol.127,no.4 (2014): 1077- 1146.

第二章 法制度的変化による州司法長官の権限拡大

アメリカ合衆国において、コロンビア特区を含め、アメリカの五十州において州司法長官のポストが設置されている。43 州の州司法長官は直接選挙を通じて選出され、残りの 7 州の州司法長官は州知事、あるいは州議会、州最高裁判所によって指名、あるいは、選出される²⁷。選出方法が異なる他に、州司法長官の権限と義務も州ごとに、時期ごとに異なっている (Myers and Ross, 2007: 11)。例えば、ワシントン州の州司法長官は 1970 年代までに州法によって消費者保護に関する訴訟を起こす権限を持っていなかったのに対して、ニューヨーク州では、既に 1957 年に最初の州消費者保護法が誕生し、州司法長官は消費者保護に関連する訴訟を起こす権限を持っていた。

州司法長官の権限は、主に州法、連邦法、およびコモンローによって規定される (Matheson 1993 : 5)。Myers and Ross (2007) は現代州司法長官の 8 点の一般的役割を挙げている。つまり、①州行政機構や官員を代表して訴訟を起こす自由裁量権、②刑事法の執行役、③違法行為に対する捜査権 (investigative authority)、政策決定者の一人としても位置づけられている州司法長官の権限、④州立法機関と行政機関に助言を提供する機能、⑤法の改革と立法の提唱 (law reform and legislative advocacy)²⁸、⑥政策形成者 (policy maker)、⑦法的顧問 (Opinions)、⑧公益を擁護する (public advocacy)。

代理人とクライアント関係から考えると、州司法長官は州における首席法執行官として、州政府の利益を代弁する。同時に、州司法長官の州政府に法的助言を提供する「州の代弁者と助言者」の役割がすべての州で規定されている。州司法長官が法の執行者としての権限は、①州行政機構や州政府職員を代表して訴訟を起こす自由裁量権、②刑事法の執行役、③違法行為について調査する権限 (investigative authority) という三点が重要である。

また、多くの州においては、州司法長官は公共利益を代弁する義務と権限を持ち、「人民の弁護士」として、⑧公益を擁護する (public advocacy) 役割も重要だと考えられる。州司法長官は州民の代理人として、消費者保護、反トラスト、環境正義、公衆衛生を擁護する義務を背負っている。但し、一部の州においては、州司法長官は「州民の弁護士 (people's lawyer)」としての義務は州法で規定されておらず、前述のような州政府の代弁者としての役割を中心的に果たしている。例えば、モンタナ州憲法では、州司法長官がパレンス・パトリエ (parens patriae) に基づいて個人を代表して訴訟を起こす権限を持たないと具体的に規定している (第二節において「パレンス・パトリエ」について具体的に説

²⁷ ハワイ州、アラスカ州、ニュージャージー州、ニューハンプシャー州、ワイオミング州において、州知事が州司法長官を任命する。メイン州において、州の立法機関が州司法長官を任命する。テネシー州は最高裁が選出する。 https://ballotpedia.org/Attorney_General_office_comparison (2021 年 1 月 4 日)

²⁸ 立法アジェンダを提言して、立法過程に直接参与する場合もある。

明する)。また、複数のクライアントの代理人として、州民と州機構の公共利益に対する考えが衝突する場合、州司法長官はどちらかの代理人として行動するのは問題視されることもあるが (Matheson 1993 : 15)、本章では論じないことにする。

多州連合訴訟の多くは消費者保護、反トラスト、環境訴訟、医療保険詐欺 (Medicaid fraud) に関連する民事訴訟である (Nollete 2011:36)。州司法長官は主にこの四つの政策分野に広範的な権限を持っていると考えられる。本章の第一節では、州司法長官この四つの政策分野における伝統的役割と権限について具体的に説明したいが、医療保険詐欺も消費者保護政策に分類されるので、消費者保護、反トラスト、環境訴訟を中心に説明する。また、主に連邦法の変化に注目しながら州司法長官の全般的な権限拡大を概観する。第二節において、州法の変化による州司法長官事務所の組織拡大に着目して州司法長官の権限と役割を説明したい。上記の四つの政策分野に関わる民事訴訟以外、刑事法を執行する権限も州司法長官の伝統的役割であるが、多くの州において、その権限は主に地区検事に委ねられていると同時に、州司法長官も部分の権限を共有しているので、刑事訴訟に関わる役割がより複雑である。また、近年から中絶の犯罪化により、多くの刑事訴訟も政治化されているアジェンダに関わり始めて、政治的含意が多く含まれているため、本章ではなく、第三章において刑事訴訟に関わる役割と刑事訴訟の政治化問題を別途に説明したい。

第一節 州司法長官の伝統的役割

1) 消費者保護における権限

ほぼすべての州において消費者保護に関する民事法を執行する権限が州司法長官に与えられており (Nollete, 2011: 73)、消費者保護法を執行する権限は州司法長官にとって代表的、基本的な権限だと考えられるが、一部の州では州司法長官は比較的近年になってから消費者保護に関連する法執行の権限を獲得した。ハワイ州では、2021 年 HI Rev Stat § 487A-3 という修正法が出されるまで、消費者保護に関連する法案を執行する権限は州商務・消費者事務局 (Department of Commerce and Consumer Affairs) にあった。また、ジョージア州では、2015 年に州知事消費者保護局 (the Governor's Office of Consumer Protection) は司法長官事務所に所属するまで、消費者保護に関連する事務を処理する専門的部門が設置されていなかった。

州司法長官が主導する消費者保護多州連合訴訟の歴史は、1970 年代まで遡ることができ (Provst 2015 : 38)、最も有名かつ盛大な戦果は「基本和解合意 (Master Settlement Agreement)」という和解合意の達成であるが、厳格に言うと、消費者保護訴訟というより、この訴訟はたばこ産業に対するメディケイド訴訟である。1998 年 11 月 23 日、46 州が連携して大手タバコ会社と基本和解合意「Master Settlement Agreement」に署名することにより、タバコ会社は州に毎年医療費を補償するようになる同時に、同訴訟において、州司法長官は議会の参与なしに、18 歳未満の若者を標的としたタバコ広告の規制をほぼ

全国範囲で達成したという消費者保護の超党派的な成果を収めた(Charles and Micheal,2001)²⁹。

従来の消費者保護訴訟において、州司法長官はコモンローの非正式な権限に基づいて調査を展開することは多いが、2010年ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法(Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act)は州司法長官の消費者保護における権限を正式的に拡大した。合衆国法典第12編第5552条(12 USC 5552.)は、州司法長官は州の名義で政府機構を代表して、かつ、当事者として(intervene in the action as a party)民事訴訟を提起する権限があると規定している。また、同法の第5565条によると、勝訴の場合、州司法長官が訴訟に使った資金を回収することを可能にした。

ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法の成立により、今後、州司法長官は明白な権限に基づいて消費者保護活動を行うと予想されている(Totten 2013)³⁰。同法を根拠とした代表的な訴訟をあげると、2016年6月27日、元カリフォルニア州司法長官、現副大統領のカマラ・ハリスは大手自動車会社フォルクスワーゲンによる消費者への広告詐欺と同州の環境保護法の違反行為に対して訴訟を起こし(16-cv-03620、多州連合訴訟ではない³¹)、147億ドルという歴史的な金額の和解協定が結ばれた。二次和解では、フォルクスワーゲンはカリフォルニア州に8600万ドルを支払った³²。

党派対立が深刻化する中、両党の州司法長官は依然として消費者保護の分野において連携を保ち、公益のために法的闘争を行っている。表<2-1-1-1>は、1985年以降アメリカにおける消費者保護多州連合訴訟の詳細である。2008年以前の多州連合訴訟はすべて20州以上の州が同時に参加する大型多州連合訴訟であるが、それ以降、20～10州以下の中型、10～2州しか参加していない小型多州連合訴訟も増えてきた。より少数の州でも訴訟を組織できるようになることから見れば、州司法長官の多州連合訴訟の経験向上、資源の増加が反映されていると考えられるだろう。但し、ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法の成立は2010年であるが、消費者保護多州連合訴訟の急増は2008年より既に始まった。2008年9月15日に発生した世界規模の金融危機であるリーマンショックに対応するには、州司法長官も重要な役割を発揮していた。2008年10月5日に42州の州

²⁹ King, C 3rd, and M Siegel. "The Master Settlement Agreement with the tobacco industry and cigarette advertising in magazines." *The New England journal of medicine* vol. 345,7 (2001): 504-11.

³⁰ Credit Reform and the States: The Vital Role of Attorneys General After Dodd-Frank.

³¹ 訴訟名：The People of The State Of California, V. Volkswagen Ag; Volkswagen Group of America, Inc.; Volkswagen Group of America Chattanooga Operations Llc; Audi Ag; Dr. Ing. H.C. F. Porsche Ag; And Porsche Cars North America, Inc.

³² Attorney General Kamala D. Harris Announces That Volkswagen Will Pay Additional \$86 Million to California over Emissions "Defeat Devices"

<https://oag.ca.gov/news/press-releases/attorney-general-kamala-d-harris-announces-volkswagen-will-pay-additional-86> (12月16日)

司法長官は全米最大な住宅ローン会社「Countrywide Financial Corporation」に対して、意図的に借り手の返済能力を正確に評価せず、ローン返済額を増額したとして、多州連合訴訟を提起し、87 億ドルの和解合意を達成した。州司法長官の多くは、全米で大手銀行 6 行についてリーマンショックにおける不正行為について調査と交渉を行った³³。それ以外では、伝統的な広告詐欺、医療保健詐欺、金融詐欺、製品の安全性から、フェースブックなど企業が提供するソーシャル・ネットワーキング・サービスの安全性まで、州司法長官は引き続いて訴訟を提起している。各州の消費者保護政策において、これからも重要な役割を発揮し続けるだろう。

表<2-1-1-1> 1985—2021 年 多州連合訴訟の数と和解金額

年	総和解金額	多州連合訴訟件数	20 州以上の大型多州連合訴訟件数
2021	\$26,811,946,831	13	4
2020	\$3,101,051,210	15	12
2019	\$1,760,664,960	16	10
2018	\$1,594,089,725	12	7
2017	\$1,543,672,107	18	10
2016	\$8,947,350,973	15	7
2015	\$2,244,333,000	24	11
2014	\$25,279,600,000	21	6
2013	\$16,517,480,000	21	9
2012	\$25,541,975,000	14	8
2011	\$112,625,000	8	4
2010	\$242,775,000	15	8
2009	\$196,220,000	14	10
2008	\$8,967,940,000	24	17
2007	\$48,075,000	8	8
2006	\$360,645,000	10	10
2005	\$80,190,000	9	9
2004	\$44,050,000	4	4
2003	\$3,737,500	3	3
2002	\$550,370,000	8	8

³³ Gramlich, John., “Foreclosure Probe Explained: What State AGs Want From Big Banks.”

Stateline (Oct 26,2011)

<https://stateline.org/2011/10/26/foreclosure-probe-explained-what-state-ags-want-from-big-banks/>

2001	\$102,700,000	5	5
2000	\$63,700,000	5	5
1999	\$51,370,000	4	4
1998	\$125,862,000	7	7
1997	\$165,225,000	3	3
1996	\$2,672,000	3	3
1995	-	-	-
1994	\$800,000	2	2
1993	\$150,935,000	2	2
1992	\$165,000	2	2
1991	-	-	-
1990	-	-	-
1989	-	-	-
1988	-	-	-
1987	\$16,500,000	1	1
1986	-	-	-
1985	\$157,000,000	1	1

2) 反トラストにおける権限

反トラスト法を執行する際、州司法長官は 1890 年シャーマン法 (The Sherman Antitrust Act of 1890)、1914 年クレイトン法 (The Clayton Antitrust Act of 1914)、及び一番重要な 1976 年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改正法 (The Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvements Act of 1976.)、この三つの連邦法および各州の州法に基づいて行動している³⁴。1976 年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改正法では、被害者の代わりに訴訟を起こして賠償を求めるパレンス・パトリエを導入した。この立法を境に、1980 年代における州司法長官による反トラスト法の執行が盛んになり、1983 年に全米州司法長官協会では反トラスト委員会も設置された。また、訴訟を提起する権限拡大のみではなく、同じ 1976 年の「犯罪制御法 (the Crime Control Act of 1976)」も各州の州司法長官に法執行の財源を提供した (Houck 2009: 2)。

³⁴ 州司法長官助手 Bill Baer の演説による: “Remarks by Assistant Attorney General Bill Baer at the American Bar Association Clayton Act 100th Anniversary Symposium”
<https://www.justice.gov/opa/speech/remarks-assistant-attorney-general-bill-baer-american-bar-association-clayton-act-100th> (最終接続 2022/08/26)

法改正のほか、この時期に、「小さな政府」を方針とするレーガン政権下の連邦貿易委員会（the Federal Trade Commission）とアメリカ合衆国司法省反トラスト局（the United States Department of Justice Antitrust Division）による反トラスト法の執行が減少したため、相対的に州レベルの法執行が増加してきた（Conners 2003：39）。但し、クリントン政権と H・W・ブッシュ政権の間、連邦政府による反トラスト法の執行は再び増加した。一般的に、反トラスト法の執行は、州司法長官、連邦司法省、連邦貿易委員会と企業（更に一般市民も民事訴訟を提起できる）によって執行される³⁵。この間、州政府と連邦政府は反トラスト法の執行における連携により、一定の成績を得た（Houck 2009:2-6）。表<2-1-2-1>から見れば、州司法長官の反トラスト訴訟に参加する意欲が最も高ぶるのは、H・W・ブッシュ政権からオバマ政権一期までの間である。相対的に、近年、州政府が主導する反トラスト訴訟（単一州による訴訟と多州連合訴訟の両方とも含む）の数が相対的に減少しているが、反トラスト法の執行は依然として州司法長官の重要な課題である。

表<2-1-2-1> 2007-2022 反トラスト訴訟の数

年 訴訟 件数	年代 訴訟 件数	年 訴訟 数	
2022	2	2006	21
2021	1	2005	36
2020	9	2004	27
2019	12	2003	23
2018	6	2002	28
2017	14	2001	17
2016	15	2000	21
		1990	18
		1989	11
		1988	21
		1987	6
		1986	9
		1985	7
		1984	6
			10 年平均値
			2022-2013 : 9.8 件
			2012-2003 :

³⁵ ニューヨーク州司法長官事務所の公式サイトによる反トラストの執行部門に関する説明：
<https://ag.ny.gov/antitrust/antitrust-enforcement>（最終接続 2022/08/26）

2015	11	1999	33	1983	14	23 件
2014	13	1998	18	1982	7	
2013	15	1997	35	1981	9	2002-1993 : 27 件
2012	27	1996	25	1980	3	
2011	26	1995	30	1979	10	
2010	16	1994	32	1978	5	1992-1983 : 13.4 件
2009	13	1993	31	1977	1	
2008	24	1992	24	1976	1	
2007	21	1991	18	1975	2	

1976 年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改正法の後、州司法長官の反トラスト法執行の権限はほぼ変化していない³⁶。現在、州司法長官による反トラスト法の執行は主に医療、製薬、電気通信産業という三つの業界に集中している。急速に変化する市場環境に対応するため、新興な大型テクノロジー会社に規制を掛け、反トラスト法執行における監督の権限拡大を求めるために、2021 年に、32 州の州司法長官が党派を超えて連携し、いくつの新たな反トラスト法の立法を支持する書簡を連邦議会に呈した³⁷。その他、反トラスト法執行における資金分配、効率、連邦政府との関係改善などの問題が存在していると元ニューヨーク州反トラスト局首席 Stephen D. Houck の報告に指摘され (Houck 2009)、今後、反トラスト法執行における州司法長官の役割を拡大するには、複数の課題を解決する必要があるだろう。

³⁶ State AGs: Are More Antitrust Enforcement Actions on the Horizon?

<https://www.regulatoryoversight.com/2021/10/state-ag-are-more-antitrust-enforcement-actions-on-the-horizon/>

³⁷ H.R. 3825, H.R. 3816, H.R. 3826, H.R. 3849, H.R. 3843, と H.R. 3460 の立法化。

2021 Congressional Legislation to Update Federal Antitrust Laws

https://ag.ny.gov/sites/default/files/antitrust_package_support_letter_.pdf

3) 環境保護における権限

環境保護に関して、1970 年の「大気浄化法 (Clean Air Act of 1970)」による市民訴訟条例 (citizen suit provision) の導入、および、1977 年「大気浄化法」の修正による州境を超える空気汚染の問題の解決を狙う § 126 が追加され、全ての州に対して隣接州に州境を超える汚染の被害を与える可能性を書面で事前に知らせる義務を課し、禁止令 7410(a)(2)(D)(ii) に違反する場合、「いかなる人 (any person)」も環境保護局に請願することができる」と規定されたため、州司法長官も州益と州民の代理人として、環境訴訟を起こせるようになった。

第一章に既に述べた通り、企業に対する提起する消費者保護や反トラスト多州連合訴訟の場合、州司法長官による超党派的連携が多く見られるが、環境訴訟の場合、企業のみではなく、連邦政府に対して訴訟を起こす場合もよくある。そして、企業を訴訟相手にする政策形成訴訟の多くは超党派的な訴訟で、政治的な含意が少ないのに対して、エネルギー企業を訴訟相手とする多州連合訴訟は連邦政府の環境政策に関わるため、政治化されて党派路線を踏まえて展開することが多い。

オバマ政権期に入り、両党のイデオロギー的分極化は収まらずに一層白熱化の方向に向かっていく。党派路線は州知事によっての重要性が格段に増しただけでなく、州司法長官の訴訟行為においても、党派色が鮮明になっている (Nolette, Provost 2018: 469)。この時期において、共和党の州司法長官は初めて訴訟による規制国家の拡大の阻止を試みた。特に 2014 年の「電力大気規制グループ対環境保護局 (Utility Air Regulatory Group v. Environmental Protection Agency, 134 S. Ct. 2427)」事件は、温室効果ガスを大気汚染物質として規制する権限を持つことを認めた「マサチューセッツ州対環境保護局事件」の判決結果に挑戦する重要な訴訟として見られる。この事件は「アラバマ州対 EPA 事件」とも呼ばれるが、アラバマ州とテキサス州の共和党の州司法長官が主導した訴訟で、合計六州が協力した事件である。オバマ政権期の環境保護局は現行法の大気浄化法に基づいて温室効果ガスについての規制を進めようとし、大気質の顕著な悪化防止プログラム

(Prevention of Significant Deterioration) を制定したが、複数の共和党の州司法長官が環境保護局は規制の法的合理性に疑問を投げかけた。連邦最高裁も五対四の投票結果で、マサチューセッツ判決では温室効果ガスが大気浄化法の規制対象になりうると示したが、全ての個別規定において温室効果ガスを対象とすべきことを示したわけではないという意見を示した。同判決では、保守派のアリート裁判官は、そもそも大気浄化法の規制対象に温室効果ガスを含めるマサチューセッツ州対環境保護局事件の判決自体が誤っていると指摘している (森田 2017: 162-163)。

オバマ政権第二期の中間選挙後、民主党は上下両院において過半数を失ったため、オバマ政権は立法プロセスではなく、議会の承認を必要としないルール (rule) の形で「クリーンパワープラン (通称 CPP)」を実行しようとした。前述において既に説明した 2015 年の「ウェストバージニア州対環境保護局 (597 U.S. 697)」事件は共和党の州司法長官が

オバマ政権の環境保護局に挑戦した代表的事例のほか、2015年に、「ミシガン州対環境保護局事件（135 S. Ct. 2699）」において、19州の州司法長官（うち16州が共和党で、3州が民主党）は連邦最高裁に訴え、オバマ政権期の環境保護局（EPA）が特定汚染源（工場と精油所など）の有毒物質の排出に対する規制がコストを配慮していない、不合理的、不必要な規制であり、費用の考慮を拒否することの違法性を主張した。その主張は最高裁の五対四の判決によって支持され、環境保護局の規制に挑戦することに成功した。保守派のスカリア判事が書いた意見書によると、「大気浄化法の合衆国法典第42編第7412条(n)(1)によると、EPAは規制が適切且つ必要であるかどうかを確認する法的義務がある。明らかにコストを配慮しなかったEPAの行動は権限を越えている」と指摘した³⁸。

このように、共和党の州司法長官は積極的に法的プロセスを通じて、オバマ政権及びオバマ政権期の行政機構の権限拡大に挑戦した。連邦レベルの環境・エネルギー政策は多州連合訴訟によって見直され、全体的/部分的に変更されるように、党派的分極化が収束しにくい時代における多州連合訴訟は政策革新の新しい手段としての重要性を分極化の進行に従って増しているといえる。また、前述の「ウェストバージニア州対環境保護局（20-1530）」事件では、共和党州司法長官達による審査請求によって連邦控訴裁判所の判決が覆されたが、今後、州司法長官のロビイング活動が連邦裁判所の判決の政治的影響についてますます注目する必要があるだろう。

第二節 法制度変化による州司法長官の権限拡大

1) スタンディング・ドクトリンの変化

上記は既にパレンス・パトリエ（*Parens Patriae*：国親思想とも訳す）の定義について提起したことはあるが、ここではその定義について詳しく説明したい。アメリカ合衆国においては、環境訴訟を含む一定の種類の訴訟において、州がパレンス・パトリエに基づく当事者適格を有している。州の準主権的利益、個人の利益が実際の損害を受けた場合、州司法長官が「州の親(*parent of the country*)」、あるいは、個々の州民の「親」として代わりに訴訟を提起し、州や個人に対する賠償を請求することができる（*Kanner* 2005:102）。1970年代から、連邦議会は徐々に連邦法にパレンス・パトリエ訴訟を起こす権限を州司法長官に授け始めた。だが立法による州司法長官に明白な法的権限を拡大する過程は増進的で、多くの場合、州司法長官は特定の法を執行する権限を持たない。にもかかわらず、実際のところ、各州は特定の法案に決められる明白、正式な権限を持たなくても、パレンス・パトリエ・スタンディング（*parens patriae standing*）というコモンローから由来する非正式な権限に基づいて、積極的に連邦政府に対して訴訟に乗り出している。「スタンディング（*standing*）」は、「*standing to sue*」とは同義である。「原告適格」に

³⁸ 該当訴訟の意見書：<https://casetext.com/case/michigan-v-envtl-prot-agency-1>（最終接続2023/08/28）

対応するものと解されている（太田,2016：1.）。「原告は、具体的で特定された事実上の損害を被告の係争行為により被ったか、その危険が迫っているものであること及び有利な司法判断により救済される可能性があることを要する」場合、スタンディング・ドクトリンが適用すると合衆国憲法第三編が定める司法権が有する事件及び紛争を解決する権限の限界を決めている。1973年State of Fla. ex rel. Shevin v. Exxon Corp.事件（526 F.2d 266）では、連邦第五巡回区控訴裁判所は州司法長官のコモンローから由来する権限について、州司法長官に特定の権限を与える立法が存在しない場合においても、州司法長官は公益のためにコモンローに基づいて自由裁量権を行使できると説明していた（Rutkow and Teret 2010：1377）³⁹。但し、全ての州において、州司法長官は一律でコモンローの権限を有しているというわけではない⁴⁰。50州のうちに9州は州司法長官のコモンローに由来する権限を制限している。例えば、Blumenthal v. Barnes事件（804 A.2d 152）に対する判決において、コネチカット州最高裁判所は州司法長官のコモンロー権限を否定した。

従来の連邦最高裁判所の判決傾向は、パレンス・パトリエ・スタンディングの応用に対する消極的と見受けられる（太田,2016：24）。1992年の「Lujan v. Defenders of Wildlife 事件（504 U.S. 555）」をはじめるとして、スタンディング・ドクトリンは適用しにくいとされていた。但し、2007年の「マサチューセッツ州対環境保護局事件」をきっかけにしてスタンディング・ドクトリン（standing doctrine）の法理が適用され、連邦最高裁判所は原告のマサチューセッツ州の原告適格を認めた。裁判所の州の準主権に対する特殊配慮（special solicitude）により、事実上、州司法長官の訴訟を起こす権限が拡大したと指摘される（Grove,2016：855；Allocca,2020；梅川,2021：185-186）。

2007年の「マサチューセッツ州対環境保護局事件」において、州益（sovereign interests）が州民の利益に関わる場合、マサチューセッツ州は訴訟を起こす権利を持つかどうかがこの事件の論争の中心となっていた（Shortell,2012：530）。連邦最高裁のリベラル派判事四人がマサチューセッツ州の「特殊地位」に賛成した一方では、ほかの保守派判事四人は、マサチューセッツ州は「特別配慮」を享受すべきではないと主張した。最終的に、中間派（Swing voter）と呼ばれるケネディー判事がリベラル判事の陣営に参入し、五対四の多数判決で、マサチューセッツ州が勝訴した。最高裁判所は、「マサチューセッツ州の権利と準主権に関わる利益を踏まえて、私たちの分析ではマサチューセッツ州は特殊配慮を享受する権利がある⁴¹」と解釈し（Massachusetts, 549 U.S.：520）、マサチューセッツ州の特殊地位を認めた。

³⁹ Rutkow and Teret, “The Potential for State Attorneys General to Promote the Public’s Health: Theory, Evidence, and Practice”, *30 St. Louis U. Pub. L. Rev.* 267 (2011):1-39.

⁴⁰ *National Association of Attorneys General, Common Law Powers of The State Attorneys General.*

⁴¹ 原文は：[g]iven [Massachusetts’s] procedural right and [its] stake in protecting its quasi-sovereign interests, the Commonwealth is entitled to special solicitude in our standing analysis.

ジョン・ポール・スティーブンス裁判官は州に対して「特殊配慮」を認めた理由について、第一に、州は連邦に参加した際に、元々行使できる部分的な権限を放棄し、連邦政府に預けたことで、各州が州益を侵害する隣接州の活動を阻止できなくなった。第二に、各州は外国 (foreign nations) と契約を結んで州益を増大させることができない。第三に、連邦の専断法によって、各州は州益を増大させる内部の規制 (internal regulations) を設定できない、という (Green,2020:257;)。この解釈は極めて広範で曖昧であり、マサチューセッツ州対環境保護局事件以降の判決においても、州は特殊配慮に該当しないと解釈される判決も多くある。例えば、「テキサス州対アメリカ合衆国事件 ((21-40680))」において、テキサス州も「特殊配慮」を享受すべきだとテキサス州は主張した；また、2011年 American Electric Power Co. v. Connecticut (10-174) の論争の中心も原告適格に関わるものだったが、二つの事件において、州は特殊配慮に該当しないと判示された。グローブによると、裁判所が州政府に対して「特殊配慮」を与える唯一の場合は、州の準主権が侵害されたと認定できる場合に限定されている (Grove,2016 : 855 ; Green,2012 : 42)。

それでも、マサチューセッツ州の勝訴によって、最高裁判所の原告適格を要求する基準が緩和されたとされる。また、2007年以降、それは多州連合訴訟が急速に台頭した原因となる可能性があるという指摘している (Allocca,2020 : 193)。この事件によって、「身分原則」が再び各州の視野に入り、その後の多州連合訴訟において各州が明白に要求するようになった。各州は州権が侵害されたと主張して、スタンディング・ドクトリンの適用を狙って積極的に訴訟を起こすようになり、「マサチューセッツ州対環境保護局事件」の後、多州連合訴訟の数は桁違いの勢いで増加した。

第一章に既に説明した政治的背景により、州司法長官の台頭は政治と社会の変化に対する応答だと考えられ、州司法長官の台頭を協力的連邦制の構築と法制度の変化に結びつけてノレット (2015) が説明している (Nolette,2015:3)。1937—1970年の間に、二元的連邦制 (dual federalism) から、連邦と州は同じ目標を達成するために責任と資源を共有する協力的連邦制 (cooperative federalism) への移行が徐々に完成した。協力的連邦制を構築するには、連邦議会は政策実施や法執行する際の州政府と連邦政府との共同努力を求めている。もう一方では、多州連合訴訟が現れた1980年代当初の役割は、協力的連邦制の中央集権化した官僚システムに対する懐疑主義的な抑止手段であった (Nolette,2015:36)。協力的連邦制とアメリカにおける対抗的法律尊重主義⁴²を重視する思想により、連邦議会

⁴² Kagan (2018) によると、対抗的法律尊重主義とは、法的プロセスを重視する政策決定、政策実施、紛争解決の方法である (“adversarial legalism”—a method of policymaking, policy-implementation and dispute resolution) と定義されている。対抗的法律尊重主義は常に権力が分散化され、階層的統制が相対的に弱い意思決定機関と関連する。対抗的法律尊重主義は二つの特徴がある：①正式な法的論争 (formal legal contestation) —司法的判断によって、当事者 (disputants) の法的権力、責任、手続き上

と州議会は強大な調査権と執行権が州司法長官に徐々に授けられていくうちに、州司法長官の権限は拡張された（Nolette,2015：35）。にもかかわらず、1970年代に入るまで、州司法長官の役割はかなり制限されている。州司法長官が台頭する転換点となったのは、州司法長官が積極的に連邦反トラスト法を執行する土台だと言われる1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改正法の成立である（梅川2019：188）。

の必要条件（procedural requirements）の実行を要求する。②司法行動主義（litigant activism）：弁護士による積極的に法的論拠、証拠を集める行為を励む考え方。

Robert A. Kagan, *Adversarial Legalism: The American Way of Law*. 2nd Edition (Harvard University Press,2018) p.6.

表<2-2-1-1> 州司法長官の権限を拡大した部分的な連邦法			
時間	連邦法	政策分野	詳細
1976	Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvements Act	反トラスト	州が連邦反トラスト法を執行する権力を拡大した
1976	Crime Control Act	反トラスト	州が連邦反トラスト法を執行する際に連邦補助金を提供する
1977	Clean Air Act of 1970	環境	同法 § 126に基づいて州司法長官を含む全ての人 (any person) は環境保護局に請願することができるようになる
1977	Medicare-Medicaid Anti-Fraud and Abuse Amendments	医療保険詐欺	州が医療保険詐欺法を執行する際に連邦補助金を提供する
1983	Housing and Urban-Rural Recovery Act of 1983	住宅	「the Real Estate Settlement Procedures Act of 1974」の条項を執行する権力を授ける
1990	Nutrition Labeling and Education Act	消費者保護/商業	「new food labeling laws」を執行する権力を州に授ける
1994	Freedom of Access to Clinic Entrances Act	医療健康	「new abortion clinic access laws」に基づいて国親思想訴訟を提起する権力認める
1998	Children's Online Privacy Protection Act	消費者保護	「new internet child safety laws」に基づいて国親思想訴訟を提起する権力認める
2003	Controlling the Assault of Non-Solicited Pornography and Marketing Act	消費者保護	「new e-mail communication regulation」に基づいて国親思想訴訟を提起する権力認める
2005	Deficit Reduction Act	医療保険詐欺	州レベルで反詐欺法案を採用すると奨励金を提供する (financial incentives)
2005	Class Action Fairness Act	消費者保護	集団訴訟を起こす際に、州司法長官に監督する権力、情報取得する配慮を授ける
2005	Bankruptcy Abuse Protection Consumer Protection Act	消費者保護	「the bankruptcy code concerning debt relief agencies」条項を執行する権力を授ける
2007	Energy Independence and Security Act	環境/エネルギー	「new light bulb efficiency standards」を執行する権力を授ける
2008	Consumer Product Safety Improvement Act	消費者保護	「federal product safety laws」を執行する権力を授ける
2009	American Recovery and Reinvestment Act	医療保険詐欺	「the Health Insurance Portability and Accountability Act」に基づいて国親思想訴訟を提起する権力認める
2009	Omnibus Appropriations Act	消費者保護	「the Truth in Lending Act」を執行する権力を授ける
2009	Credit Card Accountability	消費者保護	「federal mortgage laws」に基づいて国親思想訴訟を提起する権力認める
2009	The Immigration and Nationality Act	移民	移民法を執行する官員に監督する権力、移民に対して調査を行い、逮捕する権力を授ける
2010	Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act	消費者保護	「federal financial consumer protection law」に基づいて国親思想訴訟を提起する権力認める
2017	Cyber Privacy Fortification Act of 2017	ネット規制/プライバシー保護	同法に基づいて国親思想訴訟を提起する権力認める
2017	Stop Enabling Sex Traffickers Act of 2017	女性/児童保護	同法に基づいて国親思想訴訟を提起する権力認める
2020	Coronavirus E-BD Act of 2020	教育	同法に基づいて国親思想訴訟を提起する権力認める
2020	Holding Rioters Accountable Act of 2020	刑事	州司法長官が暴動者に対して訴訟を起こさないと連邦支援金が部分的に控除されると規定する
2020	State Attorneys General Empowerment Act of 2020	人権	the Violent Crime Control and Law Enforcement Act of 1994修正案に基づいて国親思想訴訟を提起する権力認める
2021	S.Res.246	教育	中小学校における批判的種族理論の散布しないように、市民権法に基づいて中小学校を監督し、必要に応じて調査し、法執行する権力を与える
2021	National Child Identification Act of 2021	児童保護	The National Child Identification Programを執行するための連邦補助金を提供する
1976-2010年 : Nolette (2015) pp.39-40.を部分的に参照 2010-2020年 : アメリカ国会文書参照して筆者が作成			

表<2-2-1-1>は、1976年から2010年まで、州司法長官の権限を実質的に拡大した重要な法案を列挙している。パレンス・パトリエ（*parens patriae*, 国親思想とも訳される）⁴³が多くの法案に導入されることを通じて、州が訴訟を起こす原告適格を付与されるようになった。連邦法やコモンローによって州が原告適格を有する場合、州司法長官は州と州民の代理人として提訴に乗り出して州と州民の利益を守ることができる（Nolette, 2015: 38; 梅川, 2021: 187-188）。反トラスト法、医療保険詐欺、環境政策、消費者保護政策という州司法長官が最も活躍している四つの政策分野以外、州司法長官の法執行の権限は移民政策、市民権、教育、プライバシー保護などの政策分野にまで拡大された。

2) 州法による権限拡大

上記は、連邦法による州司法長官の法的権限の拡大について説明した。しかし、州司法長官の権限は連邦法によって拡大されたのみならず、州議会も積極的に州司法長官に権限を授けていった。近年の例として、メリーランド州は、コモンローに基づいて州司法長官が州知事から独立して訴訟を起こす権限を預けられなかった九州の一つであった。2017年当時、メリーランド州の州司法長官は州知事ボイド・ラザフォード（Boyd Rutherford）の許可がなければ、トランプ政権のイスラム諸国からの入国禁止令に対して訴訟を起こすことができなかったが、民主党が州議会両院の多数派であったメリーランド州議会は「Maryland Defense Act」の成立によって、メリーランド州司法長官にトランプ政権の入国禁止令に対して訴訟を起こす権限が付与された⁴⁴。州司法長官は州政府職員として、やはり州を中心として活動している限り、連邦法より州法に依存して活動している。本節ではワシントン州を例として、州法の変化を中心に、州司法長官の権限拡大、更に州司法長官の活動を支える州司法長官事務所の組織拡大についても説明したい。

創設期のワシントン州州司法長官事務所は今日とは異なっていて、重要性が高いと思われない小さい事務所であった。最初のワシントン州の州司法長官事務所は州憲法第三条に基づいて設立された、権限はかなり制限されていた小型の行政部門であった。最初の20年間ワシントン州の州司法長官事務所で唯一の常勤弁護士は州司法長官本人であったが、

⁴³ アメリカ合衆国においては、環境訴訟を含む一定の種類の訴訟において、州が国親思想に基づく当事者適格を有している。州司法長官は「州の親(*parent of the country*)」として、州の主権、利益が損害された理由で州に対する賠償を請求することができる。

Allan Kanner, "The Public Trust Doctrine, *Parens Patriae*, and the Attorney General as the Guardian of the State's Natural Resources", *Duke Environmental Law and Policy Forum*, Vol. 16:57, (2005)p.59

https://www.researchgate.net/publication/228187158_The_Public_Trust_Doctrine_Parens_Patriae_and_the_Attorney_General_as_the_Guardian_of_the_State's_Natural_Resources

⁴⁴ 「Maryland Defense Act」の具体内容は下記のマリーランド州州議会ホームページにて確認できる。<https://mgaleg.maryland.gov/mgaweb/site/Legislation/Details/HB0913?ys=2017RS>（最終接続2022/11/23）

州司法長官は州司法長官事務所の人事任命によって州司法長官事務所の規模を拡大することができる。その法的根拠は、ワシントン州改定法典 RCW 43.10.060 の「州司法長官は必要に応じて補佐官を任命することができる」によるものである⁴⁵。1909 年より、州司法長官ウォルター・ベル（Walter Bell）はパートタイム⁴⁶で働く州司法次官補（Assistant Attorneys General）というポストを設置した。その他、ワシントン州改定法典 RCW43.10.070 は州司法長官のスタッフの報酬を決定する権力、RCW 43.10.080 は州司法長官が専門家を雇用する権力を規定している。

早期の州司法長官事務所は州益を代表して、州際通商、公共交通機関、公共事業に関する分野の訴訟を起こしていた（RCW 43.10.040）。そして、1941 年にスミストロイ司法長官の要請により、州議会が独占禁止法 RCW 43.10.067 を可決した上に、独占禁止法の執行は、州司法長官のみが代表できるという義務が付けられた。1970 年代に入ると、政治と社会の変化に対する応答として、ワシントン州の州司法長の役割は消費者保護、環境、刑事司法、公共法律顧問、農業、医療サービスまで拡大した。特にこの時期において、環境保護主義が台頭して、環境訴訟に対応する生態部門（Ecology Division）が代表的であるが、様々な部門が増設された。そして、1971 年時点では、ワシントン州の州司法長官事務所の人事構成は、130 名以上の弁護士を有し、また、州司法長官の下には行政助手、異なる分野の事務を担当する 3 人の副州司法長官、首席副州司法長官⁴⁷となっている。

クリスティー・グレゴワール（Christine Gregoire）が州司法長官を担当した間（1993-2005）、州司法長官の地位の向上や日々増加する訴訟事務に対応するには、発議権と州民投票に関する訴訟で州を代表する州訟務長官事務所（the Solicitor General's Office）が新設された。更に 2015 年、市民権問題を重視する州司法長官ボブ・ファーガソン（Bob Ferguson）の元に、政府機関、上場企業などにおける差別問題を調査するウイング・ルーカ公民権部門（the Wing Luke Civil Rights Division）が設立された。このように、州司法長官事務所に、連邦法や州法によって権限が付与され、数多くの政治や社会問題に対応するために自ら部門を増設して規模を拡大してきた。

ワシントン州のみではなく、すべての州司法長官事務所は複数の政策分野を担当する専門的な部門を設置しているが、各州の州司法長官事務所の規模はそれぞれ異なっている。カリフォルニア州とテキサス州など大きい州では、州司法長官事務所は 1000 名以上の弁護士を雇用しているのに対して、一部の州司法長官事務所では弁護士の数は 100 名にも至らないにもかかわらず、一般的に、多くの州司法長官事務所は 180～220 名の弁護士を雇

⁴⁵ ワシントン州改訂法典 チャプター13：州政府—行政—司法長官

<https://law.onecle.com/washington/state-government-executive/ch43.10.html>（2022/11/20）

⁴⁶ 特に、ワシントン州改訂法典 RCW 43.10.125 [1973 c 43 § 4.]により、非常勤の州司法長官助手は、弁護士として私的な資格で法律を実践することができる。

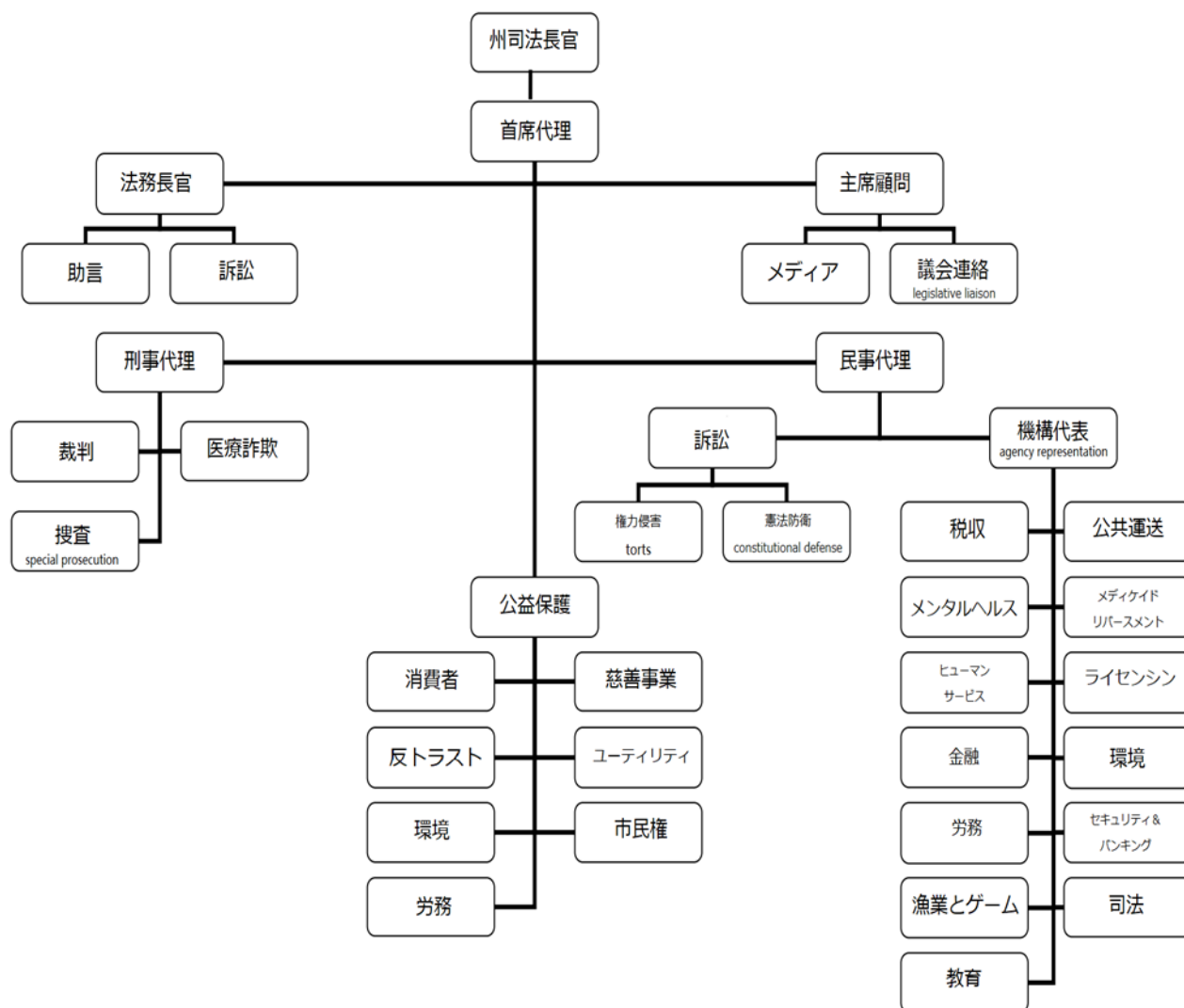
<https://app.leg.wa.gov/RCW/default.aspx?cite=43.10.125>（2022/11/20）

⁴⁷ 環境と自然資源、財務、雇用、コミュニティ、保健、娯楽に関連する事務を担当する。

用している (Tierney 2022)。但し、州司法長官の組織構造は基本的に類似している。ほぼすべての州司法長官事務所は首席代理 (Chief Deputy)、首席顧問 (Chief of Staff)、法務長官 (solicitor general)、刑事代理 (Criminal Deputy)、民事代理 (Civil Deputy)、公益保護代理 (Public Protection Deputy) のポストを設置している。刑事、公共利益と民事の三大部門の中、民事部門が一番大きい部門である。そして、各州の州司法長官事務所公共利益保護部門は、一般的に 1980 年代に消費者保護、反トラストなどの問題に対応するために設立されたものが多い。ロードアイランド州、デラウェア州、アラスカ州において地方検事が設立されていないため、この三つの州において、刑事部門の仕事は州司法長官が自ら処理する。ほかの州において、刑事訴訟の裁判管轄権は主に地方検事が有するが、州司法長官も部分的な裁判管轄権を持ち、地方検事と同時に、かつ独自に調査を展開することができる (Tierney 2022 : 6)。

図<2-2-2-1> 一般的な現代州司法長官事務所の組織構造

一般的な州司法長官事務所の組織構造



Tierney(2022)参照して筆者作成

小結

一般的に、州司法長官は州政府と州民の代理人として、コモンローに由来するパトリエ・パリエルの権限に基づいて州権や公益を守っているができる。しかし、州司法長官の権限について、コモンローによる定義は明白ではなく、更に一部の州において、州司法長官によるコモンローに基づく権限行使は禁止されている。しかし、1970、80年代による連邦政府による規制の相対的な後退により、州政府による法執行の緊急性が喚起された。社会的需要に応じ、連邦議会や州議会は州司法長官に明示的な法的権限を与えるように積

極的に立法を行っていた。それらの立法の大半は、州司法長官に消費者保護、反トラスト、医療保健詐欺、環境政策の分野における法執行の権限を授けたもので、この四つの政策分野における州司法長官の伝統的、且つ重要な役割は形成されている。また、州司法長官の役割増大に伴い、州司法長官事務所の規模も拡大してきた。現在、州司法長官事務所は特定の種類の訴訟、政策に対応する専門的な部門を設置しており、専門性を高めている。州司法長官と州司法長官事務所は、州と連邦レベルの法執行における不可欠、極めて重要な役割を發揮している。

更に近年の最高裁の判決動向として、一部の連邦機構の法執行権限が縮小されている。2021 年 AMG Capital Mgmt. v. Fed. Trade Comm'n 事件（141 S. Ct. 1341）においては、連邦取引委員会の法執行権限が制限されるようになった。また、2022 年 5 月に連邦第五巡回区控訴裁判所の Jarkesy v. SEC 事件（20-61007）に対する判決により、米国証券取引委員会の詐欺行為について訴訟を提起する権限の一部も制限されるようになった。さらに 2022 年 1 月に提起され、現時点に至ってまだ最終判決出されていない Axon Enterprise, Inc. v. Federal Trade Commission 事件（21-86）においても連邦取引委員会による法執行も挑戦されている。これから、連邦機構の法執行能力が挑戦される中、相対的に州司法長官による法執行の重要性も増大していくだろう。

第三章 刑事犯罪の政治化から見る州司法長官の政治的役割拡大：

中絶問題の事例

第一節 刑事犯罪の政治化

1) 州司法長官の刑事犯罪の管轄に関する権限

第二章に述べた消費者保護、環境保護、反トラスト、メディケイド詐欺に関する民事訴訟を提起し、法を執行するという州司法長官の伝統的役割以外では、刑事法の執行も州司法長官の伝統的役割だと考えられる。しかし、州司法長官は一般に各自の司法管轄区における首席法務官（the chief legal officer of their respective jurisdictions）だと考えられるが、常に首席法務官だと考えられているわけではない（Toth 2015：307）。その理由は、州司法長官の刑事法を執行する権限も州によって大きく異なっているからである。全ての州司法長官はコモンローや州法、連邦法に基づいて民事訴訟を提起する権限を有するが、一般的に、刑事訴訟を提起する権限は州司法長官ではなく、地方検事が持つ場合が多い。デラウェア州とロードアイランド州、アラスカ州のように刑事法の執行を州司法長官に完全に委任する州も存在する一方、更に刑事法を執行する権限を完全に持たない州司法長官もいる（Long 1934：361）。あるいは、一部の州司法長官は刑事調査権の役割を持たないにもかかわらず、刑事法の立法や政策形成に主導的な役割を発揮することもある。

より一般的なのは、州司法長官は地区検事（DA：direct attorney）と裁判管轄権を共有するが、その役割分担は異なっていて、特定の刑事犯罪に限って州司法長官が法執行の権限を持つ。地区検事は大半のケースを管轄する一方、州司法長官は法的衝突（legal conflicts）と特定の刑事犯罪を処理する（Tierney 2016-2020）⁴⁸。州司法長官協会によると、州司法長官が関与する刑事司法問題は、児童福祉、矯正施設に収容される受刑囚の市民権を擁護するために提起する矯正訴訟（Corrections litigation）、家庭内暴力、金融犯罪、科学捜査（Forensic science）、人身保護（Habeas corpus）、ヘイトクライム、警察による不正行為、性犯罪などを含む⁴⁹。それ以外、前メイン州州司法長官ジェームズ・ティアニー（James E. Tierney）が述べた州司法長官が処理する一般的な刑事司法問題の補充として、メディケイド詐欺⁵⁰、農村地域の犯罪（major crime in a rural area）、部分の州において殺人犯罪の管轄、電子計算機使用詐欺罪、汚職、重大犯罪も含まれている⁵¹。但し、

⁴⁸ 原文「The DA's handle the vast majority of cases and the AG's take cases where there are legal conflicts」。

州司法長官協会による刑事司法の説明に参照（<https://www.stateag.org/policy-areas/criminal-justice>）。

⁴⁹ <https://www.naag.org/issues/criminal-law/> 州司法長官協会ホームページに参照。（2022/12/05）

⁵⁰ 民事訴訟としてだけでなく、メディケイド詐欺は刑事犯罪として処理される場合もある。

⁵¹ 州司法長官協会による刑事司法の説明に参照（<https://www.stateag.org/policy-areas/criminal-justice>）。

一部の州において、例えばコロンビア特別区の州司法長官は軽犯罪に対して司法管轄権しか持たないが、地区検事は重罪に対する司法管轄権を持つ（Toth 2015: 309）。また、場合によって、州司法長官は刑事法を具体的に執行する権限を持たなくても、地方検事を監督し、地方検事との連携、及びアドバイスの提示は可能である。

2) 刑事犯罪とされる中絶問題の現状

このように、州司法長官の刑事法の執行における権限が大きく異なり、一概に論じにくいと思われる。但し、近年、中絶問題をはじめとする一部の刑事犯罪の政治化により、有権者は法執行者の州司法長官に目を向けるようになってきた。2022年6月24日に、最高裁判所はドブス対ジャクソン女性健康機構事件（597 U.S. 215）に対する判決で、遂に1973年の人工中絶を合法化したロー対ウェイド事件（410 U.S. 113）判決を覆した。ドブス事件により⁵²、人工中絶を禁止する権限が各州に認められるという抜本的な政策転換が全米において衝撃的な影響を及ぼしている。その影響を受けて、従来の州司法長官選挙とは異なり、数多くの州において、2022年の州司法長官選挙における人工中絶問題が州知事選挙と同じように重要なイシューとして争われている⁵³。

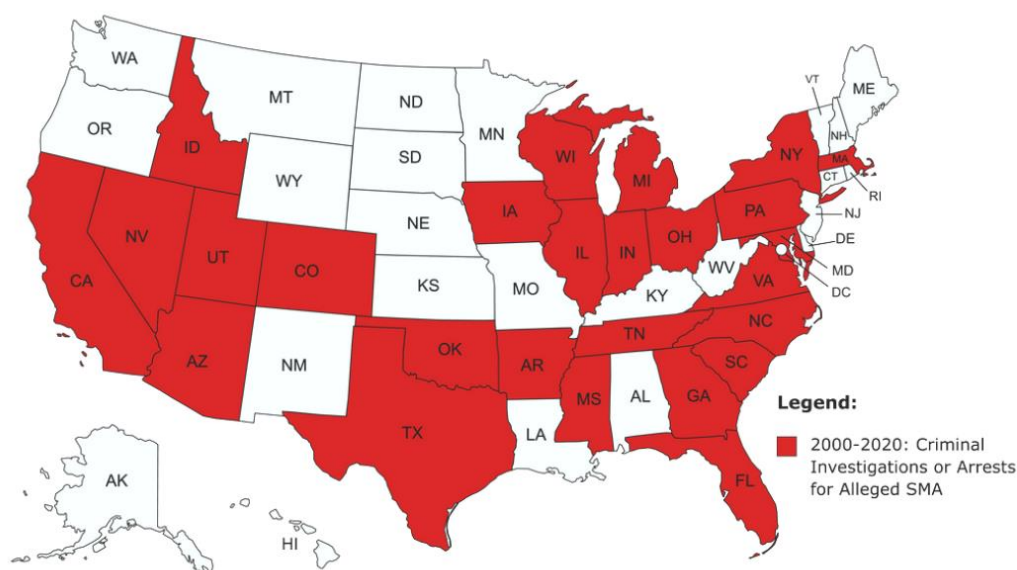
中絶による刑事犯罪の現状に関して、図<3-1-2-1>は2000–2020年の間、薬品などによる自己管理中絶（SMA：self-managed abortion）によって刑事調査/逮捕される可能性がある州の一覧である。If/when how という中絶権擁護の市民組織の調査レポートによると、有罪だと考えられる87%ケースは妊娠中期と末期のSMAである。また、一旦法執行者（例えば、地区検事）が介入すると、容疑者の逮捕される可能性が極めて高く、87%のケースでは容疑者が逮捕された（Huss et al. 2022：3）。

⁵² 本稿ではドブス対ジャクソン女性健康機構事件をドブス事件と略す。

⁵³ Adam, Edelman. “Abortion Fight Thrusts State Attorney General Races into the Forefront.” NBC NEWS, May 16, 2022. (最終接続 2024/05/29)

<https://www.nbcnews.com/politics/2022-election/abortion-fight-thrusts-state-attorney-general-races-forefront-rcna28663>.

図<3-1-2-1>SMA による刑事捜査調査/逮捕されるケースがある州の一覧



* Huss et al. 2022 から引用。

また、自己管理中絶ではなく、病院で中絶手術を受ける場合、一部の州において、州法により、中絶手術を行う医者と手術を受ける女性が捜査を受けることがある。ドブス判決後、保守州を中心に 19 州の人工中絶を制限するトリガー禁令/トリガー法 (trigger ban/pre-roe ban/trigger law⁵⁴) が自動的に有効になる。2022 年 11 月時点では、テキサス州などの 13 州ではトリガー法の発効により、人工中絶が違法になった⁵⁵。但し、アイダホ州のトリガー禁令をほぼ全面的に阻止した州最高裁判所は、緊急の場合、医者は人工中絶手術の実施により起訴されてはいけなと判決した⁵⁶。

ノースダコタ州、ユタ州、ワイオミング州、アリゾナ州とインディアナ州では⁵⁷、トリガー法の発効は州最高裁判所の判決によって一時差し止められたが、今後は依然として発

⁵⁴ トリガー法とは、執行不能だが、状況に重大な変化が生じた場合に自動的に執行可能になる可能性がある法である。

⁵⁵ この 13 州は、アイダホ州、サウスダコタ州、ウィスコンシン州、ミズーリ州、ケンタッキー州、ウェストバージニア州、テネシー州、アーカンソー州、オクラホマ州、テキサス州、ルイジアナ州、ミシシッピ州、アラバマ州。

⁵⁶ Devin, Dwyer. “Supreme Court Fractured over Idaho Ban and Emergency Abortion Access.” ABC News, April 25, 2024.

<https://abcnews.go.com/Politics/supreme-court-weigh-scope-idaho-abortion-ban-post/story?id=109251453>. (最終接続 2024/05/29)

⁵⁷ 現在、ワイオミング州、アリゾナ州、インディアナ州では、それぞれ 26 週、15 週、22 週以内の中絶は合法) である。

効する可能性がある。サウスカロライナ州（22 週）、フロリダ州（15 週）では、「6 週トリガー禁令」は州最高裁判所に差し止められたので人工中絶も元のままである。ジョージア州（22 週）の「6 週トリガー禁令」では、11 月 15 日に一時差し止められたが、11 月 23 日よりまた発効することになった。上記のサウスカロライナ州、ジョージア州、フロリダ州を含む 8 州では人工中絶は一定の期間内に行われた場合、合法だと規定されている⁵⁸。自由州を中心に、24 州では、人工中絶の権利を州法によって保障される、あるいは、無制限、24 週以内の中絶を合法だと規定している。

3) ドブス事件後の州司法長官の動向

一般的に、生殖に関する権利は州司法長官が従来から代弁している公衆衛生・医療という伝統的な政策分野に属する権利で、州司法長官は生殖に関する権利権を含む公衆衛生を享受する権利を守るべきポストだと考えられるが、両党の州司法長官が人工中絶問題に対して正反対の意見を持っていることが多い。特にドブス事件後、州司法長官の間における中絶問題を巡る対立が一層深刻化している。一部の州司法長官、特に民主党の州司法長官は、生殖に関する権利を全ての市民が享受すべき権利だと考えるのに対して、共和党を中心に一部の州司法長官は中絶を殺人、刑事犯罪と見なしている。

このような対立はイデオロギー的問題ではなく、法的問題にもなっている。州司法長官は州における刑事法の最高の法の執行者である場合、トリガー法を実行するかどうかを選ぶ権利を持っている。あるいは、コモンローに基づいて、実際の損害が発生する場合、州司法長官は賛同しない法に対して訴訟を提起し違憲判決を求めることができる⁵⁹。一部の州、特に民主党が多数党のリベラル州を中心に、生殖に関する権利を擁護する州最高裁判所と州司法長官事務所は禁令発効を阻止する努力を始めた。一方で、一部の共和党支持傾向の州において、中絶問題は刑事犯罪にもなりうるのである。

州レベルの法廷において、民主党による中絶擁護の努力は部分的に果たされたが、彼らは全国レベルにおける更なる成果を求めている。2022年9月28日、民主党中心の21名の州

⁵⁸ ネブラスカ州（22 週）、カンザス州（22 週）、アイホワ州（22 週）、オハイオ州（22 週）、ノースカロライナ州（20 週）。

⁵⁹ 州司法長官のコモンローから由来する権限について、州司法長官に特定の権限を与える立法が存在しない場合においても、州司法長官は公益のためにコモンローに基づいて自由裁量権を行使できると説明していた（Rutkow 2010：1377）

司法長官⁶⁰は迅速にテキサス州の中絶擁護NGO⁶¹と協力し合い、テキサス州に対して生殖に関する権利を擁護するための多州連合訴訟を提起した（Fund Texas Choice et al. v. Paxton et al., 1:22-cv-859-RP, 2022）。テキサス州の中絶禁止法によると、テキサス州以外の州で中絶を行った場合、刑事、あるいは民事責任を問われることになる。その目的は、州民は人工中絶を受ける機会を阻止するためだと考えられる。訴訟を提起した21 州の州司法長官は、テキサス州の反中絶法が、「憲法が明記していない多くの基本的権利の一つであるが、歴史と伝統…法的システムに深く植え付けている」州際旅行の権利に違反し、また、旅行者は人工中絶が合法化されている州において人工中絶のサービスを受取できると主張した⁶²。

更に、両党の中絶問題を巡る戦いは、2022 年11 月8 日の州司法長官選挙にも延長され、激熱な選挙合戦を展開していた。30 州、グアム、コロンビア特別区と北マリアナ諸島自治連邦区において州司法長官選挙が行われた。ドブス対ジャクソン女性健康機構事件の後、民主党は生殖に関する権利を保護するため、選挙でできるだけ多くの州で州司法長官のポストを確保する決意を固めた。民主党州司法長官協会（DAGA）は、2022 年州司法長官選挙激戦州だと言われるミシガン州、ネバダ州、ウィスコンシン州、ジョージア州、アリゾナ州に3000 万ドルを投入すると承諾した。DAGA にとって喜ばしいのは、ジョージア州以外の四州において民主党は州司法長官を確保したことである。また、テキサス州においてもDAGA は大量な資金を投入した。現職のテキサス州の州司法長官、「極右」だとDAGA に評価されるケン・バクストンに対抗するため、DAGA は一万ドル以上の広告を投じ、民主党候補者の人工中絶を擁護する立場を宣伝した（Manchester 2022）⁶³。しかしながら民主党候補者のロッチェル・ガーザ（Rochelle Garza）は10%の票差で現職の州司法長官ケン・バクストンに敗れた。

⁶⁰ カリフォルニア州、コロラド州、コネチカット州、デラウェア州、ハワイ州、イリノイ州、メイン、マリーランド州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ミネソタ州、ネバダ州、ニュージャージー州、ニューメキシコ州、ニューヨーク州、ノースカロライナ州、ロード・アイランド州、ワシントン州、コロンビア特別区。

⁶¹ これらの NGO は、Fund Texas Choice、Jane's Due Process、Lilith Fund for Reproductive Equity、Clinic Access Support Network、The Afiya Center、West Fund と OB-GYN Dr. Ghazaleh Moayedhi。

⁶² 1:22-cv-859-RP（2022）pp.4.~7 による。該書簡では、州司法長官は州際旅行の権利を擁護する Saenz v. Roe, 526 U.S. 489, 498 (1999) (citing United States v. Guest, 383 U.S. 745, 757 (1966))などの事例を列挙した。

⁶³ Julia Manchester, Democratic group launches ad buy targeting GOP AGs on abortion, The Hill. (Jul,28,2022)

<https://thehill.com/homenews/campaign/3578497-democratic-group-launches-ad-buy-targeting-gop-ags-on-abortion/>（2022/11/23）

DAGA が活躍する一方、中絶擁護の有権者の、民主党州司法長官に政治献金を提供する積極性も一気に高まった。ドブス判決が出される当日、民主党州司法長官協会が集めた資金は前日の15 倍に伸びた以外、当シーズンにDAGA が集めた政治献金も長期的に主導的地位を占める共和党州司法長官協会を超えた(Weber and Whitehead,2022)⁶⁴。

第二節 2022 年州司法長官選挙における中絶問題を巡る争い

次は 2022 年州司法長官選挙に焦点を当てながら、中絶問題における有権者の州司法長官に対する期待と、その期待に応じる州司法長官候補者の言動に注目する。それによって、刑事犯罪としての中絶問題の政治化と、州司法長官の刑事法執行における政治的役割の拡大を説明したい。

アメリカにおいて、43 州の州司法長官は一般選挙によって選出される。現代の州司法長官選挙は、州知事選挙や連邦議員選挙と同じように、テレビで討論会を行ったり、多くのニュース番組で報道されるなど高い注目を集めている。州司法長官選挙において、公共安全、反トラスト、消費者保護などの、州司法長官の伝統的な職能だと言われる政策分野が常に提起されるが、2022 年州司法長官選挙に注目すると、高い政治的関心を集めているいくつかの政策分野がよく提起される。例えば、犯罪問題を解決するという州司法長官の基本的職能のほか、コロラド州の現職州司法長官フィル・ワイザー (Phil Weiser) (民主党) は再選に挑戦する際に、自分自身がプロ CHOICE であると堂々に明言している。彼は生育権や環境保護などの訴訟経験をアピールし、競争相手のフィル・ワイザー (John Kellner) (現職地区検事、共和党) が犯罪問題に対応する経験しか持たないと攻撃していた⁶⁵。

中絶問題のほか、銃規制、オピオイド禍、移民問題、気候変動などが多くの州の州司法長官選挙で争点となっている。2022 年州司法長官選挙において、従来なかった 2020 年大統領選挙問題が新しいテーマとして多大な関心を集めている。これらの問題は高度に政治化されている 이슈でありながらも、場合によって犯罪問題、法的問題にもなる。前記にも言及したが、州司法長官の伝統的職能は反トラスト、消費者保護、特に刑事犯罪に関

⁶⁴ Lauren Weber and Sam Whitehead, Abortion Is Shaking Up Attorneys General Races and Exposing Limits to Their Powers, KHN. (Aug,19,2022)

<https://khn.org/news/article/abortion-is-shaking-up-attorneys-general-races-and-exposing-limits-to-their-powers/> (2022/11/23)

⁶⁵ 2022 年コロラド州州司法長官選挙テレビディベート

<https://www.youtube.com/watch?v=du4QgKoSFI> (2022/11/23)

連する公共安全の政策分野の法執行にある。しかし、州司法長官は積極的により多くの政策分野に進出する近年の動向からみれば、「州司法長官は自分の権力に対してより深く認識できるようになった」と Nollete は評価している⁶⁶、Nollete によれば、彼らは自分の持つ権力を広範的に応用し、政策制定に参加するようになり、政治的な役割が迅速に拡大している。

本稿は州司法長官の政治的役割と政治的影響力の拡大を、有権者の州司法長官に対する期待との関係性について論じたい。2022 年 11 月 8 日に行われた州司法長官選挙における中絶問題を上げながら、激戦州における州司法長官の中絶問題に対する態度と選挙の結果に注目することにより、政治生活における有権者の州司法長官に対する期待の増大と、州司法長官は重要な 이슈において有権者の政治的期待を担っている重要なアクターであることを説明したい⁶⁷。

中絶問題のほか、銃規制、オピオイド・エピデミック、移民問題、気候変動などが多くの州の州司法長官選挙に提起されている。2022 年州司法長官選挙において、従来なかった 2020 年大統領選挙問題が新しいテーマとして多大な関心を集めている。これらの問題は高度に政治化されている 이슈でありながらも、場合によって犯罪問題、法的問題にもなる。前記にも言及したが、州司法長官の伝統的職能は反トラスト、消費者保護、特に刑事犯罪に関連する公共安全の政策分野の法執行にある。しかし、州司法長官は積極的により多くの政策分野に進出する近年の動向からみれば、「州司法長官は自分の権力に対してより深く認識できるようになった」と Nollete は評価し⁶⁸、彼らは自分が持つ権力を広範的に応用し、政策制定に参加するようになり、政治的な役割が迅速に拡大している。

第一章において、州司法長官が台頭する法的制度と政治環境の変化について説明した。続いて本章の第一節では、州司法長官の政治的役割と政治的影響力の拡大を、有権者の州司法長官に対する期待との関係性について論じたい。2022 年 11 月 8 日に行われた州司法長官選挙における中絶問題を上げながら、激戦州における州司法長官の中絶問題に対する態度と選挙の結果に注目することにより、政治生活における有権者の州司法長官に対する期待の増大と、州司法長官は重要な 이슈において有権者の政治的期待を担っている重要なアクターであることを説明したい。

⁶⁶ 下記の記事による Nollete 教授へのインタビューを引用している。

Bailey Holly, High-profile attorney general races pitted abortion against crime, The Washington Post (Nov 9, 2022).

⁶⁷ 2022 年コロラド州州司法長官選挙テレビディベートより。
<https://www.youtube.com/watch?v=du4QgKoJSFI> (2022/11/23)

⁶⁸ <https://www.washingtonpost.com/nation/2022/11/08/attorney-general-state-results/>

<表 3-2-1>2022 年州司法長官選挙激戦州の結果

州	州法による中絶制限	現職	当選者得票	当選者の中絶への態度	競争相手の得票	競争相手の中絶への態度
アリゾナ州 R+3	合法（15週）2022/10/7にトリガー禁令は州最高裁に一時差し止められたが再発効の可能性がある	Mark Brnovich (R.リタイア)	Kris Mayes (D.1,254,612 50%)	支持	Abraham Hamadeh (R.1,254,102 50%)	反対
ジョージア州 R+3	合法だが厳しい制限(6週)11月23日より6週禁令再発効	Chris Carr (R.再選)	Chris Carr (R.2,032,500 51.9%)	反対	Jen Jordan (D.1,826,437 46.6%)	支持
アイオワ州 R+6	合法(21週)2019年によるPre-Roe禁令廃除、州最高裁は州法による中絶の権利を認めている	Tom Miller (D.落選)	Brenna Bird (R.611,432 50.9%)	反対	Tom Miller (D.590,890 49.1%)	不明白だが最終的に支持
カンサス州 R+11	合法(21週)1992年によるPre-Roe禁令廃除、州最高裁は州法による中絶の権利を認めている	Derek Schmidt (R.リタイア)	Kris Kobach (R.500,049 50.8%)	反対	Chris Mann (D.483,556 49.2%)	支持
ミネソタ州 D+1	合法(24週)州法による中絶の権利保障、基本無制限	Keith Ellison (D.再選)	Keith Ellison (D.1,254,371 50.4%)	支持	Jim Schultz (R.1,233,557 49.6%)	反対
ミシガン州 R+1	合法(24週)2022/9/7 Pre-Roe禁令廃除	Dana Nessel (D.再選)	Dana Nessel (D.2,326,855 53.2%)	支持	Matthew Deperno (R.1,950,046 44.5%)	反対
ネバダ州 even	合法(24週)州法による中絶の権利保障	Aaron Ford (D.再選)	Aaron Ford (D.506,465 51.3%)	支持	Sigal Chattah (R.428,586 43.4%)	中立
ウィスコンシン州 R+2	禁止Pre-Roe禁令の発行による中絶禁止	Josh Kaul (D.再選)	Josh Kaul (D.1,333,030 50.7%)	支持	Eric Toney (R.1,297,840 49.3%)	反対よりの中立

注：州の行に、州名の後ろに付く「英字+数字」は、各州の党派傾向を示す PVI 指標（Cook Partisan Voting Index）である。数字が高ければ高いほど傾向が強いを意味する。

筆者作成。

2022 年州司法長官選挙の全体的な傾向を見ると、民主党支持傾向が強い「青い州」において、中絶の権利を擁護する民主党州司法長官が選出され、対して、共和党支持傾向が強い「赤い州」において、中絶に反対する共和党州司法長官が選出されるという「イージーゲーム」が行われた。そのため、両党の勢力が比較的均衡であり、あるいは、両党の州司法長官が選挙を勝つ可能性が接近している激戦州（スイングステート：swing state）において、州司法長官のポストをできるだけ多く確保できる方が党派の訴訟勢力に有利である。これらの激戦州において、ほかの州のようなイージーゲームではなく、州司法長官の生殖に関する権利に対する観点は、11 月の州司法長官選挙の成否に強く結びついている。ネバダ州やミシガン州以外、いずれの激戦州においても、両党の州司法長官の票差は 5 % 以内に収まる激しい競争が行われた。結果として、8 つの激戦州において、民主党は 5 州において州司法長官のポストを確保できた。

なかでも最も重要な勝利と言えるのは、共和党支持傾向がやや優勢だったにも関わらずミシガン州では民主党の州司法長官ダナ・ネッセルが 10% に近い大差で州司法長官のポストを民主党陣営に収めたこと、そして、中絶を完全禁止としたウィスコンシン州において中絶に支持的な態度を持つ現職州司法長官ジョシュ・カウルが再選を果たし、共和党より中絶に比較的に寛容的な態度を持つ民主党がウィスコンシン州において訴訟で中絶禁令を覆す可能性が確保できたこと、及び、禁止法が再び発効する可能性があるアリゾナ州において、その可能性を防ぐ一つの防衛線としてのメイズの勝利である。そして、共和党によって激戦州における最も重要な勝利として、中絶に関する世論態度が容認的なカンザス州におけるクリス・コバック（Kris Kobach）の勝利である。彼は僅か 1% の差で、戦略的にカンザス州を確保するために大量の政治現金を投入した民主党に対して勝ち抜き、共和党の訴訟勢力に大きく貢献する激戦州における重要な一席を収めた。次は、この 4 つの州を中心に、有権者の期待と選出された州司法長官との関係性、及び、選出された州司法長官がもたらす可能な政治的意味を説明したい。

ミシガン州

現職で民主党の州司法長官ダナ・ネッセル（Dana Nessel, 女性）と共和党の州司法長官候補者マット・デペルノ（Matt Deperno）が州司法長官のポストを巡って競い合った。マット・デペルノは元トランプ大統領の支持者であり、2020 年の大統領選挙問題ではトランプ大統領を擁護する立場は揺るがず、党内のアクティビストの票を狙っていた。彼は、選挙を勝つために統一された政党が必要だという発言を繰り返し¹⁸⁾、党派路線に高度な忠実性を示している。そして、中絶問題に対して、ドブス対ジャクソン女性健康機構事件の直後、彼は中絶サービスを提供する者を過失殺人罪で起訴することを可能にする 1931 年中絶禁止法を擁護するという立場を明らかにした。

マット・デペルノの声明に速やかに反撃するため、ダナ・ネッセルも中絶について意見を述べた。強姦、不倫による妊娠、あるいは、母体の命が脅かされる場合の中絶禁止に反

対するという選挙広告を出した後、彼女は元々遅れていた世論調査で微弱な優勢を取るようになった¹⁹⁾。マット・デペルノの選挙戦略は明らかに共和党支持の有権者を確保することだと考えられる。しかし、世論調査専門家リチャード・ズーバ（Richard Czuba）によると、州内の平均的な有権者は2020年大統領選挙の結果を支持し、且つ、生育権の保証を求めている。そして、平均的な有権者はダナ・ネッセルを選んだことにより、マット・デペルノが世論調査でリードしていたのにもかかわらず、逆転し、最終的にダナ・ネッセルは再選を確保できた。

ウィスコンシン州

2022年6月24日のドブス判決により、ウィスコンシン州の1849年中絶禁止法は自動的に発効した。ウィスコンシン州では中絶が全面禁止になった四日後の6月28日、現職の州司法長官ジョシュ・カウルと州知事トニー・エヴァーズ（二人とも民主党）は、ウィスコンシン州安全専門サービス局（The Wisconsin Department of Safety and Professional Services）、ウィスコンシン州医療検査協会（the Wisconsin Medical Examining Board）と連携して、デーモン郡巡回裁判所に中絶禁止法反対の訴訟を提起した。最初、被告とされたのは、州議会における共和党指導者たち—下院議長ロビン・ヴォス（Robin Vos）と上院内総務デヴィン・レマヒュー（Devin LeMahieu）と州上院議員ステート・セン（State Sen）—であった。ジョシュ・カウル（Josh Kaul）は、「1849年禁止法を廃止する最良の方法は立法だが…但し、未だに立法機構は興味を示していない」と述べた⁶⁹⁾。共和党が両院をコントロールしているウィスコンシン州においては、立法による中絶禁止法の廃除は非現実的で、中絶の全面禁止を覆す一番可能性が高い方法は司法手段である。

そして、訴訟を提起した13日後の7月11日に、ジョシュ・カウルはツイッターにて州司法長官の再選に挑戦することを公表した。選挙に向けて、カウルは何回も自分が州司法長官に再選されたら、彼は州司法長官事務所の資源を中絶犯罪の捜査に使用しない、「犯罪者」に対して訴訟を起こさないと述べ、つまり、彼は1849年禁止法の事実上の不執行を確約した。

本章の最初にも述べたとおり、多くの場合、人工中絶の刑事条項を執行する管轄権を持つのは地方検事であり、州司法長官はその権限を持たないことが多い。つまり、州司法長官が中絶犯罪を起訴しなくても、地方検事が訴訟を起こす可能性があるということである⁷⁰⁾。カウルの法の執行拒否という発言に対して、共和党の競争相手エリック・トニー（Eric

⁶⁹⁾ 記者未記載, LeMahieu says GOP abortion bill won't be considered on Senate floor, WISPOLITICS (Mar 16, 2023)

<https://www.wispolitics.com/2023/lemahieu-says-gop-abortion-bill-wont-be-considered-on-senate-floor/>

⁷⁰⁾ 但し、州司法長官は地方検事に資源を共有し、地方検事を監督する権限を持っている。

Toney) は、州司法長官には執行する法を選ぶ権利がないとカウルに反論した。彼が共和党として当選した場合、中絶禁止法の執行は確実となる。

Marquette 大学の世論調査によると、ウィスコンシン州では、中絶に寛容的態度を取る人は半数を超える 58%である（全ての場合は合法（27%）/多くの場合は合法（31%））。対して、厳格な態度を取る人は 35%である（全ての場合は違法（24%）/多くの場合は違法（11%））⁷¹。Pew research center の調査によると寛容的態度を取る人（全ての場合/多くの場合は合法）は半数を超える 53%で、反対意見を持つ人（全ての場合/多くの場合は違法）は 45%である⁷²。このような世論背景において、立法による中絶禁止法の廃止が困難の中、民主党の州司法長官ジョシュ・カウルと州知事トニー・エバーズ（Tony Evers）が再選を果たしたことは、ウィスコンシン州でのプロチョイス派にとって極めて重要な勝利であったと言えるだろう。

アリゾナ州

パブリック・オピニオン・パルスの世論調査によると、91%以上の有権者（特に女性有権者）は、中絶が一定の状況では合法であるべきだと考える。また、64%の有権者は、誰に投票するかは候補者の中絶問題への態度によると述べた²⁴）。中絶反対派も積極的に投票したにもかかわらず、エイブラハム・ハマデ（Abraham Hamadeh, 共和党）は僅か 510 票の差でクリス・メイズ（Kris Mayes、民主党）に惜敗した。民主党は州司法長官の座を共和党（現職：Mark Brnovich）から奪い返した。

ウィスコンシン州と同様に、人工中絶の刑事条項を執行する管轄権を持つのは地方検事である。アリゾナ州現在の州法によると、15 週以内の中絶は合法で認められているが、女性候補者のメイズはツイッターにて、競争相手のハマデは医者をつとめ、中絶を受けた女性に罰を下すと攻撃していた。ウィスコンシン州の州司法長官ジョシュ・カウルと同じように、彼女も中絶した者と中絶に協力した者を起訴しないと主張し、当選した場合、現在の州法は執行されないことを表明した。但し、実際にはアリゾナ州州法には女性が起訴されないと明記されている。メイズの根拠が欠如している発言に反論したハマデは、「個人

⁷¹ Aly Prouty and Savanna Tomei ,Poll: Majority of Wisconsinites support abortion, Spectrum News1.(Jun,24.2022)

[https://spectrumnews1.com/wi/milwaukee/news/2022/06/24/how-wisconsinites-feel-about-abortion\(2022/11/22\)](https://spectrumnews1.com/wi/milwaukee/news/2022/06/24/how-wisconsinites-feel-about-abortion(2022/11/22))

⁷² Pew Research Center, Views about abortion among adults in Wisconsin .

[https://www.pewresearch.org/religion/religious-landscape-study/state/wisconsin/views-about-abortion/#demographic-information\(2022/11/22\)](https://www.pewresearch.org/religion/religious-landscape-study/state/wisconsin/views-about-abortion/#demographic-information(2022/11/22))

の意欲はどうであろうと…州司法長官の仕事は議会が制定した法の執行に協力すること
で、法を制定することではない」と述べた⁷³。

激戦州のアリゾナ州とウィスコンシン州において、有権者は中絶を受けた女性/中絶手術
を実施した医者を起訴しないと明言した州司法長官に票を投じることからみれば、実際
に、有権者は州司法長官が具体的にどのような権限を持っているかについて十分理解して
いなかったものの、彼らは州司法長官の政治的役割の重要性を意識するようになり、州司
法長官が生殖に関する権利を守ってくれるという役割を期待するようになったと考えられ
る。

また、2022 年州知事選挙では民主党のケイティ・ホップズ (Katie Hobbs、女性) が州
知事として選出され、民主党のエイドリアン・フォンテス (Adrian Fontes) が州務長官と
して選出されたので、同一政党は州知事、州務長官、州司法長官のポストを同時にコント
ロールする「トリプレックス (State government triplexes)」の下に、中絶問題を巡る党派
的摩擦はある程度まで減ると考えられる。また、州議会選挙においても、両党の勢力は基
本的に均衡を保っている (下院: D14, R16; 上院: D29, R31.) という状況からする
と、15 週以内の中絶が認められるという現状は維持できるだろう。また、州最高裁判所
によって一時差し止められた中絶禁令が発効しても、州司法長官に選ばれたメイズは州最高
裁判所に再び生育権を守る訴訟を提起することができ、あるいは、他の民主党州司法長官
は全国レベルの多州連合訴訟に協力する可能性は十分にあると考える。

カンザス州

1964 年～2020 年間共和党の大統領候補者を連続選出したカンザス州においても、両党
の間に激しい競争が行われた。105 の郡の内、民主党の新人政治家クリス・マン (Chris
Mann) は 5 つの郡でしか選ばれなかったにもかかわらず、高い総得票数を集めた。共和
党のクリス・コバック (Kris Kobach) は僅か 1.2% の差で辛勝し、総得票数ではクリス・
マンはクリス・コバックに僅か 17363 票差であった。

州司法長官選挙に勝ったクリス・コバックはカンザス州の経験豊富な有名政治家であ
る。彼の過去のキャリアパスを見てみると、最初は 2004 年に市会議議員、2010 年にカン
ザス州の州務長官を二期担当した。また、彼は州務長官を担当していた間にもトランプ大
統領の移民政策の顧問も担当したことがあり、トランプ政権の「ゼロトレランス移民政

⁷³ Alexis Weiss, Fact-check: Kris Mayes exaggerates, but as AG, Abraham Hamadeh could seek jail time
for abortion providers, Cronkite News. (Nov.7,2022)

<https://cronkitenews.azpbs.org/2022/11/07/fact-check-kris-mayes-exaggerates-abraham-hamadeh-could-jail-time-abortion-providers/> (2022/11/23)

策」の政策制定者の一人である。2017年5月トランプ大統領の13799号行政命令によって設置された、選挙における不正を監督する「大統領公正選挙委員会 (Presidential Commission on Election Integrity)」の副委員長に就いた経験がある。これらの経験、特に強引な移民政策への態度によってコバックは全国の極右派と保守派の間において名を馳せている。

州務長官としての任期がそろそろ終わりを迎える2018年に、コバックは州知事選挙に挑んだが、その際の彼のアジェンダ設定は移民政策を中心としていたが有権者の関心を惹きつけることに失敗した。民主党のローラ・ケリー (Laura Kelly) に敗れたことにより、共和党支持傾向が強いカンザス州は民主党州知事の支配の下に置かれた。そして、2020年連邦上院選挙において、彼は党内予備選挙で敗北した。二回連続で州務長官より上位の公職に挑戦することに失敗した後、彼は2022年州司法長官選挙を通じて政治の舞台に戻ることを目指すようになった。

2022年の州司法長官選挙において、彼はほぼあらゆるアジェンダにおいて、民主党と反対の意見を持っていた。コバックが選挙で公表した「五点計画書 (Kris Kobach's Five Point Plan for the Kansas Attorney General's Office)」において、バイデン大統領と彼の支配の元に置かれた「権限が過度拡張した」連邦政府に対して訴訟を提起することを選挙の最優先のアジェンダとして宣伝していた²⁶⁾。彼の選挙広告においても、民主党の競争相手クリス・マンはバイデン政権のアジェンダに反撃しない操り人形に過ぎないと攻撃していた。また、選挙宣伝の間、コバックはフェイスブックにて常に自分の名前と「VOTE FOR REPUBLICAN (共和党に投票しましょう)」「RED WAVE (赤い波、共和党の連勝の波)」などのワードを同時に並べ、民主党との対立を強調することを通じて保守派アクティビストの票を狙っていた。トランプ大統領と親密な関係を持ち、トランプ政権の政策に関与した前職の経験が有利に働くだろうとコバックは考えたように思われる。バイデン政権に反対する以外、彼は2020年大統領選挙問題を五点計画書の二番目重要なアジェンダとして宣伝していた。ほかに銃ライセンス料の廃止、中絶禁止法の回復と執行についての承諾、消費者詐欺の保護である。

彼が当選した結果から顧みれば、このような宣伝は共和党内の極右アクティビストを惹きつけることに成功したと言えるだろう。共和党内のエスタブリッシュメントは、州司法長官の共和党内の初選で中道派のケリー・ウォーレンへの支持を表明したが、コバックは自らエスタブリッシュメントと距離を置くようにエスタブリッシュメントの支持はいらないと言い張った²⁷⁾。州司法長官選挙において、州知事や連邦上院議員選挙における失敗の経験を活かし、トランプ大統領の移民政策の顧問を担当していた頃に重要アジェンダとして宣伝していた移民問題に言及する回数が減り、最初からターゲットとする有権者を極右派と保守派に決めてより直接的に彼らの関心を惹きつけるようなアジェンダ設定をした。

中絶問題はコバックが一番関心ある 이슈とは言えないが、彼は従来から中絶に対する確固たる反対者である。2018 年州知事選挙の際に、彼は既に自分が 100% のプロライフとフェイスブックで発信していた⁷⁴。カンザス州は 1992 年にロウ判決以前の禁止法を廃止したので、現在の州法によると、カンザス州において 22 週以内の中絶は合法化されている。但し、2022 年 11 月の選挙に向けて、8 月 2 日に、州議会における共和党は州法による中絶権利の保護を取り消すという「value them both」修正案について州民投票を行った。結果として、58.91%（543855 票）の有権者は反対したので、この修正案は否定された。コバックはこの修正案の支持者で、当時、彼はフェイスブックにて数回もこの修正案に支持態度を示した⁷⁵。それにもかかわらず、3 ヶ月前に中絶の権利を否定する州憲法修正案に反対の票を投じたカンザス州の有権者は、11 月に票を中絶の権利を否定するコバックに投じた。筆者の推測として、その理由としては以下の四点が考えられる。まず第一にコバックは中絶問題を最優先アジェンダとして宣伝していないこと。第二に 8 月に党派利害に関わらない州憲法修正案に反対票を投じた一部の有権者は、11 月の中間選挙で所属党派に基づいてコバックに投票したと考えられる。第三にカンザス州は従来から共和党支持傾向が強く、一部の有権者はアクセスできる情報が限られており、閉鎖的で、党派に基づいて投票をしていること。この意味では、州司法長官選挙も党派闘争の一環とされている。第四に、クリス・マンは初めて公職選挙に出馬する新人政治家で（彼の前職は警察と検察官（prosecutor）である）、コバックほど知名度が高くなかったことである。

コバックの当選はカンザス州の中絶反対派にとって重要な勝利である。民主党のローラ・ケリーは州知事に再選されたが、共和党が州司法長官のポストを確保した場合、州知事と州司法長官は中絶問題において摩擦が生じる可能性が存分にあると考えられる。但し、クリス・マンは選挙に初登場の民主党新人政治家でありながらも、共和党支持傾向がかなり強いカンザス州においても政治のベテランのコバックに劣らないほどの票を集めた。当然、民主党州司法長官協会による大量な政治献金の支援を得たという要因もあるが、世論調査では党派問わず半数以上の有権者が中絶に対して容認的な態度を取ることからみれば、彼の中絶問題に対する態度が世論と合致することは、選挙の結果に影響する要因の一つと考えられるだろう。このように中絶問題は 2022 年州司法長官選挙における重要な 이슈として、有権者の投票を左右している同時に、州司法長官は有権者の期待を担う、重要な高くなるアクターになってきたことが改めて確認できた。

⁷⁴ Kris Kobach のフェイスブックに参照。

<https://www.facebook.com/KrisKobach1787/photos/a.58555532343/10155619090972344/?type=3>
(2022/11/26)

⁷⁵ <https://ne-np.facebook.com/KrisKobach1787/posts/great-evening-supporting-the-value-them-both-constitutional-amendment-with-kansa/10158195731967344/>

小結

本稿では、各州で選ばれる州司法長官の立場が、中絶問題のような党派対立の政策方向に影響を与える可能性があることが明らかになった。党派的な立場で分かれる州司法長官が、連邦政府の政策や連邦裁判所の判決に挑戦するために協力関係を築くことがあり、これにより州と連邦政府の関係が政党に沿った形になることもあります。同時に、州政府間の政策方針や協力関係も政党に直接関連付けられるため、連邦制は政党政治と同調し、「党派制連邦制」と呼ばれる状況がアメリカ政治の現状であると指摘できるのではないだろうか。

2022 年中期選挙における州司法長官選挙は、有権者の関心を高度に集め、1.61 億ドルもの高額な選挙資金が総額で投入された選挙だった。ロー対ウェイド事件はドブス対ジャクソン女性健康機構事件によって覆され、州司法長官が州レベルにおいて司法の最高責任者で、中絶問題のような政治的対立が強いイシューにおいて有権者の期待を代弁するアクターとして、政治的役割とその重要性が高まり、有権者に期待されるようになってきたと考えられる。

中絶問題は中期選挙の結果を大きく左右するイシューであるが、有権者は州司法長官に投票する際に、必ずしも需要や合理的な判断に基づいて投票するとは言えない。特にカンザス州の例では、58%の有権者が中絶反対の州憲法修正案に投票したが、州司法長官選挙では党派的支持傾向に基づいて中絶を徹底的に反対するクリス・コバックを選出したことからみれば、有権者は争点態度に沿って投票するのではなく、個人の従来よりの政党支持態度に沿って州司法長官を選んでいいる。このように、州司法長官選挙は共和党と民主党との党派制選挙戦争の一環になっている。両党が支配する連邦議会での議席、州知事のポストだけではなく、両党が全国において支配できる州司法長官事務所の数も、直接的に両党の勢力関係を反映している。この点では、州司法長官の勢力分布から全国レベルの政策の方向性のある程度まで予測できる。

また、ウィスコンシン州とアリゾナ州の事例によると、有権者は州司法長官が持つ具体的な権限—刑事問題において直接な管轄権を持たない州司法長官は中絶問題で対応できる範囲について十分把握していないにもかかわらず、要望を実現してくれそうな州司法長官に投票していることから見れば、彼らの実際の法的役割はいかなるものであろうと、州司法長官は州の首席法務官として、有権者に政治的アカウンタビリティが期待されるようになり、州司法長官というポストの政治的重要性がますます増大していると考えられる。今後、アメリカの司法政治を理解する際に、連邦レベルの立法、最高裁判所の判決のみに注目するのではなく、州レベルの司法アクターである州司法長官が持つ意見に注目することは、州政治と連邦政治との連動を理解する鍵となっていると言えるだろう。

第二部 州司法長官の提訴行為分析

第四章 野心的な州司法長官とアメリカ政治

第二章と第三章において、州司法長官の法的権限上の役割について説明した。州司法長官の権限は州ごとに異なっているが、消費者保護、環境規制、刑事法を執行する権限は州司法長官の一般的、基本的権限という認識は定着している。しかし、州司法長官の党派性が鮮明になる今日において、似たような権限を持ちながらも、州司法長官の訴訟スタイル、関心、及び自分自身の役割に対する認識には大差が見られているため、州司法長官の個性も州知事や議員のように彼らの行動に反映されている。部分の野心的な州司法長官は革新や挑戦に好む企業家精神を持ち、訴訟を通じてアメリカ政治に巨大な影響をもたらす。それだけではなく、野心的な州司法長官の多くは任期が終わった後に、州知事や連邦議員などのより高いポストに挑戦して政治的な転身を求め、連邦政治のステージに踏み込んで、従来の州司法長官としてのキャリア経験を活かして州政治と連邦政治を連動させる重要なキャラクターになってきている。本章において、2000 年以降影響力がある元州司法長官のエリオット・スピッツァーとマーサ・コークリーの事例を挙げ、具体的に野心的な州司法長官はどのような政治的アクターなのかを描き出すことを目指す。このような有名な州司法長官がアメリカ政治に持つ影響力に注目することによって、アメリカ政治を理解する際に、州司法長官個人に注目する必要があることを読者に理解させてもらいたい。

第一節 政治的転身に成功した事例：エリオット・スピッツァー

1) キャリアパス

エリオット・スピッツァー (Eliot Spitzer : 1959 年 6 月 10 日-) は、第 63 代ニューヨーク州司法長官、第 54 代ニューヨーク州州知事を歴任したアメリカ合衆国の政治家である。ハーバード大学で博士号を取得後、ニューヨーク市のある法律事務所で弁護士を勤めていた。その後、彼は地方検事事務所で刑事案件に対応するスタッフとして数年間働いた後、再び法律事務所に戻った⁷⁶。1994 年のニューヨーク州司法長官選挙が行われた際、彼はやっと思い切って選挙に出馬した。しかし、その決定を下した頃は既にほかの候補者より遅れていた。その差を補うため、彼は銀行から多額の借金をし、父親も不動産を売却して彼を応援し、選挙活動に 300 万ドルを掛けたにもかかわらず、彼は四位しか取れず落選した⁷⁷。一度の失敗で野心を消せなかった彼は、四年間を掛けて黙々と人脈を

⁷⁶ 作成者未記載, "Eliot Spitzer: Milestones in an Ambitious Career", New York Times (July 12, 2013)

https://archive.nytimes.com/www.nytimes.com/interactive/2008/03/10/nyregion/20080310_SPITZER_FEATURE.html?action=click&module=RelatedCoverage&pgtype=Article®ion=Footer (2023/08/23)

⁷⁷ Finder, Alan. "THE 1998 CAMPAIGN: THE MONEY; Spitzer Concedes That His Father Has Helped to Pay for Campaigns, New York Times" (Oct. 28, 1998)

作り、民主党の献金組織から資金を集めて次の選挙活動を展開した。そして、1998年の州司法長官選挙に、彼は当時現職の州司法長官デニス・ヴァッコ(Dennis Vacco, 共和党)を0.6%という僅差で勝利した⁷⁸。

2002年、彼は再選されて二期目の州司法長官任期を始めた。在任中、大手金融会社との訴訟戦争で全米において有名になった彼は、2006年の州知事選挙にて、69%というニューヨーク州知事選挙史上最大の差をもちいて競争相手のジョン・ファソ(共和党)とジョン・クリフトン(リバタリアン党)に対して勝利を取めた。しかし、彼の州知事生活は順調ではなかった。2008年性的スキャンダルで起訴された彼は州知事のポストを自ら辞めて、政界から離れることにした⁷⁹。

2)州司法長官時代

1990年代のニューヨーク州は、汚職や薄弱な法執行で常に「賄賂の工場」と言われていた。

1998年州司法長官選挙に、特殊利益集団や州政府に蔓延する腐敗問題の解決を狙う唯一の候補者であったスピッツァーは、ポピュリズムの代弁者の姿で出馬した。「すべての公職者は、私益より、公衆のために働くように保証すべき。このスピッツァーは、州法を厳格に執行し、官僚における腐敗、詐欺、権限の乱用の解決に断じて反対する」、「州司法長官事務所は、共和党のための事務所や民主党のための事務所ではなく、公衆の事務所であるべき」、「我々の使命は州法を執行し、消費者と環境を保護することである」と彼は選挙運動に宣伝していた(Eimicke 2014: 356)。

1999年1月1日に、スピッツァーは州司法長官に就任した。伝統的に、ニューヨーク州の州司法長官は消費者保護訴訟に集中していたが、スピッツァーはその伝統を破り、任期の早期から革新的な行動を取った。彼は銃犯罪を「助長する」銃製造企業と、州境を超える環境破壊に繋がる州外の発電所に対する民事訴訟や刑事訴追に積極的に取り込んだ⁸⁰。

<https://www.nytimes.com/1998/10/28/nyregion/1998-campaign-money-spitzer-concedes-that-his-father-has-helped-pay-for.html> (2023/08/23)

⁷⁸ Firestone, David. "THE 1998 ELECTIONS: NEW YORK STATE -- ATTORNEY GENERAL; Late Count Shows Spitzer Virtually Tied With Vacco", Nov. 4, 1998.

<https://www.nytimes.com/1998/11/04/nyregion/1998-elections-new-york-state-attorney-general-late-count-shows-spitzer.html> (2023/08/23)

⁷⁹ 作成者未記載, "Eliot Spitzer: Milestones in an Ambitious Career", New York Times (July 12, 2013) https://archive.nytimes.com/www.nytimes.com/interactive/2008/03/10/nyregion/20080310_SPITZER_FEATURE.html?action=click&module=RelatedCoverage&pgtype=Article®ion=Footer (2023/08/23)

⁸⁰ ニューヨーク州司法長官公式ページ。 <https://ag.ny.gov/press-release/2000/legal-experts-praise-spitzers-first-year> (最終アクセス 2023/04/23)

共和党が主導する連邦議会は銃企業に規制を掛ける法案が通しにくいことを意識しながら、スピッツァーは自ら行動し始めた。銃製造企業に対して正式に訴訟を提起する前に、スピッツァーはワシントンにある利益団体の銃犯罪防止センター（Center to Prevent Handgun Violence）と面談し、訴訟の準備を着手した。同時に、2000年3月に、彼は訴訟を避けたいなら「行動規範（code of conduct）」⁸¹を受け入れるように銃製造企業と面談を展開し、一部の地方政府や州政府に対して行動規範を受け入れない銃メーカーから納入しないように呼びかけた。全米最大の銃製造企業であるスミス&ウェッソンは訴訟を回避するため、行動規範の一部を受け入れることに同意した。

2000年6月27日、ニューヨーク州はスミス&ウェッソン以外の九つの大手銃製造企業に対して訴訟を提起し、全米初の銃製造企業に訴訟を提起する州となった。スピッツァーは、銃を公害の一種であると訴状で主張した。銃製造企業が生産した銃の多くが犯罪者の手元に流入されていることを、銃製造企業が知りながらも知らぬふりをし、多くの人の命や苦痛を利益に引き換えるという行為は、企業による非直接的な暴力犯罪とスピッツァーが考える。しかし、証拠不足のため訴訟は成功しなかった。

スピッツァーは就任以来、数回も酸性雨と空気汚染による環境や健康の被害について重ねて関心を表した。彼は環境保護局に対する上訴の呼びかけや連邦議員への立法の働きかけを通じて第一歩の努力を踏み出した。1999年11月29日、スピッツァーはニューヨーク州に酸性雨や公衆健康に被害をもたらす17カ所の火力発電所に対して正式に訴訟を起こした。彼は、当時あまり使われたことがない訴訟スキルを応用した。大気浄化法は、新設の発電所に対して老朽化した火力発電所より高い規制基準を設けていた。しかし、スピッツァーは一部の「延命リニューアル（major Life-extending renovations）」を行った老朽化した発電所も、新設の発電所と同じように規制の基準の準ずると主張した（Ullman 2005）⁸²。二箇所の発電所は、26億ドルの賠償金を支払うことに合意した（Ignatius 2002）⁸³。また、彼が訴訟を提起した六週間後、クリントン政権下の環境保護局もスピッツァーを「盟友」と視し、これらの発電所に対して訴訟を提起した（Masters 2007: 57）。

⁸¹ 三つのコード：①引き金にロックを掛けるなどのデザイン変更で安全性と高めることに義務付け。②犯罪に使われた銃を多数に販売した無責任な販売者との連絡をメーカーから自ら断ち切る。③監督員がメーカーに規制と監督を行い、公衆に報告する。

<https://ag.ny.gov/press-release/2000/spitzer-forms-coalition-influence-gun-industry>（最終アクセス 2023/04/30）

⁸² Carrie Ullman, "D.C. Bar Opinion 320: How a Defense Attorney Can Advocate for Her Client without Encouraging Jury Nullification," *Georgetown Journal of Legal Ethics* 18, no. 3 (Summer 2005): 1097-1110.

⁸³ Adi Ignatius, "Wall Street's Top Cop" (Dec, 30, 2002) <https://content.time.com/time/subscriber/article/0,33009,1003960,00.html>（最終アクセス 2024/04/12）

就任後のスピッツァーの行動における、人々の代弁者として行動し、反利益集団を掲げるというポピュリズムの内核は変わらず、彼の州司法長官生活の最後までに貫いた。特に証券会社との戦いで、スピッツァーは『タイムズ』誌に「ウォール街の保安官」と評価された⁸⁴。

ドットコムバブルは、2000 年前後にかけてアメリカを中心に起きた、ドットコム企業の隆盛と異常な株価上昇を指す経済現象である。ドットコムバブルが崩壊に接近してきた2002 年、スピッツァーはメリルリンチ証券に対して訴訟を起こした。スピッツァーは、従来の訴訟においてはめったに適用されなかった「マーティン法」を復活させた。マーティン法は、1921 年に可決されたニューヨーク州の詐欺防止法で、州司法長官に容疑者に民事、刑事訴訟を起こす権限を与えたが、スピッツァーが州司法長官になるまではめったに利用されていなかった。訴訟の結果として、メリルリンチ証券は訴訟判決を避けるため、1 億ドルの和解合意に応じた。また、2002 年、リーマン・ブラザーズなどの大手金融会社が株価を高騰させたとの理由の元にスピッツァーが訴訟を提起し、投資者に 14.35 億ドルの罰金を支払う「Global Analyst Research Settlements」という和解合意が成立した⁸⁵。

ブッシュ・ジュニア政権下の米国証券取引委員会（SEC）は、メリルリンチ証券の行為を知りながらも規制を行わなかった。野心的なスピッツァーは自らその空白を補う行動を取り始めた。すべての金融企業に対して訴訟を起こすことができないことを認識していたが、メリルリンチ証券という大手金融会社を最初に相手として「宣戦布告」をし、金融企業にとって安易な現状を打破したので、メリルリンチと同じ問題を抱えている銀行はスピッツァーの行為に不安を感じた。彼は訴訟を提起した後に、全米証券業協会とニューヨーク証券取引所も州政府と連携し、業界の規制を図るようになってきた。しかし、スピッツァーは依然として先駆者として問題を見つけ次第訴訟を起こし、リーダーシップを発揮していた。SEC 委員会のハーベイ・ゴールドシュミット（Harvey Goldschmid）は「スピッツァーの努力がなければ、ウォール街の改革は起こらない」とスピッツァーによる訴訟行動を評価していた（Elkind 2010：：45）。

スピッツァーによる金融企業との戦いは、スピッツァーに名誉や今後州知事選挙に挑戦する政治的資本をもたらした。『タイムズ』誌は「spitzerism」の一文において、アメリカでは 50%以上の家庭が金融市場に投資しているため、スピッツァーの訴訟行為は増大する投資階級の需要にこたえるもので、ポピュリズムの正義として宣伝していた（Scheiber 2005）⁸⁶。しかしながら、スピッツァーに対する批判として、従来から主に連邦政府が規

84 同上。

85 Craig, Coben. “Spitzer’s Research Settlement at 20.” FINACIAL TIMES （Apr.28, 2023.）
<https://www.ft.com/content/b77b1fc1-7cbe-4e9f-9ef7-ccf3d2f637bf>. （2024/05/30）

86 Scheiber, Noam. “Spitzerism”, The New York Times (Oct.2, 2005)
<https://www.nytimes.com/2005/10/02/magazine/spitzerism.html>(2023/08/28)

制する分野に侵入しようとするスピッツァーの行為は、民主主義への破壊だと考えられている。保守系で金融界寄りの『ウォール・ストリート・ジャーナル』は、スピッツァーを「最高の死刑執行人 (Lord High Executioner)」と呼び、独裁的で反資本主義的な人物として攻撃していた⁸⁷。今日のトランプ元大統領は破壊的な政治家としてメディアに評価されることが多いが、『ナショナルレビュー』誌も、司法積極主義で野心的なスピッツァーを「最も破壊的な政治家 (the most destructive politician in America)」と評価したことがある⁸⁸ (Ponnuru 2004)。

野心的なスピッツァー

なぜ金融会社と戦うのかと聞かれたら、「作家がピューリッツァー賞を狙うのと同然だ」と野心的なスピッツァーは答えている。彼はこのように州司法長官のポストを評価していた。「権力をワシントンから各州に与えても、州レベルの政策決定者はいかに法を実行するかを決めるわけではないと私は気がついた。私はこの変化を州レベルの政治アクターへの独創性を発揮する好機だと考えている」 (Brien 2005:86)、「この仕事はほかのポストより、思う以上の機会を私に提供している。」「この事務所 (の権限) は柔軟で広く、永遠に崩れはしない。新聞で読めるすべての社会問題は、この事務所によって解決できないことは決して存在しない。」 (Elkind : 41~45) 彼の発言は野心的だけではなく、州司法長官として、積極的に司法を政治問題の解決に用いる司法積極主義が台頭したとも考えられる。

全米で最も野心的な州司法長官の一人として、確かにスピッツァーは自身の認識通りに、彼の台頭は、決してブッシュ政権期の連邦政府による規制の相対的後退とは切り離せず、連邦制の変化と密接に繋がっている。スピッツァー自身も、新連邦制のもとに連邦政府の後退は規制の空白を生み出すことについての懸念を公的な場で表していた⁸⁹。ブッシュ政権がコントロールする連邦政府による環境破壊、銃犯罪、金融サービスなどの問題に対して全面的に規制緩和を進めたことに対して、民主党のスピッツァーはこの傾向に反対し、新任の州司法長官として権力の真空を補う機会を見つけたと感じた。「過去の立法を顧みてみよう。法的権限の配分において大きな変化が既に現れた。(権力が) ワシントン

⁸⁷ WSJ OPINION, "Spitzer Meets His Match" (Jun.1,2005).

[https://www.wsj.com/amp/articles/SB111758274291947613\(2023/08/28\)](https://www.wsj.com/amp/articles/SB111758274291947613(2023/08/28))

⁸⁸ Ponnuru, Ramesh. "Meet Eliot Spitzer", National Review.(Jun.9 2004)

[https://www.nationalreview.com/2004/06/meet-eliot-spitzer-ramesh-ponnuru/\(2023/08/25\)](https://www.nationalreview.com/2004/06/meet-eliot-spitzer-ramesh-ponnuru/(2023/08/25))

⁸⁹ Weigel, David. "Eliot Spitzer, Federalist", Politics.(Aug.28 2006)

[https://reason.com/2006/08/28/eliot-spitzer-federalist/\(2023/08/25\)](https://reason.com/2006/08/28/eliot-spitzer-federalist/(2023/08/25))

から離れ、各州に戻り、州司法長官よりこの空白を埋められるポストはどこにもないんだ。」とスピッツァーが任期の初期に述べている⁹⁰。

ニュージャージー州などのような、州司法長官の行動は州知事に制限されやすい州とは異なり、ニューヨーク州は州司法長官に十分な捜査権限を与えているという要因もスピッツァーの成功に貢献している。そして、スピッツァーの名声を全米で高めた金融会社との戦いでは、「ニューヨーク州」の州司法長官でなければならないことが多数含まれていた。権限の問題のみならず、地理的に多くの大手金融企業の本社は、金融ビジネスの中心であるウォール街に存在していたため、スピッツァーはこれら企業に対して規制をかけることによって業界全体の規制に貢献することが可能になったのだと考えられる。

野心的な発言をよく口にするにもかかわらず、多くの州司法長官候補者と同じように、州司法長官選挙ではスピッツァーは「州司法長官は野心的な州知事だと冗談でよく言われるが、私にとってはそうではない」と言い (Elkind 2010 : 34)、自分がより高いポストを狙っていることを否定した。本職をきちんと成し遂げる州司法長官候補者として有権者にアピールするために、目の前の選挙を考慮する限り、将来の野心を否定するのは当然だと考えられる。しかし、スピッツァーは州知事選挙への出馬を公に否定していたが、彼が2002年州司法長官選挙に行っていた全てのことは2006年州知事選挙に有益だった。彼は200万ドルの広告を出し、「民の弁護士」としてのイメージ強化を図った。また、彼は州知事候補者カール・マッコール (Carl McCall) に支持を示すことによって、黒人有権者の支持を得た。スピッツァーはマスメディアをうまく利用する意欲を持ち、かつ、うまく利用できる人だと Masters が評価した (Masters 2007 : 6)。

スピッツァーが州知事選挙への出馬を決定した際、チャック・シューマー (Chuck Schumer) も州知事選挙の出馬を決意した。嘗てスピッツァーは地方検事事務所から出てシューマーの部下として働くつもりだったことがある。世論調査では、シューマーよりスピッツァーが人気だったが、民主党内部ではシューマーの評判がよかった。スピッツァーにとって幸運だったのは、連邦上院における民主党指導部の空席が生じたので、2004年、シューマーは連邦上院議員選挙への進出を決意した。同時に、現職の州知事は四回目の任期に挑戦するつもりはなかった。有力な競争相手が存在していないも同然だった状態で、スピッツァーは州知事選挙で成功を取めた。

⁹⁰ 同上。

第二節 転身に失敗した事例：マーサ・コークリー

1) キャリアパス

マーサ・コークリー (Martha Coakley: 1953-) はマサチューセッツ州の元州司法長官 (民主党) である。彼女はボストン大学のロースクールで法学博士の学位を取り、しばらく法律事務所にて勤めたことがある⁹¹。1986 年、彼女は地方検事事務所に入り、助手地方検事のポストを担任していた。地方検事事務所に在籍した 11 年間、彼女は児童虐待訴訟組チームのリーダーに担当したことがある。1997 年、彼女は連邦下院議員選挙において 11% の票しか取れず、転じて 1998 年の地方検事選挙に出馬して当選し、八年あまりの地方検事生活を始めた。地方検事の仕事を成し遂げた経験は、2006 年に彼女が州司法長官に当選する結果に大きく貢献した。彼女は選挙にて 73% の票を確保し、大差で共和党候補者のラリー・フリソーリ (Larry Frisoli) を破り、マサチューセッツ州史上初の女性州司法長官になった。

州司法長官の一期目が終わった後、有力な民主党の上院議員候補者だと考えられる彼女は連邦上院議員のポストを狙っていた。彼女は党内予備選挙で勝ち抜いたが、正式選挙にて一連のミスで選挙に敗北した。最終投票では、彼女は 52% 対 47% の差で共和党のジョセフ・ケネディに敗れた。記者のシャーマンはコークリーが有権者との接触不足で、選挙活動における表現が積極性に欠けていて、最初から失敗が決まっていたとコメントした⁹²。当時、彼女は州内における既に最高潮に入った選挙活動から離れ、ワシントンでの募金活動に参加しに行ったことが批判されていた。しかし、彼女の「それじゃあフェンウェイ・パーク (ボストンレッドソックスの本拠地球場) の外に立って、寒さの中で握手しますか?」という反省の態度を少しも示さない失言は、この選挙が失敗する結末を覆うべくもなくなるようにした。オバマ大統領もコークリーが連邦上院の議席を得られなかったことに残念に思い、「優秀な公選公職者は世論を重視しなければならない」とコメントした⁹³。しかし上院選での敗北後、同年、彼女は引き続いて州司法長官の再選を求め、無事に再選された。

⁹¹ ハーバードケネディ大学大学院政治学研究科 (ケネディ・スクール) マーサ・コークリーのホームページを参照。

<https://iop.harvard.edu/fellows/martha-coakley> (2023/08/29)

⁹² Sharman, Casey. "Martha Coakley: Democrat Doomed from the Start", Huffpost. (Mar 21, 2010)
https://www.huffpost.com/entry/martha-coakley-democrat-d_b_427016 (2023/08/29)

⁹³ DeCosta-Klipa, Nik. "President Obama didn't forget Martha Coakley's quote about shaking hands at Fenway", Politics. (Oct 3, 2016)

二期目の任期が終わりを迎えるころ、2013年9月、コークリーは2014年11月の州知事選挙に出馬することを公表した。彼女は6%の僅差で共和党のチャーリー・ベイカー（Charlie Baker）に敗れ、再び上位政治ポストへの追求で失敗した。それ以降、彼女は法律事務所に戻り、法律実務を再開した。

2) 州司法長官期のコークリー

マサチューセッツ州初の女性州司法長官として、コークリーはかなり野心的だと言える。ニューヨーク州と同じように、マサチューセッツ州は共和党の連邦政府に対して最も積極的に訴訟を主導する州のひとつである。マサチューセッツ州の州司法長官として、再びワシントンへの進出を求めるにしても、州知事のポストを追求するにしても、彼女は恵まれた立場にいたと言える。2014年の州知事選挙に対して、『オブザーバー』誌は、彼女はこの試合のトップランナーで、州司法長官に務めた経験のおかげで彼女より有名な候補者がいないと評価した⁹⁴（Kornacki 2009）。

彼女は州司法長官だった頃、マサチューセッツ州対環境保護局事件（Massachusetts v. Environmental Protection Agency, 549 U.S. 497, 2007）という全米を震動した有名な訴訟を積極的に主導したことがある。2005年に、彼女は民主党支持傾向が強いほかの11州とシエラクラブなどの複数の利益団体とともに、規制緩和を行っていた環境保護局に対して多州連合訴訟を提起した。この訴訟において、ブッシュ政権下の環境保護局による規制緩和の環境政策路線は変更を余儀なくされた。さらに重要なのは、この訴訟において、州政府は原告として訴訟を提起する資格を有するかどうか、という州—連邦政府間関係に大きく影響する司法問題を取り上げた。その結果、州政府は原告として訴訟を起こす権利が認められないという旧来の司法傾向が覆され、州政府は公衆の利益が事実上損害された場合、「親」として訴訟を起こす資格を有すると認められた。本件は、連邦主義の原則が擁護された同時に、三権分立の原則に反していないという政治的意義を持つ重要な訴訟だと評価されている（Massey 2009: 284）。また、2008年に、彼女は18州の連盟を主導し、マサチューセッツ州対環境保護局判決に基づいて依然として正式的に規制を行っていなかった環境保護局に対して催促する訴訟を提起した。

<https://www.boston.com/news/politics/2016/10/03/president-obama-didnt-forget-martha-coakleys-quote-about-shaking-hands-at-fenway/#:~:text=%E2%80%9CAs%20opposed%20to%20standing%20outside,vote%20filibuster%2Dproof%20Senate%20majority.> (2023/08/29)

⁹⁴ Kornacki, Steve. “The Martha Coakley Story”, OBSERVER. (Sep 16, 2009)

<https://observer.com/2009/09/the-martha-coakley-story/> (2023/08/29)

コークリー司法長官下のマサチューセッツ州は、全米で最初に「婚姻防衛法 (Defense of Marriage Act)」の合憲性に挑戦した州である。2009 年、マサチューセッツ州は「マサチューセッツ州対保健福祉省事件 (Massachusetts v. United States Department of Health and Human Services : 682 F.3d 1)」を提起し、婚姻防衛法の第三節における「1 人の男性と 1 人の女性を夫と妻として合法的に結合すること (a legal union between one man and one woman as husband and wife)」という「婚姻」の定義の合憲性を問いた。しかし、2012 年まで、マサチューセッツ州対保健福祉省に対する下級裁判所の最終判決はなかなか出されていなかった。当訴訟の連邦最高裁に上訴する手続きが行われていたほぼ同時期の 2011 年に、ニューヨーク州州民イーディス・ウィンザー (Edith Windsor) の同性パートナーが残した遺産の相続税免除を求める訴訟がニューヨーク州南部地方裁判所に提起された。2012 年 9 月 11 日にこの訴訟は合衆国対ウィンザー事件 (United States v. Windsor : 12-307) として連邦最高裁判所に上訴したため、同じく婚姻防衛法の第三節の合憲性を問うマサチューセッツ州が提起した訴訟は撤回された。コークリーはマサチューセッツ州を代表し、合衆国対ウィンザー事件の要求を支持するアミカス書面を連邦最高裁判所に提出した。最終的に、婚姻防衛法第三節が 5 対 4 判決で違憲だと認定され、アメリカにおける同性婚の合法化の大きな一歩を踏み出した。

ニューヨーク州の州司法長官スピッツァーは金融企業との戦いで、司法積極主義を発揮して連邦政府による規制の空白を補い、高いポストに辿り着いたが、マサチューセッツ州の州司法長官としてコークリーは別の道をたどった。政治的分極化が進む中、経済問題のほか、医療保険 (特にオバマケア)、環境問題、同性婚などの政治的 이슈が州司法長官や州知事選挙に関わる重要な争点となりつつある。あるインタビューでは、コークリーは消費者保護、ウォール街への挑戦以外、教育と医療保険の公平性や実現可能性の確保 (特にメンタルヘルスが新たな問題として提起された) などの問題は、マサチューセッツ州の優先事項となっていると彼女が主張した⁹⁵。州司法長官であった時期に、彼女はオバマケアに支持する態度を数回も示し、かつ、オバマケアに支持訴訟にも参加した。

訴訟活動に専念する以外、コークリーはマサチューセッツ州のネット上のわいせつなコンテンツに規制を掛ける法案、トランスジェンダーをヘイトクライムから保護する法案などの起草に積極的に参加していた。彼女は州議会へのロビイング活動を仕事の優先事項と

⁹⁵ “Martha Coakley on Her Career in Law & Politics”, Harvard Political Review. (Mar, 24, 2015)
<https://harvardpolitics.com/martha-coakley-career-law-politics/>

して考え、過失殺人に関する州法の修正案⁹⁶、若者をドメスティックバイオレンスから守る立法化⁹⁷を催促したりしていた。

3) 2014 年州知事選挙と野心の挫折

マサチューセッツ州初の女性州司法長官として当選した頃より、「コークリーにとって唯一の問題は次に連邦上院議員と州知事選挙のどちらに出馬するかである」とコルナッキが述べていたように (Kornacki 2009) ⁹⁸、彼女は更なる上位の政治ポストを求める道に踏み出すことが確実視されていた。結果的に、コークリーは有力な候補者として両方の選挙に出たのでコルナッキの予言が「外れた」。州司法長官の仕事を首尾よく成し遂げたと評価されるが、彼女の 2010 年の連邦上院議員選挙運動における怠慢な態度や失言による失敗は、彼女自身とオバマ大統領の民主党陣営にとっては大打撃であった。

四年間の時間をかけて、コークリーは有権者の中の自分自身の「イメージチェンジ」を図った。嘗ての彼女は、有権者に「ユーモアセンスがない」「クールしすぎた」と批判されていたが⁹⁹、彼女が四年間に展開した一連の訴訟活動や仕事によって、自分自身が有権者、公衆への関心をもっていることを証明した。2014 年の州知事選挙において、彼女は四年前のミスをきちんと直し、積極的に選挙活動に取り組んだ。すべての州知事候補者のうち、最も多く有権者の個別訪問を実施するなど、選挙活動に全力を尽くした。しかし四年前の悪印象が大きく影響した上に、共和党の競争相手であるチャーリー・ベイカーがコークリーより 4 倍以上の選挙資金を持つことも重なった結果、彼女は再び州知事選挙で敗北し「マサチューセッツ州最初の女性州司法長官」になった後に、「マサチューセッツ州最初の女性州知事」になり損ねた。

⁹⁶ The Associated Press, "Coakley: Time To Fix Corporate Manslaughter Law", wbur Local Coverage. (Nov 17, 2012)

<https://www.wbur.org/news/2012/11/17/meningitis-charges>(2023/08/30)

⁹⁷ Trans, Griot. "Mass AG Martha Coakley's Letter Supporting Trans Rights Bill" (Jul 27, 2011)

<https://transgriot.blogspot.com/2011/07/mass-ag-martha-coakleys-letter.html>(2023/08/30)

⁹⁸ Kornacki, Steve. "The Martha Coakley Story", OBSERVER. (Sep 16, 2009)

<https://observer.com/2009/09/the-martha-coakley-story/>(2023/08/30)

⁹⁹ Antle III, W. James "The real lesson of the looming Martha Coakley disaster", THE WEEK. (Jan 11, 2015)

<https://theweek.com/articles/442627/real-lesson-looming-martha-coakley-disaster>(2023/08/30)

興味深いことに、1997 年から現在に至るまで、従来から民主党支持傾向が動揺しない青い州だと考えられるマサチューセッツ州は 6 回も州知事選挙を行った結果、民主党の州知事が選出されたのは、2006 年や 2022 年のわずか二回のみである。また、第 41 代州司法長官を担当していた L・スコット・ハーシュバーガー（(1991 年～1999 年、民主党)、第 42 代州司法長官のトーマス・ライリー（1999 年～2007 年、民主党）、そして第 43 代州司法長官であるコークリーの、全員が州知事選挙に出馬して失敗した。但し、この 20 年間に州知事選挙に失敗するという民主党の州司法長官に掛けられた「呪い」は、マサチューセッツ州二番目の女性州司法長官、第 44 代州司法長官のマウラ・ヒーリーが 2022 年州知事選挙における成功によって破られた。マウラ・ヒーリーはマサチューセッツ州初の女性州知事となった。

本章は、アメリカ政治において影響力のある野心的な州司法長官の事例を取り上げ、一般的なイメージとして定着している「州知事/連邦議員予備軍」である州司法長官の実績と選挙運動について主に検討した。「政治的に上位のポストを狙う州司法長官が積極的な提訴活動を行う」という通説と本章で取り上げた二人の州司法長官の事例は一致するが、州司法長官の提訴行為と政治的野心が実際に相関しているのかについては体系的な実証研究が必要である。従って第 6 章で州司法長官の提訴行為に対する実証的分析を行う。

第五章 州司法長官のキャリア

第四章では、積極的に訴訟を起こしてアメリカ政治に影響力をもたらした代表的な野心を持つ州司法長官を紹介した。今までは、本格的な州司法長官のキャリア研究の不在により、一部の野心的な州司法長官の活躍により、州司法長官は州知事や連邦上院議員という代表的な高級ポストに繋がる過渡的なポストという一般的に認識されていた。果たしてどれぐらいの州司法長官が実際に連邦政治のステージに踏み込んだのか、彼らのキャリアパスを調査することは、州司法長官というポストへの理解を深めるには不可欠である。本章においてまず州司法長官のキャリアについて深掘りする。

第一節 データの説明

1) データベースの構築とデータソース

分析に用いるデータベースとして、本稿は1980年代～2022年（レーガン政権からトランプ政権）までの州司法長官の情報を収集した。期間をレーガン政権からトランプ政権第二期までに限定する理由として、州司法長官が環境問題や文化 이슈を多く関わり始めて政治的性格が濃くなってきたのは1980年代以降である。また、本稿は、二年以上の任期を経験した州司法長官のみを対象とする。第一の理由は、多くの州においては、州司法長官の任期は2-4年であり、任期は2年以下の途中で離職した州司法長官を検討対象としない。

データベースに含まれる項目として、名前、性別、任期、年齢（州司法長官に当選される際の年齢）、選挙方式（選挙制/指名制）、党派、職歴、政権別の提訴数、高いポストの挑戦歴という9項目のデータがある。そして、職歴には州司法長官になった前と後のキャリアに分けられており、具体的に、検事職、州議会議員、連邦議会議員、判事職、行政機関、知事、委員会の7種類に大きく分けられている。

データの収集に関して、現存の州司法長官研究によく使われるデータベースとして、一つはPaul Noletteが運営する「State Litigation and AG Activity Database-An Overview of State AG Activities-」である。多州連合訴訟の参加州、アミカス書面などに関する参加情報、現職の州司法長官の一つ前の前職に関する情報も確認できる。但し、過去の州司法長官のキャリアに関する情報や、現職州司法長官の州司法長官になるまでのキャリア情報に関しては確認できない。もう一つは、全米州司法長官協会が運営する「Research & Data - National Association of Attorneys General」では、多州連合訴訟の参加情報、各州における初期からの州司法長官リスト（名前や任期）を確認できる。

但し、上記のいずれのデータベースにおいても、州司法長官の完全なキャリアパスを確認することができない。州司法長官のキャリア情報を記載する現存なデータベースが存在していない中、州司法長官のキャリア情報を集めるのはかなり困難である。現存のデータ

ベースの補完として、本稿が構築したオリジナルデータベースは、本稿は調査できる範囲で数多くのソースから州司法長官のキャリア情報を集めている。州司法長官事務所ホームページから、州官報、Texas State Historical Association などの各州の歴史協会公式サイト伝記、連邦上院/下院ホームページ、州最高裁/地裁などの裁判所ホームページ、BALLOTPEDIA、ウィキペディア（英語版）などを参照している。但し、本稿では、州司法長官の法学学習経験、自営業、官僚以外の法律実業経験はポリティカル・キャリアパスに含まず、公職者としてのポリティカル・キャリアパスのみに注目する。

但し、分析対象となる 1980 年～2016 年までの州司法長官以外、本稿は 50 州における 18 世紀から 2022 年まで 1347 名の州司法長官のポリティカル・キャリアパスを調査したもう一つのデータベースも構築した。州司法長官の州別、性別、任期、選挙制/指名制の州司法長官、前職のみではなく、司法長官を経験した後の職歴も含まれるキャリアパス、高級ポストに挑戦したかどうか（州司法長官の任期後すぐに連邦議会議員や州知事のポストに挑戦/連邦機構の官僚として任命されたかどうか）を項目別で網羅的に調査した。分析の対象とはならないにも拘わらず、このデータベースを構築するのは、州司法長官のキャリアパスの特徴をより全面的に理解、把握するためである（詳細はアペンドディスクに参考）。

2) キャリアパスの概観：州司法長官が経験したほかの公職一覧（18 世紀以降全体）

まずは、18 世紀以降調べられる範囲で集めた 1347 名の州司法長官のキャリアパスを概観してイメージを掴んでみよう。アメリカにおいては、24 州では州司法長官になるには、弁護士資格（bar admission）は必要とされておらず、キャリアパスには記載していないが、調査の過程において、ほぼすべての州司法長官は公職に就くまでに、ロースクール出身であるか、あるいは弁護士としての実務経験を持っていることが分かった。そして、ロースクールや法律に関連する実務を経験した後、州議会議員、郡や市の地方検事（DA: district attorney）、連邦検事、州司法副長官、州司法長官、及びこれらのポストの助手からポリティカル・キャリアを始める人が多い。

表<5-1-2-1>によると、本稿が調査した 1347 人の中、375 名の州司法長官は地方検事、連邦検事、州司法副長官（助手を含む）の職に就いた経験がある。31 人は書記官の職歴を経験した。そして、516 人は州議会（下院と上院の両方を含む）議員として選出されている。州下院議長と州上院議長を務めたものは、それぞれ 29 人と 10 人である。

今回調査した 1347 人の内、565 人（41%）は州司法長官の職を経験した後により良いポストに挑戦した。但し、413 人（30%）が成功したのに対して、152 人（11%）が失敗した。その内訳は、連邦上院議員 82 人、州最高裁判所判事 135 人、連邦最高裁判所判事 6 人、副知事 13 人、州知事 132 人、連邦行政府長官 42 人、副大統領 4 人、大統領 2 人、13 人が駐外国大使（国連、欧州安全保障協力機構を含む）、州司法長官協会などの協会の会長、23 人が大学の学長などの名誉職に就いていた（表<5-1-2-1>）。

表<5-1-2-1> 18 世紀以降州司法長官経験者が経験した他の公職一覧			
大統領	2	最高裁判事	9
副大統領	4	州最高裁判事	150
州知事	137	下級裁判所 ²⁾	204
州副知事	32	市長	63
連邦上院議員	93	DA/連邦検事/副 AG	375
連邦下院議員	115	書記官	31
州議会議員	516	その他	210
連邦行政機構長官	50	州行政機構長官	112

また、今回調査した 1347 人の内、34 人は女性の州司法長官である。女性の州司法長官においても高いポストに就いた経験を持つ人が数多くいる。有名な例としては、カリフォルニア州の州司法長官であったカマラ・ハリス（Kamala Harris）は、南アジア系（インド系）アメリカ人としては初の連邦上院議員である同時に、アフリカ系・インド系アメリカ人初の副大統領として就任した。連邦レベルの行政職として、アリゾナ州の州司法長官であったジャネット・アン・ナポリターノ（Janet Napolitano）はアリゾナ州知事や第 3 代合衆国国土安全保障長官などを歴任した。コロラド州の州司法長官であったゲイル・ノートン（Gale Norton）は連邦内務長官に就いた。

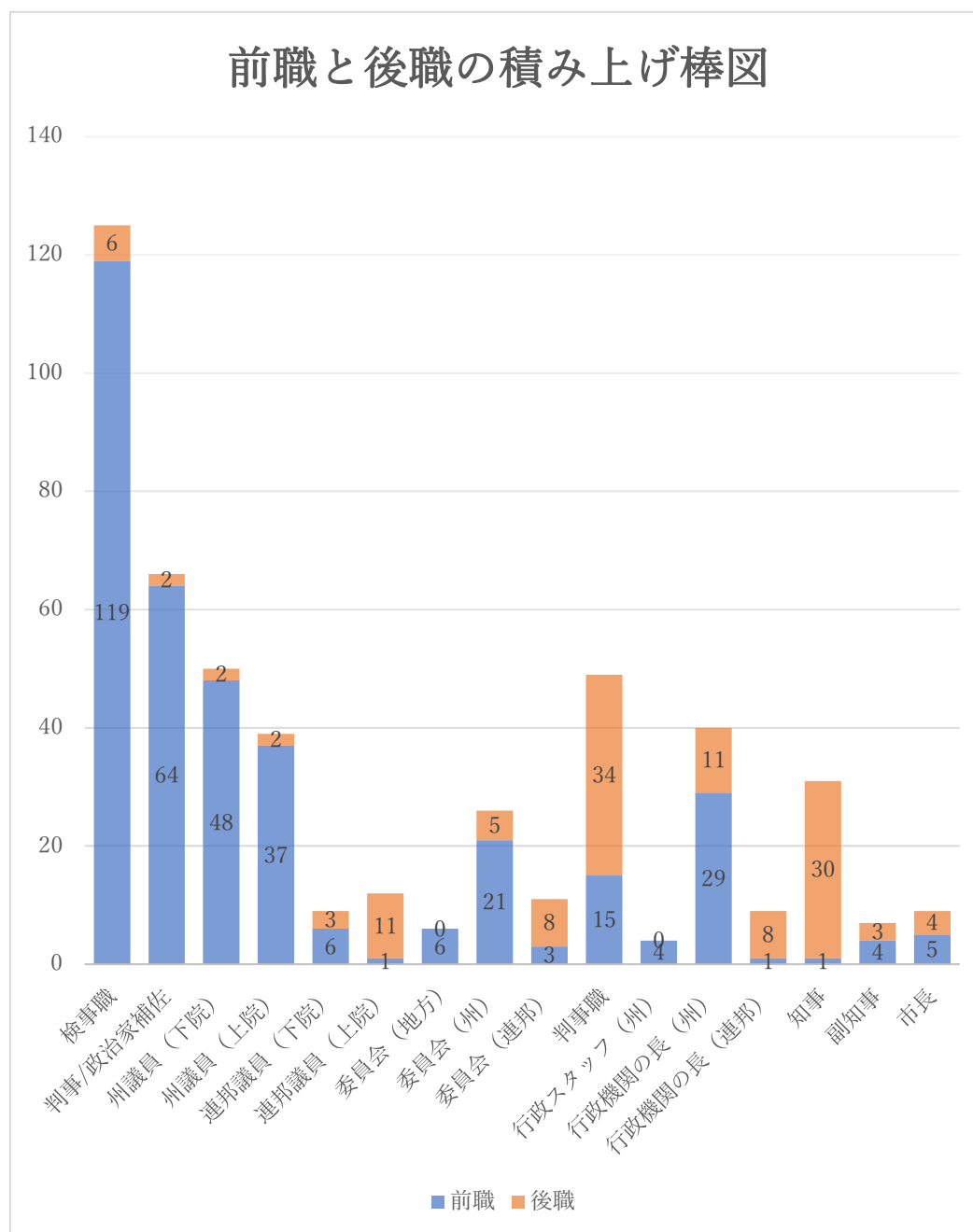
3) 1980年代以降オバマ政権までの州司法長官のキャリアパス詳細

・257名の州司法長官の基本情報

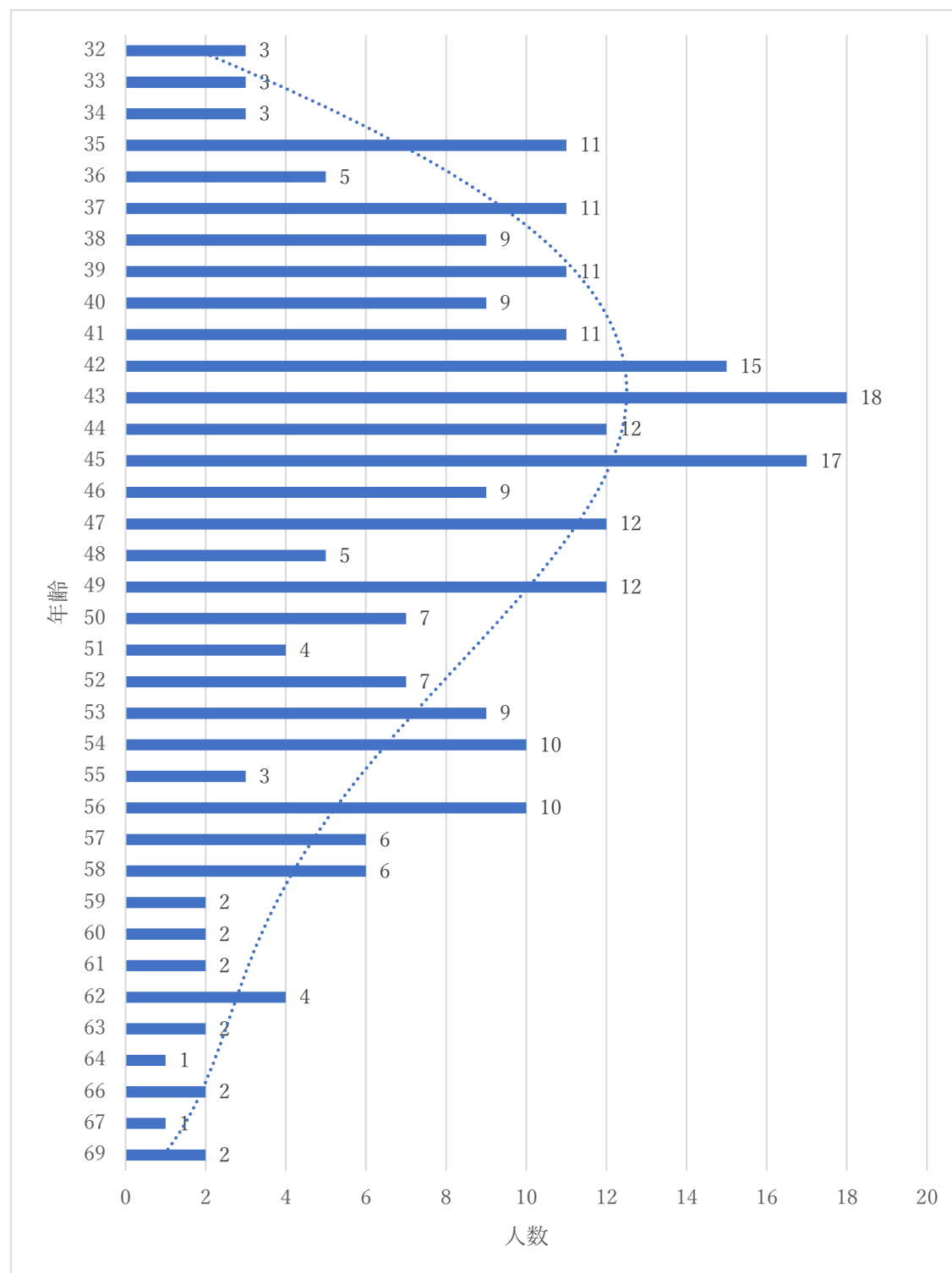
表< 5-1-3-1> レーガン政権～オバマ政権 元州司法長官のキャリア一覧

職名	前職	後の職
検事職	119(46.3%)	6(2.3%)
判事/政治家補佐	64 (24%)	2(0.7%)
州議員（下院）	48(18.6%)	2(0.7%)
州議員（上院）	37(14.3%)	2(0.7%)
連邦議員（下院）	6(2.3%)	3(1.1%)
連邦議員（上院）	1(0.3%)	11 (4.2%)
委員会（地方）	6(2.3%)	0(0%)
委員会（州）	21(8.1%)	5(1.9%)
委員会（連邦）	3(1.1%)	8(3.1%)
判事職	15(5.8%)	34(13.2%)
行政スタッフ（州）	4(1.5%)	0
行政機関の長（州）	29(11.3%)	11(4.2%)
行政機関の長（連邦）	1(0.3%)	8(1.5%)
知事	1(0.3%)	30(11.7%)
副知事	4(1.5%)	3(1.1%)
市長	5(1.9%)	4(1.5%)

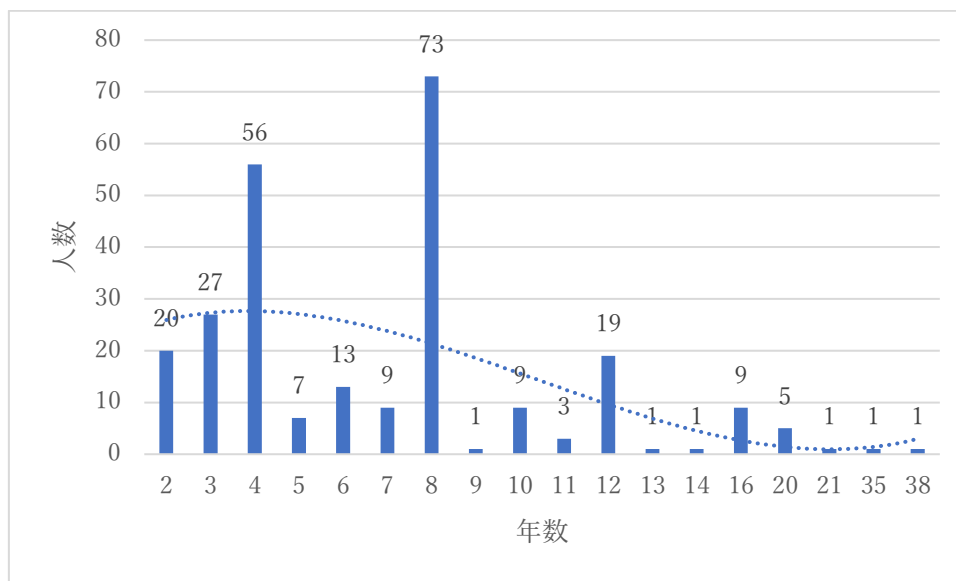
図<5-1-3-2>各職業の人数の積み上げ棒図



図< 5-1-3-3>州司法長官に当選した当時の年齢分布



図<5-1-3-4> 州司法長官の任期年数と人数



話は本稿が焦点を当てる 1980 年代以降の州司法長官のキャリアパスに戻る。分析対象になる 257 名の州司法長官のうち、男性は 225 名（88%）で、女性は 31 名（12%）である。民主党は 141 人で（55%）、共和党 113 人（45%）である（最終的な所属党派でカウントする）。そのうち、4 人は党派を変更したことがある¹⁰⁰。

図<5-1-3-3>は当選時の年齢を記録している。60 代で当選した人は 16 人、50 代で当選した人は 64 人、40 代で当選した人は 120 人、30 代で当選した人は 56 人である。当選時の最大年齢は 69 歳（2 人）のに対して、最小年齢は 32 歳（3 人）である。図<4-1-3-3>の多項式近似曲線¹⁰¹を見ると、曲線のピークは 40 代前半あたりにある。40 代前後に州司法長官に当選された州司法長官が最も多い。

選挙方式に関して、257 人のうち、一般選挙によって選出される州司法長官は 200 名いる。対して、任命制の州司法長官は 49 人いる。残りの 7 人は州議員に選出された者である。

¹⁰⁰ ①James D. "Buddy" Caldwell (LA) : R→D (2011～)。州司法長官の任期：2008.1-2016.1（一期：R、二期：D）。

②Charlie Crist (FL) : R→D (2012～)。州司法長官の任期：2003.1-2007.1 (R)。

③Duane Woodard (CO) : D→R (1987～)。州司法長官の任期：1983.1-1991.1（一期：D、二期：R）。

④Charles Graddick (AL) : D→R (1987～)。州司法長官の任期：1979.1.15-1987.1.19 (D)。

¹⁰¹ 多項式近似曲線：近似曲線とは、散布図で表示された「複数のデータ」の、なるべく近くを通るように引いた、直線または曲線のことです。散布図のデータ分布の傾向を明確に把握したり、データがない将来の予測を行うときに活用できる。

本稿は在任年数を2年以上の州司法長官のみを検討対象とすると上記に既に述べた。257名州司法長官のうち、在任年数が最短2年となり、最長在任年数は38年となっている。具体的な年齢分布は図<5-1-3-4>に示した。

現在、33州は州司法長官の任期について制限をかけていない。10州は選挙の制限を最大二期連続にしている¹⁰²。5州は最大二つの任期という制限を設置している¹⁰³。メイン州は二年任期を4つ担当できるように規定している。モンタナ州は、16年間最大二期担当できると規定している。しかし、任期の制限が無くとも、多くの州司法長官は、一期、あるいは、二期の任期を担当することが普遍的である。多数の州において任期の制限がないため、8年以上の任期を担当する州司法長官が51人いる（20%）。任期に制限を掛けない州の州司法長官にとっては、上位な政治ポストに挑戦しなくても、現職を維持するのもキャリアにとってはかなり良い選択だと言えるだろう。

・前職

分析対象になる257名の州司法長官のキャリアを大まかに分類すると、検事職（地方検事、連邦検事、法廷検事、州司法長官補佐、州司法副長官などを含む）、議員、委員会、判事職（地方判事、州最高裁判事など）、行政機構（州務長官を含む各行政機構の長）、市長、知事に分けることができる。

前職から見ると、多くの州司法長官は、州司法長官の仕事に近い検事職や政治家の議員職から上がってきたと確認できる。257名のうち、前職で検事職を経験した人は半数に近い119人で最も多い（46.3%）。次に多い職種は64人（24%）が経験したことがある判事と政治家の補佐職である。更に三番目多いのは州議会議員（85人、33.7%）である。そのうち、州議会下院議員経験した人が48人（18.6%）で、州議会上院議員経験した人が37人（14.3%）いる。つまり、多くの州司法長官は元政治家であり、立法の知識や立法職の経験を持っていた。四番目に多いのは州行政機構の長で、多くの州司法長官になる前に既に行政職の経験があることを意味している。表には記載されていないが、州司法長官になるまで、ポリティカルポストの経験がないまま、州司法長官に当選した者は13人。

図<5-1-3-2>に示したように、州司法長官になる前に、一部の人は既に高級ポストを経験している。例えば、Darrell McGraw (WV)、Greg Abbott (TX) と John Cornyn (TX) という三名の元州最高裁判事は、離任してから州司法長官を務めた。

また、連邦議会議員（上院と下院）を務めた経験がある7人のうち、唯一、連邦議会上院議員を経験したことがあるのは豊富な政治家経験を持つ Mike DeWine (OH) である。検事の補佐や検事職を経験してから、彼は州議会上院議員に転身し、更に連邦下院と上院

¹⁰² アラバマ州、アリゾナ州、コロラド州、フロリダ州、ケンタッキー州、ニューメキシコ州、オハイオ州、ペンシルベニア州、ロード・アイランド州、サウスカロライナ州。

¹⁰³ アーカンソー州、カリフォルニア州、ミシガン州、ネバダ州、オクラホマ州。

の議員を務めたことがある。連邦上院議員の任期が終わった後、彼は州政治に戻り、州司法長官を務めた後に、州知事になった。

前職で唯一州知事を務めたことがあるのは Jerry Brown (CA) である¹⁰⁴。彼はかなり野心的な政治家であり、州知事から離任した後、彼は三回も大統領選挙に立候補し、連邦上院議員選挙に挑戦したことがあったが、失敗した。但し、大統領選挙の予備選挙に最後に挑戦して失敗した後、彼は州司法長官を一期務めることを選び、その後、再び州知事選挙に出馬し、成功した。

・後職、及び前職との比較

多くの州司法長官が離任してから、ポリティカル・ポストを引き続いて担当せずに政界から離れた。州司法長官というポストは、地区検事や判事/政治家補佐などのポストとは違い、ポリティカル・キャリアの中後期的なポストだと位置付けられるが、州知事や連邦議会議員などの高級ポストに比べると、過度的ポストだと言えるだろう。

次に、全体的傾向として、州司法長官ポストの歴任者の知事、副知事、連邦議員、行政機構の長などの高級ポストに選ばれる人数が全般的に上昇したことに対して、州司法長官は任期満了後、州レベルの議員、政治家/判事の補佐（書記官を含む）、州司法長官より格下の検事職などのポストに従事する人数が大幅に減少した。

前職に比べ、後職で務める人数が増えたポストを増加人数で並べてみよう（図<5-1-3-5>に参照）。州知事（29人増加）、判事職（19人増加）、連邦上院議員（10人増加）、連邦行政機構の長（7人増加）、連邦委員会（5人増加）、州委員会（4人増加）、副知事（2人増加）という順番になる。州司法長官になった後、連邦上院議員や連邦機構の長に任命されたり、知事に当選されたりするなどの高級政治職に従事する機会が、州司法長官になる前より増えたという傾向はまずみられるだろう。

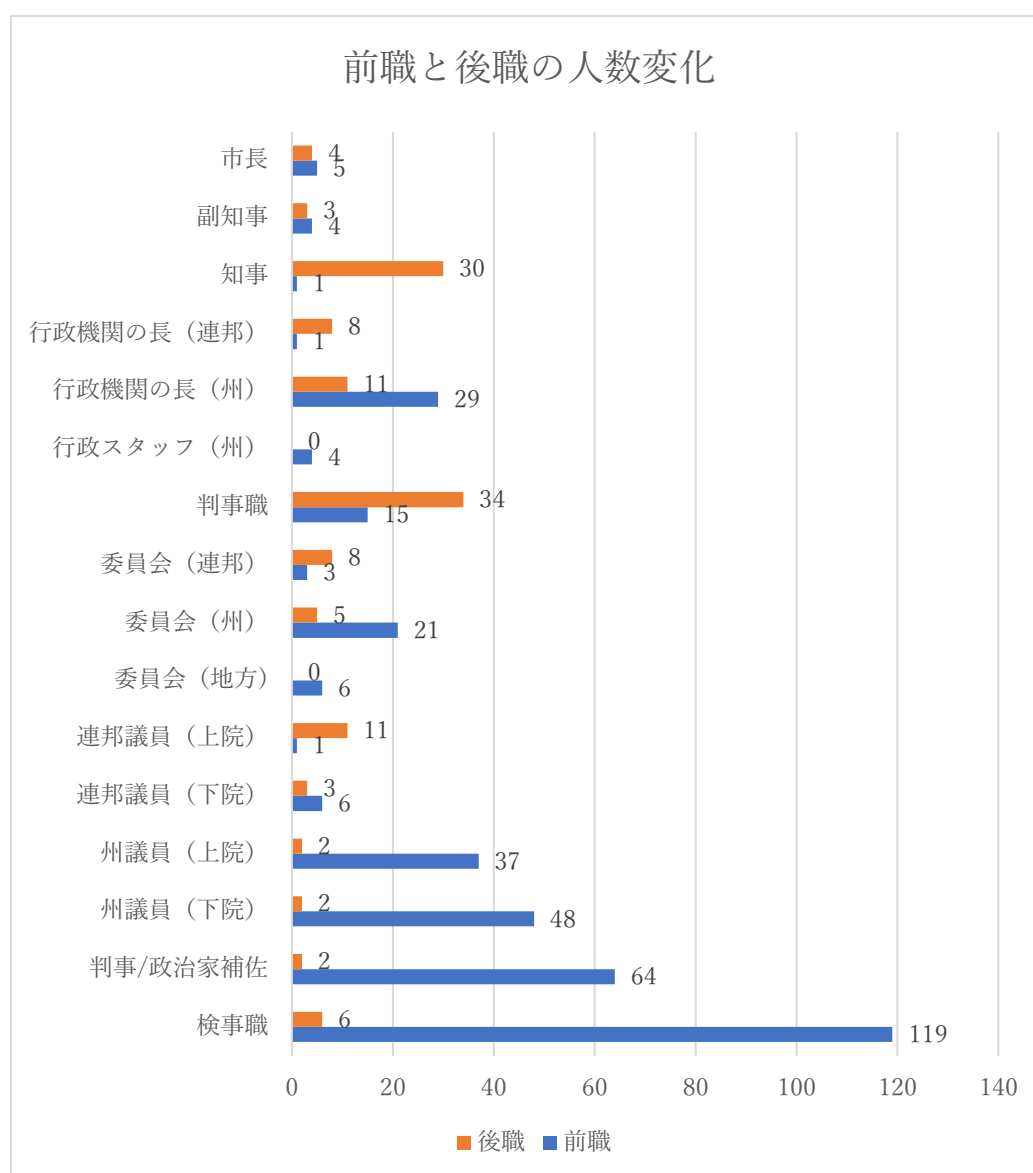
判事職は、州司法長官の離任以降のキャリアで最も多く選ばれる職種である。前職で判事職を務めたことがある人は僅か15人（5.8%）しかないが、州司法長官のポストから離任して34人（13.2%）は行政職から転身して判事職を務める経験がある。更に、その34人のうち、9人の元州司法長官は州最高裁判事にもなった。

但し、人数ではなく、30倍という非常に著しい増加率からみると、最も増えたのは州知事という政治家が憧れのポストである。多くの州司法長官は、州司法長官というポストを通じて州政治のトップワンとして影響力を発揮し続ける。それにしても、決して州司法長官であれば、州知事になりやすいというわけではない。次の小節においては、州知事選挙にて成功と失敗した州司法長官の人数を挙げて具体的に説明する。

¹⁰⁴ Jerry Brown (CA) のキャリアパス：ロサンゼルス・コミュニティ・カレッジ地区理事会メンバー（member of the Los Angeles Community College District Board of Trustees）→州務長官→州知事→大統領候補者立候補（二回も失敗）→連邦上院議員選挙失敗→州民主党主席→大統領候補者立候補（失敗）→市長→州司法長官→州知事。

増加率からみると、次に大幅に増加したのは連邦上院議員である。一部の州司法長官は任期を終えてから、州政治から連邦政治の舞台に踏み込んでより広範な政治的影響力をお獲得を追求する。前職で連邦議会上院議員を歴任したことがある州司法長官は僅か一人であったが、後職で連邦議会上院議員に選ばれた人数が11人まで上がり、11倍増加した。そのうちの9人は、州司法長官の任期満了直後に連邦上院議員に選ばれた。残りの二人は、州司法長官の職務を終えた後、連邦議会下院議員や州知事などの高級ポストを歴任してから、更に連邦議会上院議員に選ばれた。

図<5-1-3-5>前職と後職の歴任人数変化



第二節 野心的州司法長官の特徴

高級ポストに挑戦する州司法長官の活躍を捉える際、政治的進出に焦点を当てた Joseph Schlesinger (1966) の政治的野心論が提示した、より高いポストに挑戦しようとするという政治家の「進歩的野心 (progressive ambition)」が重要である (Schlesinger, 1966: 9-10)。アメリカ政治学においては特に多いのは州議会議員の連邦議会への進出と、政治的野心の立法行為への影響という議員研究の文脈で政治的野心が研究されている¹⁰⁵。例えば Rhode (1979) は、政治家は高級ポストに挑戦するまでは、「進歩的野心の形成」という第一段階と、第二段階の費用効果分析をする「戦略的選択」という二つの段階を経験すると主張している (Rhode, 1979)。全ての政治家は進歩的野心を持っているが、選挙に出馬して得られるリターンがコストを上回る場合に限ってより高いポストに挑戦すると Rhode (1979) は主張した。但し、州議会議員の政治的野心を検討する Maestas et al. (2006) と、州司法長官の進歩的野心の形成要因を検討する Provost (2008) によると、年齢や性別などの要因が政治家の進歩的野心の水準に影響するため、全ての政治家が一律に、同じ程度の進歩的野心を持っているとは思われないと主張した。

Provost (2008) は、なぜすべての政治家は高いポストに挑戦するとは限らないのかという疑問を巡って、1988 年～2003 年の 136 名の州司法長官の政治的野心の形成について分析を行った。個人の特徴 (性別や年齢)、機会構造 (opportunity structure: 任期制限の有無、州知事や上院議員の空席の有無) と政策制定の積極性 (消費者保護の多州連合訴訟に参加する回数) 三つの変数が州司法長官の政治的野心の形成に関わると Provost (2008) は仮定している。従属変数は、州知事や上院議員に挑戦するか否かである。分析の結果、州司法長官は就任時より、全ての人は同程度の野心を持つというわけではないが、進歩的野心を形成し、将来高いポストに挑戦したい州司法長官は消費者保護多州連合訴訟に参加する積極性もより高いとみられる、という結論を引き出している。

ここで本稿は検討したいのは、Provost (2008) が論じた州司法長官の進歩的野心の形成の条件と州司法長官は進歩的野心があるかどうかという「どのような州司法長官は高級ポストに挑戦するか」を予測したいわけではない。本稿は既に高級ポストの選挙を受けた州司法長官の特徴とキャリアを分析したい。

¹⁰⁵ 例えば、Maestas (2003) は州議会議員の政治的野心と立法行為との関係性を論じている。Thomsen D. (2022) は州議会議員の政治的野心と立法有効性、選挙の成功との関係性を論じている。

1) 高級ポストの概観

表<5-2-1-1-1>

AG になる前			計 30 人	AG になった後			計 139 人
	成功	失敗	合計	成功 A	成功 B	失敗	合計
州知事	1	10	11	26	4	64	94
連邦下院	1	10	11	2	1	5	8
連邦上院	1	5	6	11	3	23	37

*注：

①州司法長官になった後、高級ポストに挑戦して成功したパターンは二種類ある：

成功 A：州司法長官の任期満了後、他の職務を担当せずに州知事/連邦議会議員になったパターン。

成功 B：州司法長官の任期満了後、また他の職務を担当した後に州知事/連邦議会議員になったパターン。

②本節における全てのパーセンテージ表記は、257 人を全体とする。

③複数の職務に挑戦した場合、対応のポストに一人として複数回にカウントすることがある。

一般的に州司法長官は州知事に上がるためのよいポストだと考えられることが多く、更に「全米州司法長官協会」のことを「州知事志望者協会」と戯れに称する人もいる

(Gizzi, John 2005:1)。本稿の調査によると、257 名の州司法長官のうち、半数以上の州司法長官（計 169 人、65%）は高級ポスト（本稿は州知事、連邦議会議員のみを検討する）に挑戦したことがある。但し、高級ポストに挑戦したことがある 169 人のうち、30 人は州司法長官に選ばれる前に、既に高級ポストの選挙に出馬したことがあるが、選挙で成功を収めたのは僅か三人で、それぞれが州知事、連邦議会下院議員、連邦議会上院議員になった。州司法長官の任期満了後、半分以上（54%）の州司法長官は高級ポストを追求した。州知事選挙に出馬した者は 94 名、全体の 36%となる（表<5-2-1-1>参照）。

州知事を目指した州司法長官は多かったが、実際に、落選者は当選者の倍以上で（当選 26：落選 64）、州司法長官は任期満了後に州知事に挑戦する傾向が強く見られるが、州司法長官であったから州知事に容易に当選するというわけではない。また、他のポストと比べても、州司法長官が最も州知事になりやすいポストだとは言えない。2022 年に 42 州が州知事の改選を行った。州知事候補者のうちに、前職が州司法長官の候補者が 6 人しかいなかった。対して、前職が州副知事の候補者が 14 人、連邦上院議員の候補者が 11 人、州上院議員の候補者が 12 人、州下院議員の候補者が 10 人いた。また、本稿の調査による

と、高級ポストを目指した 96 人の野心的な州司法長官は、任期満了後にほかの職務を担当せずに州知事選挙に挑戦したが、僅か 30 人しか野心を叶わなかったことに対して、62 人が失敗した。そのほか、Sabato (2009,2010) によると州副知事の州知事になる成功率は州司法長官の 2 倍 (22%) である (Sabato 2009,2010) ¹⁰⁶。大多数の州において、選挙を通して州知事になるのではなく、州知事が任期中に離任 (死亡、弾劾、辞任) した場合、州憲法によって優先的に州知事のポストを継承して州知事になる州副知事が多数存在するが、このような形で州知事になることができる州司法長官は僅かである (Sabato,2010)。

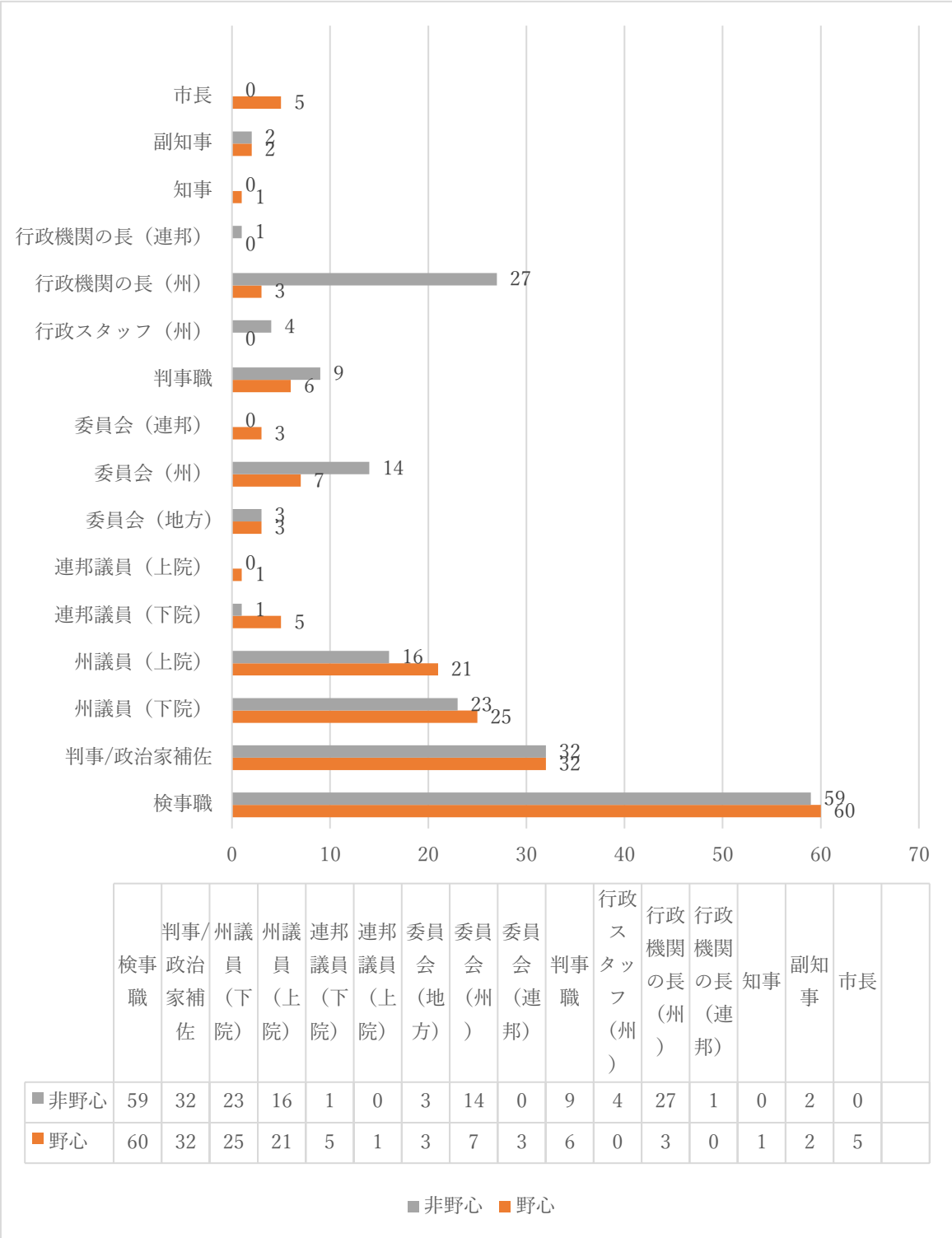
多くの州司法長官が州知事のポストに惹かれるのに対して、連邦下院議員の選挙に出た州司法長官は僅か 7 人で、連邦上院議員の選挙に出たのは 35 人である。連邦議会議員に比べると、やはり州知事は州司法長官にとってより魅力的なポストだと言えるだろう。

2) キャリアパスの違い

野心的州司法長官とそうではない州司法長官との間、前職のキャリア経験においては違いがある。表<5-2-1-2-1>と図<5-2-1-2-1>に示したように、連邦レベルのポストや州知事などの比較的に高級なポストを担当する経験をもつ進歩的野心の州司法長官は、非野心的州司法長官より圧倒的に多い。それ以外のポストに関しては、特に大差がないように見える。進歩的野心を持つ州司法長官と非進歩的で野心的な州司法長官が、ほぼ同じ割合で州議員を担当したことがあることから見れば、非野心的州司法長官も、多くの野心的州司法長官と同じように、政治家や立法の経験を持っていた。

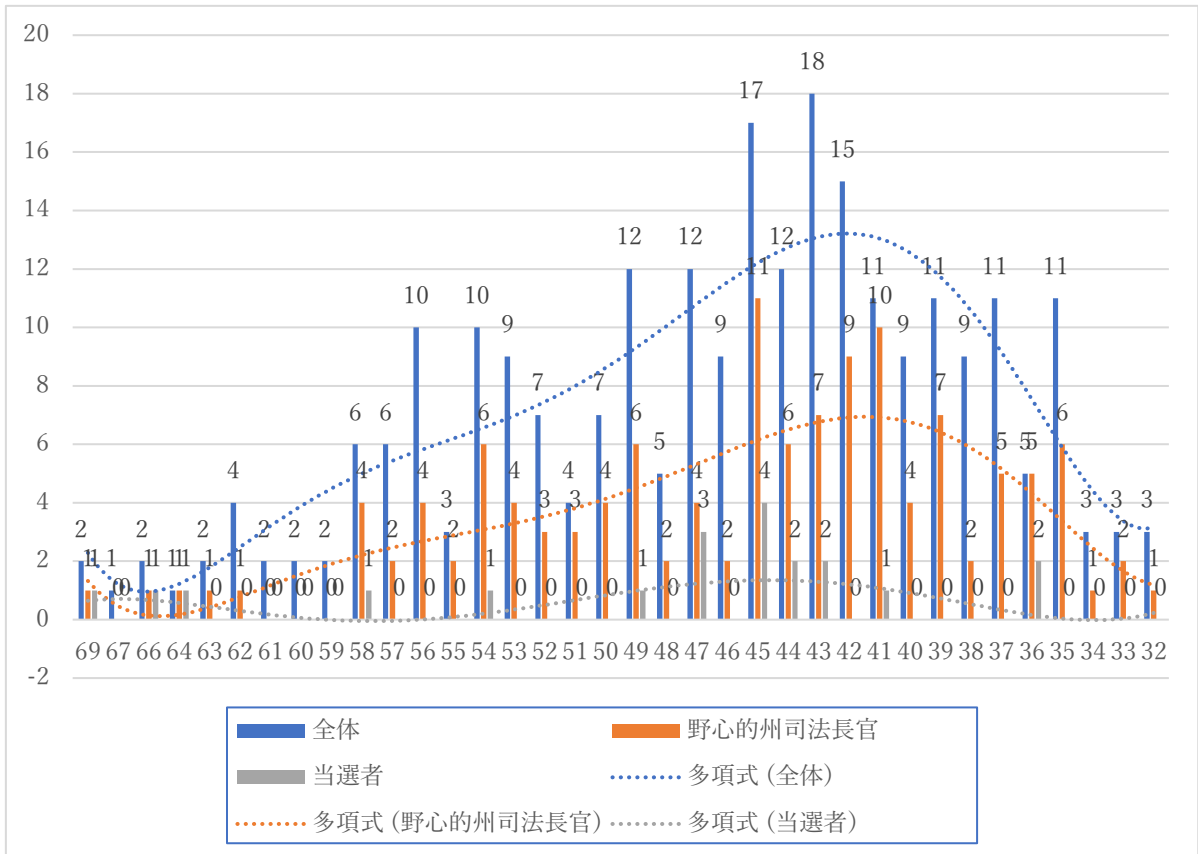
¹⁰⁶ Sabato, Larry J., "THE AG: Attorney General as Aspiring Governor " The Center for Politics. (Apr 22, 2010) <https://centerforpolitics.org/crystalball/ljs2010042201/> (最終接続：2024/06/02)

図<5-2-1-2-1>野心的州司法長官と非野心的州司法長官の前職経験の違い



・年齢

図<5-2-2-1> 全体州司法長官、高級ポストに挑戦した州司法長官、高級ポストに当選した州司法長官の年齢分布



Joseph Schlesinger (1966) の進歩的野心に対する定義によると、高級ポストに挑戦したことがある 169 名の州司法長官は、全員進歩的野心を持っていると見なせると考えられる。しかし、Joseph Schlesinger (1966) の仮定によると、政治家の年が高ければ高いほど昇進する機会が減るため、年が高い州司法長官であれば進歩的野心を持つ可能性が低い。本章の第一節の (3) の図<5-1-3-3>は、既に 257 名州司法長官が当選時の年齢分布を示したが、ここで更に範囲を進歩的野心を持つと考える 169 名の州司法長官に絞って年齢分布を検討したい。

図<5-2-2-1>を見ると、高級ポストに挑戦した野心的な州司法長官の多項式近似曲線のピークは 41-42 歳の間にある。一〜二期の任期満了後、43〜50 歳の年で高級ポストに挑戦する¹⁰⁷。この結果は、Pual(1974)が調査した州議員の進歩的野心が形成される平均年齢の

¹⁰⁷ 州によって一期の任期が 2-4 年となる。

45 歳とは大差がない¹⁰⁸。年齢の増加に伴って、進歩的野心を持つ州司法長官の数も割合が低くなっていく。州司法長官全体の多項式近似曲線のピークは 42-43 歳の間にある。進歩的野心を持つ州司法長官の近似曲線のピークとは基本的に同じ区間に重なっているということは、多くの州司法長官は、進歩的野心が形成されやすい時期に州司法長官になったということとして理解できるだろう。そのため、多くの州司法長官は任期満了後に高級ポストに挑戦した原因だと推測できるだろう。実際に当選された者の多項式近似曲線のピークは 44-45 歳の区間にあり、全体や野心を持つ州司法長官の多項式近似曲線のピークより少し後ろずれている。

当選者を含む全ての近似曲線は、67-69 歳の区間に上がりの勢いを呈し、この区間のサンプル数は少ないが、高齢な州司法長官でも進歩的野心を持つ可能性、かつ、彼らは選挙において当選する可能性を示している。それは、彼らの豊富なキャリア経験や長年に貯めてきた政治的リソースに関わるだろう。しかし、この区間にある三つのサンプルのキャリアパスの詳細を見てみると、64 歳の当選者はオハイオ州の Mike DeWine¹⁰⁹、66 歳の当選者はメイン州の Janet Mills¹¹⁰、69 歳の当選者はカリフォルニア州の Jerry Brown¹¹¹である。いずれも州司法長官になる前後に高級ポストに挑戦したことがある。つまり、この三人の政治的野心は、州司法長官になる前に既に形成し、年月を経てから形成するのではない。

・任期

本章の第一節における図<5-1-3-4>は、既に州司法長官全体の任期を示した。任期が 10 年以上の州司法長官においても高級ポストに挑戦した者が 50 人いる（図<5-2-2-2>）。Herrick(2005)は、任期制限が無い、あるいは、任期制限が緩い場合、政治家は現職を維持したい、特定のポストにおいて長期的に事業を発展するという静態的野心（static ambition¹¹²）になりやすいと述べた。本稿が調査した任期が 10 年以上の 50 人の州司法長

¹⁰⁸ Hain, Paul L. "Age, Ambitions, and Political Careers: The Middle-Age Crisis." *The Western Political Quarterly* 27, no. 2 (1974): 265-74. <https://doi.org/10.2307/447764>.

¹⁰⁹ Mike DeWine (OH : 2011.1-2019.1) : 郡検事補佐→郡検事→州上院議員→連邦下院議員→連邦上院議員選挙失敗→連邦上院議員→州司法長官→州知事.

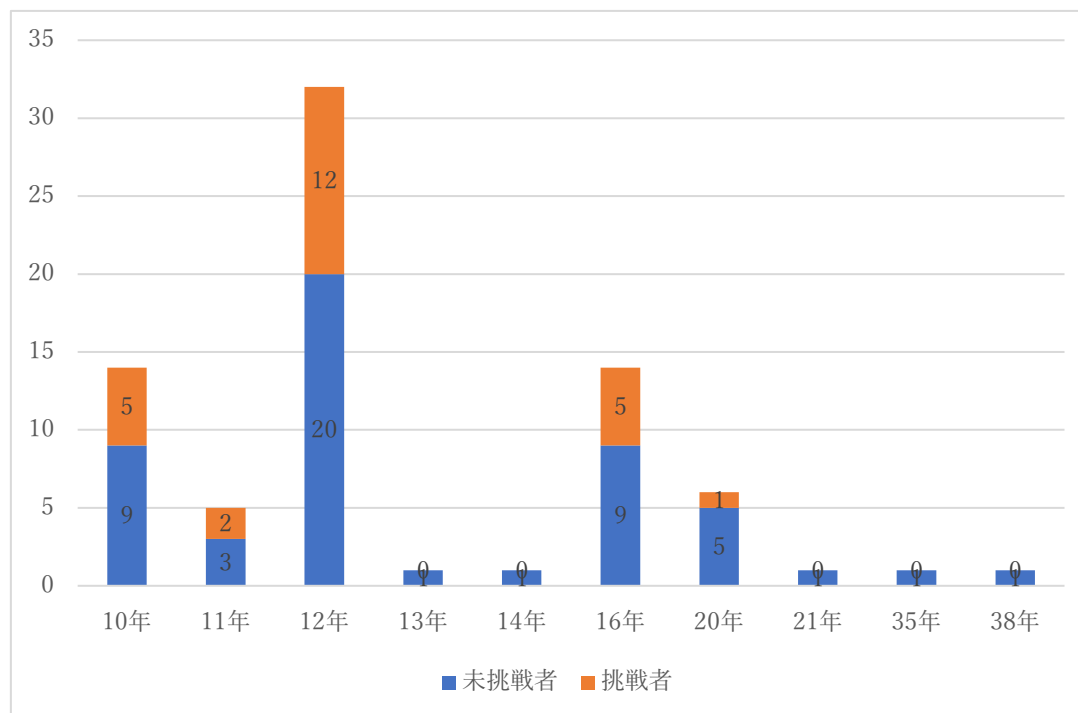
¹¹⁰ Janet Mills (ME : 2013.1-2019.1) : 州司法長官補佐→地区検事→連邦下院議員選挙失敗→州下院議員→州司法長官→州知事.

¹¹¹ Jerry Brown (CA : 2007.1-2011.1) : ロサンゼルス・コミュニティ・カレッジ地区理事会メンバー (member of the Los Angeles Community College District Board of Trustees) →州務長官→州知事→大統領候補者立候補 (失敗) →連邦上院議員選挙失敗→州民主党主席→大統領選挙失敗→市長→州司法長官→州知事.

¹¹² Herrick Rebekah. "Do Term Limits Make a Difference? Ambition and Motivations among U.S. State Legislators", *American Politics Research* 33 (5): 726-747.

官のうち、24 人（48%）が高級ポストに挑戦した経験がある。更に任期を 12 年以上に絞ると、38 人のうち、17 人（44.7%）が高級ポストに挑戦したことがある結果から見れば、決して少ないとは言えない。ここで考えられる可能性として、もし進歩的野心にモチやすい若い頃に、既に州司法長官に選ばれた場合、任期制限が緩くとも、州司法長官は現職維持を優先する戦略を取るであろうか。

図<5-2-2-2>任期が 10 年以上の州司法長官の高級ポストの追求



*注：うちに一人だけは州司法長官になる前に高級ポストを挑戦した：Thomas T. Medlock：SC、当選年齢 49 歳、1983–1995.1（12 年任期）。キャリアパス「助手州司法長官→州下院議員→州上院議員→州委員会（複数：州長経済発展小委員会など）→州知事選挙失敗→州司法長官」

図<5-2-2-1>で示された高級ポストに選ばれた州司法長官の年齢の多項式近似曲線のピークは、44-45 歳の間にあるため、45 歳を進歩的野心の有無を区切る値として仮定する。次に、XOR(排他的論理和)¹¹³を応用してデータをコーディングする。年齢が 45 歳以上である場合、あるいは、任期が 12 年以上の場合を 0 と見なす。反対の場合を 1 と見なす。年齢と任期の XOR の値（年齢⊕任期）を取ることによって、任期が長かったが当選時の

¹¹³ XOR 演算 (XOR Operation) は、別名「排他的論理和」と呼ばれる論理演算である。二つの命題のどちらか一方が「真」であるときのみ「真」となる。XOR 演算の法則は下記通り： $a \oplus b = (\neg a \wedge b) \vee (a \wedge \neg b)$ 。

年齢も若かったため、高級ポストに追求する余裕がある州司法長官を見つけ出せることができる。結果として、XOR 値が 1 の州司法長官が 36 人いる。そのうち、20 人 (55%) が高級ポストに挑戦した。そして、高級ポストに挑戦した場合、1 と見なす。相反の場合、0 と見なす。当選年齢と任期の XOR 値と高級ポストに挑戦したかどうかの p 値を計算したら、その結果は 0.003013 となり、5 % の有意水準で年齢と任期の XOR 値と進歩的野心の形成との関係は有意的だと言える。つまり、任期制限が緩くても、当選時の年齢が若ければ、進歩的野心は依然として形成する可能性がある。

小結

本章では、257 人の州司法長官のキャリアや基本情報を網羅的に説明し、そのデータに基づいて経験的に評価した。ここで本章の内容を簡潔にまとめる。第一、州司法長官のキャリア・パスのパターンとして、早期に最も多く従事する職業は検事職、判事/政治家の補佐、州議員である。その後、直接的に州知事や連邦議員などの高級ポストに挑戦するではなく、州司法長官を 1-2 期 (2-8 年) 担当してから、半分以上の人は高級ポストに挑戦することを選んだ。対して、再び比較的に低いレベルのポリティカル・ポストに従事することが少ない。あるいは、州司法長官の任期満了後、政界から引退するのは一般的で、大半の州司法長官にとっては、既に州司法長官というポストはキャリアパスにおける中後期的ポストだと言えるが、更に上位のポストを狙う野心家にとっては、過度的なポストになる。

第二、高級ポストの追求に関して、多くの州司法長官は 40 代前半で当選し、任期満了後、半数以上の州司法長官は 43 歳~50 歳の間に州知事のポストに挑戦して州レベルでの政治的影響力の強化を求める。但し、連邦議会議員に選出され、連邦政府機構の長に指名される方式で高級ポストに就いて連邦政治に影響力を発揮する場合も、離任後よくあるパターンである。そのためトランプ政権期の環境保護局局長スコット・プルーイト (Scott Pruitt) のように、キャリアの追求を意識しながら党派的な行動をとる州司法長官が存在するのだと考えられる。

第三に、一部の進歩的野心的州司法長官は、非進歩的野心の州司法長官と比べると、早い時期に連邦議会議員、委員会などの連邦レベルのポストと州レベルの比較的高いポストを経験している。これらの進歩的野心的州司法長官の進歩的野心は、より早い段階において既に形成された可能性を示している。但し、早期に比較的に高級なポストを経験したことがない州司法長官でも、もし州司法長官に当選された当時の年齢が 40 台前半という比較的に若い年齢であれば、同じように進歩的野心を形成する可能性がある。

第四に、18 世紀以降の全ての州司法長官のキャリアパスを検討すると、連邦議会議員や連邦政府機構の長などになって連邦レベルの政治に参加する州司法長官は、州知事になって州レベルの政治的影響力を求める州司法長官より多いが、1980 年代以降の州司法長官は、連邦議会議員より、州知事を狙う傾向がより強くなったように見えるため、州司法長

官は「州知事になるための過度的ポスト」というイメージが一般的に共有されているのだと思われる。にもかかわらず、全体の約 15%の州司法長官は地方政治から抜け出して連邦政界へと転身することを選び、州レベルでは解決できない政治問題について、連邦レベルに持ち込んで解決を求めていることが明らかになった。ここに司法長官たちの連邦政界進出によって州政治と連邦政治が連動する可能性を観察することができる。

第六章 州司法長官の提訴行為に関する計量分析

第四章では、積極的に訴訟を起こしてアメリカ政治に影響力をもたらした代表的な野心を持つ州司法長官を紹介した。そして、第五章では、州司法長官のキャリアから野心的州司法長官や全体州司法長官全体の特徴を説明した。本稿におけるこれまでの説明は、州司法長官の行動を理解するためである。第四章の冒頭に既に言及したが、州司法長官の行動スタイルの違いを生み出す要因は多種多様であるが、本章においてそれらの要因を実証的に明らかにしたい。なぜ訴訟に積極的な州司法長官とそうでない州司法長官が存在するのかという問題に関して、先行研究は十分な説明を提供できていないと言え難い。従って本稿は先行研究の知見を踏まえながら、提訴行為の形成に影響する可能性がある要因を説明していきたい。

第一節 州司法長官の提訴行為に影響する要因

1) 州司法長官というポストへの認識の差異

まず 2022 年州司法長官選挙期間における州司法長官の発言に焦点を当てながら、州司法長官による自分の役割に対する自己認識と政治的追求の関連に注目したい。具体的には、州司法長官というポストの役割に関する州司法長官候補者（現職州司法長官を含む）の自身が果たすべき政治的役割に関する認識を論じたい。例えば、全国的な関心を喚起する問題と州内の事業のいずれを優先すべきか、それとも両方の問題解決を同時に図るべきなのか。あるいは、州司法長官の仕事は、単に執行者として規定された法を忠実に執行すべきなのか、それとも政治家のように法律を有力な武器として解決されていない政治問題の解決を積極的に図るべきなのか。有権者が州司法長官に多大な政治的期待を託しても、一部の州司法長官候補者は、「州司法長官はあくまでも法の執行者に過ぎず、立法者ではない」と考えている。このように、州司法長官の行動選択には相違がみられる。

多くの先行研究が既に説明している通り、州司法長官の訴訟行為には党派性が反映されているものが少なくない(Nolette and Provost, 2018)。但し、場合により、選挙に向けて州内の世論環境と有権者のイデオロギー的傾向への配慮、候補者の州司法長官の役割に対する認識によって、党派的偏りが必ずしも全ての州司法長官の言動に見られるわけではない。例えば、ネバダ州の現職州司法長官アーロン・D・フォード (Aaron D. Ford, 民主党) は中絶問題について意見を発表する際に、プロチョイスの立場を擁護し、自分が立ち上がって連邦最高裁判所の判決に反対したことを強調しながら、競争相手が中絶する女性を起訴しようとする行為は州法に違反であるとして攻撃していた。但し、同じ州司法長官選挙を争った、シガル・チャタ弁護士 (Sigal Chattah, 共和党支持者) は選挙宣伝する際に、「合衆国憲法修正第十条に支持する立場からすると、リプロダクティブ・ライツを決定する権限を各州の判断にゆだねる連邦最高裁判決は正しいと思い、それは各州が自らで

解決すべき問題だ。但し、自分は執行者である限り、目の前にある州法を忠実に執行することしかできない（現在、ネバダ州の州法は 24 週以内の中絶を認めている）…ネバダ州で合法的な人工中絶手術を受けたことでほかの州で起訴されるのは不合理だと考える」と述べている¹¹⁴。彼女自身は人工中絶を支持しないが、州法に基づいてネバダ州における医療保険を受ける権利が保護されるべきだと考えている。州司法長官が政治家の身分より、法の忠実な執行者である身分という認識を彼女は持っている。

一部の州司法長官は、「州司法長官とはどのようなポストなのか？あなたは州司法長官のポストに何をもたらすか」という質問に対して、異なるキャリア経験、異なる党派の州司法長官（及び州司法長官候補者）は異なる答えを出している。2022 年のネバダ州の選挙において、この質問に答える際、シガル・チャタ弁護士は、「州の最高検察官と法の最高執行者…腐敗と同じ側に立たない（人）」と答えた。対して、現職州司法長官 Aaron D. Ford（民主党）の答えは「全ての形の正義（を擁護する人）。刑事司法、経済格差、環境問題、ジェンダー平等、人種問題、リプロダクティブ・ライツ、あらゆる面で正義を実現することである」¹¹⁵。

また、コロラド州の州司法長官選挙のテレビディベートにおいて、1 分間の最終コメント（one minute closing statement）として、二人の候補者、John Kellner（共和党）と Phil Weiser（民主党）も異なる答えを出した。州司法長官選挙に立候補した際に、John Kellner はまだ地区検事を辞任していなかった。彼は情熱を込めて、自分が州司法長官になったら何をやりたいのかを語っていた。「地区検事として私は毎日公共安全と戦っていた…このポスト（州司法長官）に挑戦すると同時に、私も州民の安全と福祉のために戦っている…職業法執行官（a career law enforcement officer）として、私は州民に公共安全を提供する。」そして、現職の州司法長官である Phil Weiser は「あなたの州司法長官として、私はあなたの権利を守る州民の弁護士（people's lawyer）…私は土地、空気と水、私たちの安全、消費者を守る…私は政治のゲームをやらない…」と答えた。また、マサチューセッツ州の民主党州司法長官マウラ・ヒーリーは伝統的な公共安全の権利から環境正義、人種平等などの権利まで、彼らの返答から私たちは州司法長官の役割の広範さと司法長官やその候補たちの役割認識の一端を理解することができるのではないだろうか。

2) 党派性による全国政治への進出に対する積極性の差異

州内の事情と全国レベルの事情のどちらを優先するのか、この問題はアジェンダ設定の差異として理解できるが、ここは全国政治への進出における積極性と党派性に焦点を当て

¹¹⁴ 2022 年州司法長官選挙シガル・チャタへのインタビューを参照。

<https://www.ktnv.com/news/2022-midterm-election-q-a-nevadas-candidates-for-attorney-general-aaron-d-ford-and-sigal-chattah> (2023/11/23)

¹¹⁵ 同上。

たい。一部の州司法長官は連邦政府に訴訟を提起することにより熱心に見える。トランプ政権の間、マサチューセッツ州の現職州司法長官マウラ・ヒーリーはトランプ政権に反対する多州連合訴訟に 100 回以上参加したという記録の持ち主で、全国に名を馳せている。また、彼女は 2022 年の州知事選挙にも出馬して、69.9% の高い得票率で州知事の座を収めた。同じように、ニューヨーク州の元州司法長官 Eliot Spitzer も、数多くの多州連合訴訟をリードしたことで全国で有名になり、最終的に州知事になった政治家の一人であった。訴訟の参加は州司法長官任期内の実績として考えられるので、高級ポストに目指す州司法長官の訴訟参加回数は、高位ポストを狙わない州司法長官と比較すると多いと Provost (2008) が指摘している。2022 年にカンザス州の州司法長官に当選したクリス・コバックは、州知事や連邦上院議員のポストに挑戦し、失敗してからは州司法長官選挙に転じて政治的復帰を求めた野心的な人物である。「ローンスタール・ステート (Lonestar State: テキサス州) は違憲なバイデン政権に反抗する法的闘争の先頭になっているが、我々の助けが必要だ」、「私はカンザス州の中絶禁止法を復活させ、より多くの立法を推進したい」とコバックは述べ¹¹⁶、立法者である議員のように振る舞っていた。コバックは今後ほかの政治的転身に成功した州司法長官と同じように積極的に多州連合訴訟を通じて、全国レベルの政策変更を求める可能性もある。

本稿で繰り返し示してきたように、多くの場合、州司法長官は対立政党が支配する連邦政府のみに対して訴訟を提起する。マサチューセッツ州の元州司法長官マウラ・ヒーリー (民主党) は、トランプ政権に対して 100 回以上の訴訟を提起したが、バイデン政権に対しては、訴訟を提起したことは一回もなかった。いかに国家的な問題と地方的な問題のバランスをとるのか、また、訴訟を扱う際に党派の偏見を提訴に持ち込まないようにするのか、という全国政治への進出と党派問題を重要な論点として、マサチューセッツ州の民主党州司法長官予備選挙で提起されている。この点に関しては、政治的分極化は一般有権者の間にも浸透している今日、州司法長官が一般選挙によって選出される公選公職者である以上、彼らの党派の偏りは有権者の党派の選好に由来する部分もあり、訴訟行為における党派の偏りは避けにくいとも言えるが、全国的政治問題を扱う際に、党派の偏りは望ましくないという観点も存在している。

また、次の項に述べる政治的野心とキャリアの追求に関連する話であるが、一部の州司法長官は今後の政治キャリアを考慮し、下院議員のように有権者の代理人として利益を還元し、次に高級ポストに挑戦する際の当選する可能性を上げようとする。この点も州司法長官は単なる法の忠実的な執行者なのか、それとも政治家なのかという自己認識にも関連している。

¹¹⁶ <https://www.kriskobach.com/wp-content/uploads/2022/05/Kris-Kobachs-Five-Point-Plan-for-the-Kansas-Attorney-Generals-Office.pdf>

3) 政治的野心と提訴行為

本稿においては政治的野心と提訴行為との関係性を検討するが、強調したいのは、本稿では州司法長官の政治的の野心の形成過程そのものは分析対象としない。第五章にすでに政治的進出に焦点を当てた Joseph Schlesinger (1966) の政治的野心論と関連の研究を部分的に紹介した。あらためて説明すると、Schlesinger(1996)の中核的思想として、政治家の行為を理解するには、政治家の野心を理解しなければならない。そして、政治的野心は三種類存在する：(1) 離任的野心 (discrete ambition)：公職の選挙を勝って、指定される任期内に公職を担当し、その後は引退するという立場。(2) 静態的野心 (static ambition)：現職を維持したい、特定なポストにおいて長期的に事業を発展するという静態的野心。(3) 進歩的野心 (progressive ambition)：より高いポストを欲する政治的野心。この三種類の野心のうち、進歩的野心は最もハイレベルの野心だと考え、静態的野心は中程度で、離任的野心が一番低いレベルの野心だと考えられる (Stone 1980：96)¹¹⁷。

しかし、政治的野心論の発展につれて、より多くのタイプの政治的野心も現れた。例えば、Herrick and Moore(1993)は機構内野心 (intrainstitutional ambition) という機構内のリーダーポストを求めるタイプの野心は、進歩的野心とは異なるタイプの野心として提出した¹¹⁸。いずれにせよ、あらゆる政治的野心論は、政治的野心が政治家の行為に影響を与えるという原点から論議を展開している。

4) キャリア的要因と提訴行為

キャリア的要因も州司法長官の訴訟行為に影響を及ぼす可能性がある。アジェンダ設定における差異を考える際、州司法長官のこれまでのキャリアと今後の政治的追求も重要な要因と考えられる。例えば、州司法長官選挙のテレビディベートにおいてよく見られるのは、前職は地区検事や弁護士であった州司法長官候補者は消費者保護や刑事訴訟により関心を持つように見える。既に州司法長官のポストに就いた州司法長官候補者、あるいは、前職は議員だった人は、刑事犯罪や消費者保護のみではなく、多州連合訴訟ではよく提起される環境正義、リプロダクティブ・ライツなどのより広範的なアジェンダを追求する傾向にあるように見えるが、実証されたことはなかった。

また、「州司法長官は州知事への踏み石である」とよく言われるが、政治的転身の成否に関しては多くの要因がかかわり、当然ながら全ての州司法長官は州知事になることを望

¹¹⁷ Stone, Pauline. T. (1980). "Ambition Theory and the Black Politician." *Western Political Quarterly*, 33(1), 94-107. <https://doi.org/10.1177/106591298003300107>

¹¹⁸ Herrick, Rebekah, and Michael K. Moore. "Political Ambition's Effect on Legislative Behavior: Schlesinger's Typology Reconsidered and Revisited." *The Journal of Politics* 55, no. 3 (1993): 765-76. <https://doi.org/10.2307/2132000>.

むわけでもなく、なれるわけでもない。そこで、州司法長官の進歩的野心の形成に関連する重要な要因の一つとしては、前職の「経路依存的」要因があげられる。州議会議員を経験した州司法長官は議会選挙の立候補経験もあり、早い段階から既に進歩的野心を有する可能性が考えられ、州司法長官の任期終了後に州知事、連邦議会上院議員選挙に出馬する可能性も高くなると想定される。対して前職が指名制の判事であった人は、選挙の経験もなく、州司法長官後のキャリアは、政治家の道を選ぶのではなく、依然として地方判事などの判事職に就く可能性が高いといえる。

州司法長官経験者は、任期終了後、州知事や連邦議員などのより政治的威信があるポストに挑戦することがよくあるがその全体像は先行研究では明らかになっていない。そこで本稿はキャリアパスを中心に州司法長官の政治的野心と提訴行為との関係性を分析したい。州司法長官の政治的野心を分析する前に、最も根本的な問題点としては、州司法長官のキャリアパスを調査する必要があるにもかかわらず、未だに州司法長官のキャリアパスを全体的に把握した先行研究が存在していないことである。州司法長官の政治的野心研究の一環のみではなく、州司法長官の政治的重要性が日々増大しているにもかかわらず、政策制定者としての州司法長官が連邦議員のように知られていないというギャップを埋め、アメリカ式デモクラシーを維持する重要なアクターである州司法長官を知るには、州司法長官というアクターが持つ法的権限からキャリアパスまでを説明する必要性が高まっているといえるのではないだろうか。

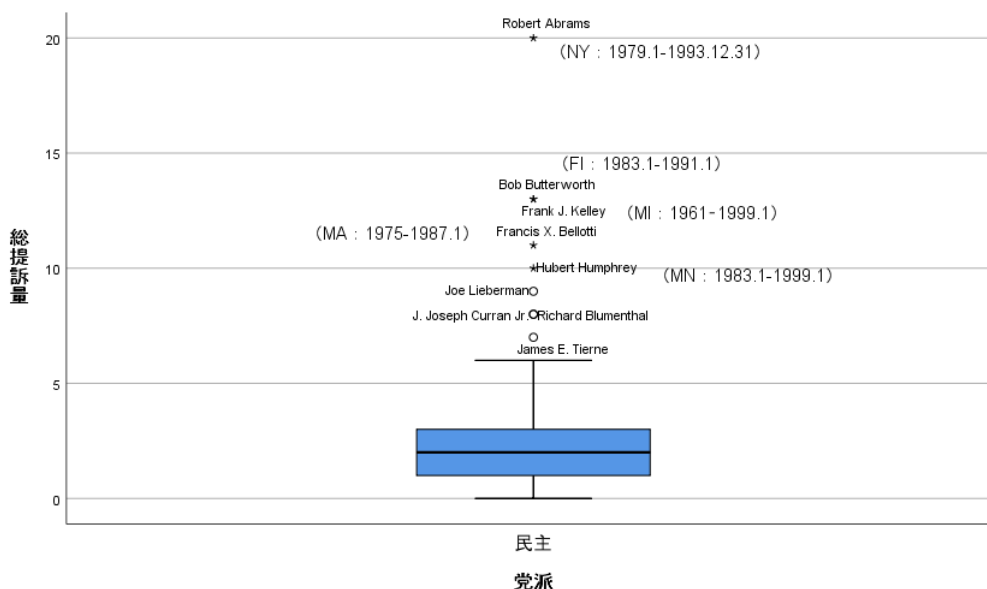
第二節 提訴量から見る提訴の積極性

本章は、レーガン政権からオバマ政権までの州司法長官のデータを分析する（データの収集に関する詳細な説明は第五章参照）。また、期間をレーガン政権からオバマ政権第二期までに限定する理由として、トランプ政権期に就任した州司法長官の多くは、現在に至ってもまだ在任中であり、司法長官後のキャリアはまだスタートしていないため、検討対象にならない。本稿は州司法長官の提訴に対する積極性に影響する要因を検討したいので、従属変数を「提訴の積極性」に設定し、任期内の提訴の数を用いて積極性の程度を測る。データはノレットが運営する「state attorney general database」から収集し、訴訟の政策類型を設定せずに任期のみを設定して検索する。ケースごとに参加する州を特定してから、訴訟の時期と州司法長官の任期を特定すれば、それぞれの州司法長官はどの訴訟に参加したのかを特定できる。

まず、州司法長官の提訴量に関する記述的統計から、州司法長官はどれほどの量の訴訟をしたか、訴訟行為の基本的特徴を把握してみよう。

1) 党派別の記述的統計と t 検定：1980 年代～2000 年

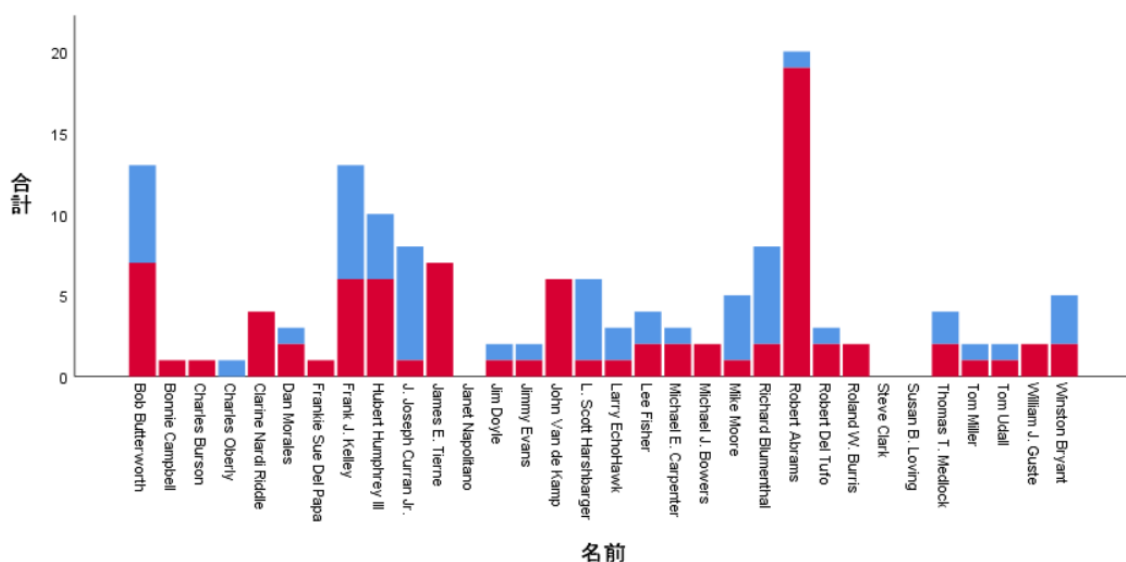
図<6-2-1-1> 民主党の州司法長官の総提訴量の箱ひげ図



本稿は、1980 年～2000 年までの 83 名の民主党州司法長官のデータを集めた。箱ひげ図から見れば、最大値は 6 で、中央値は 2 で、最小値は 0 となっている。いくつかの外れ値は存在し、最も外れているのは 13 年間に於いて 20 件の多州連合訴訟に参加したニューヨーク州の州司法長官 Robert Abrams である。「州議会下院議員→ブロンクス区長 →州司法長官→連邦上院議員選挙落選→州司法長官→ニューヨーク市憲章委員会→州政策諮問委員会」という彼のキャリアパスを見ると、彼は州司法長官になる前に、州議会議員の職歴を持っていた。また、州司法長官一期目の任期中に連邦議会上院議員に挑戦したことがあるが、失敗して続けて州司法長官の再選を目指した。

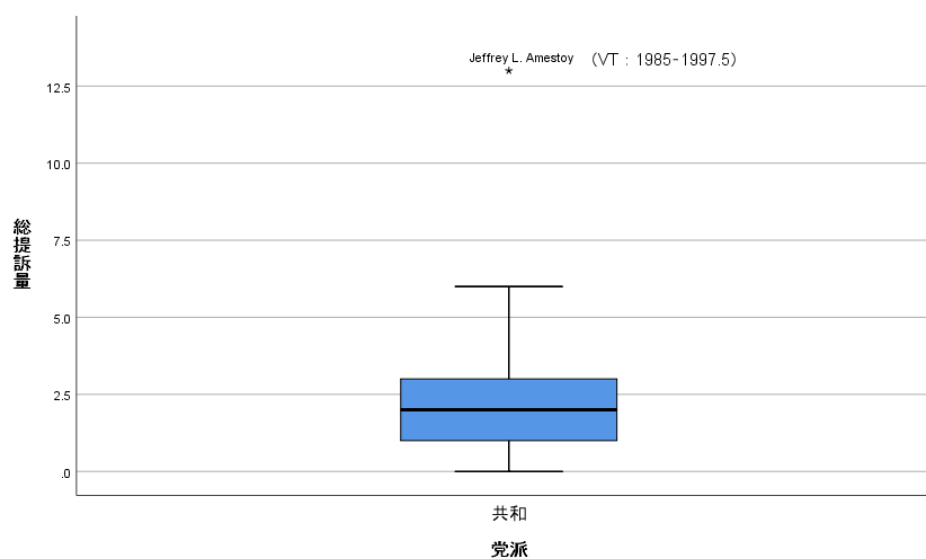
二番目多いのは、8 年間に 14 件の多州連合訴訟に参加したフロリダ州の Bob Butterworth である。彼のキャリアパスを見ると、「郡法廷判事→巡回法廷判事→郡治安官→フロリダ州陸運局局長→フロリダ州サンライズ市市長→州司法長官→州議会上院選挙失敗→フロリダ州子ども家庭省長官 (Secretary of the Florida Department of Children and Families)」となっている。彼は議員のキャリア経験を持たないが、豊富な法曹経験を持っている。また、三番目に外れているミシガン州の Frank J. Kelley は州司法長官の公職経験しか持たないにもかかわらず、提訴の積極性が非常に高い。

図<6-2-1-2> 異なる党派の政権交代を経験した民主党州司法長官の、党派別の政権に対する訴訟の数

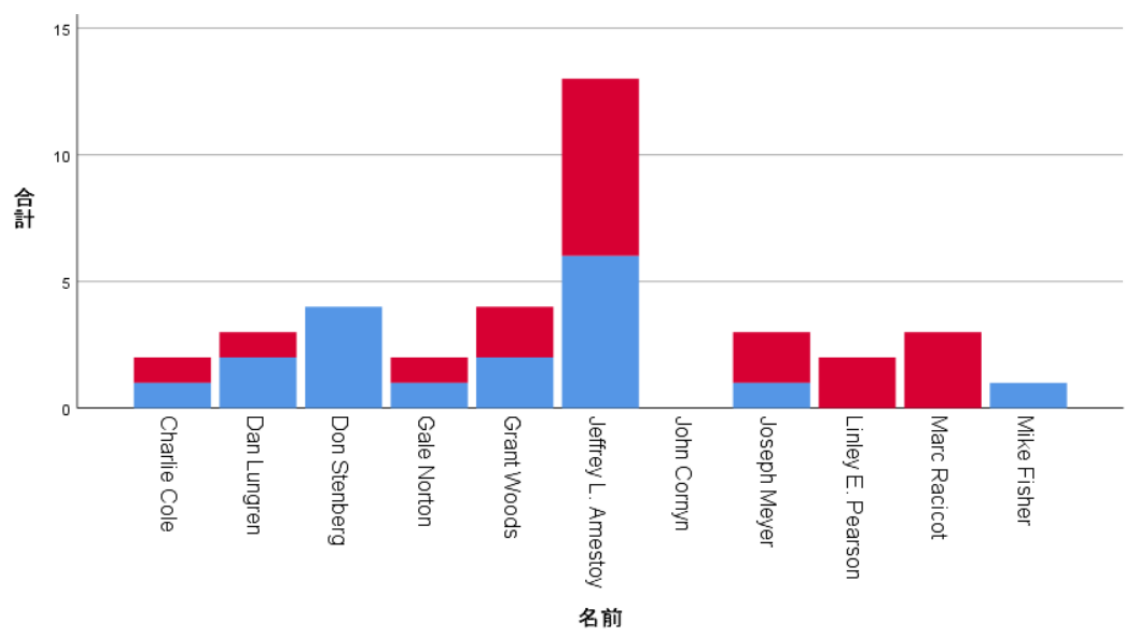


この 83 名の民主党州司法長官のうち、1980—2000 年まで、任期間において、異なる党派の政権交代を経験した人は 32 名、党派別の政権に対する訴訟の数は図< 2 >の通りである。ニューヨーク州の州司法長官 Robert Abrams は民主党政権に対して 19 件の訴訟を提起したのに対して、民主党政権に対して 1 件の訴訟のみを提起した。また、彼の任期は 1979 年～1993 年 12 月まで、そのうちの 12 年は共和党政権が執政する間であるため (1980～1992)、提訴量のみから見ると、非常に党派的に見えるが、実際にそうとは限らない。

図<6-2-1-3> 民主党の州司法長官の総提訴量の箱ひげ図



図<6-2-1-4> 異なる党派の政権交代を経験した共和党州司法長官の、党派別の政権に対する訴訟の数



共和党の場合だと、本稿は 1980 年～2000 年までの 52 名の共和党州司法長官のデータを集めた。箱ひげ図から見ると、最大値は 6 で、第三四分位数は 3 で、最小値は 0 となっている。唯一外れているのはバーモント州の州司法長官 Jeffrey A. Modisett である。州司法長官になる前に、彼は郡検事と連邦検事のキャリア経験しか持たない。

また、この 52 名のうち、1980～2000 年まで、任期間において、異なる党派の政権交代を経験した 11 名の共和党州司法長官の、党派別の政権に対する訴訟の数は図<6-2-1-4>の通りであるが、党派別の政権に対する訴訟の数は比較的平均的で、特に強い党派性が見られていない。

表<6-2-1-5>党派性に関する対象のある t 検定

対応サンプルの統計量

		平均値	度数	標準偏差	平均値の標準誤差
ペア 1	同党派	1.11	135	1.678	.144
	異党派	1.51	135	2.524	.217

対応サンプルの相関係数

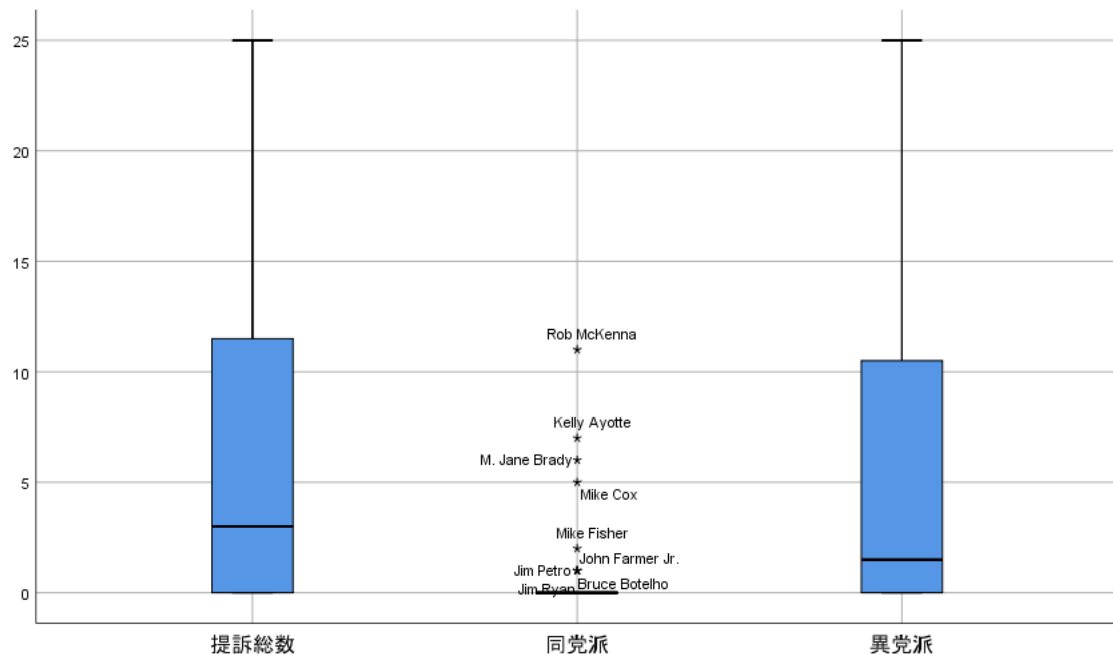
		度数	相関係数	有意確率
ペア 1	同党派 & 異党派	135	.045	.607

対応サンプルの検定

		対応サンプルの差							
		平均値	標準偏差	平均値の標準誤差	差の 95% 信頼区間		t 値	自由度	有意確率 (両側)
					下限	上限			
ペア 1	同党派 - 異党派	-.400	2.968	.255	-.905	.105	-1.566	134	.120

両党の州司法長官の政権別の総提訴量をから見ると、同党派と異なる党派の政権に対する訴訟の数には大差が見えず、対象のある t 検定の p 値の結果から見ても、その差は有意的だと言えない。つまり、この時期の州司法長官の提訴行為は党派的だと言えない。

2)党派別の記述的統計と t 検定：2000 年から 2016 年

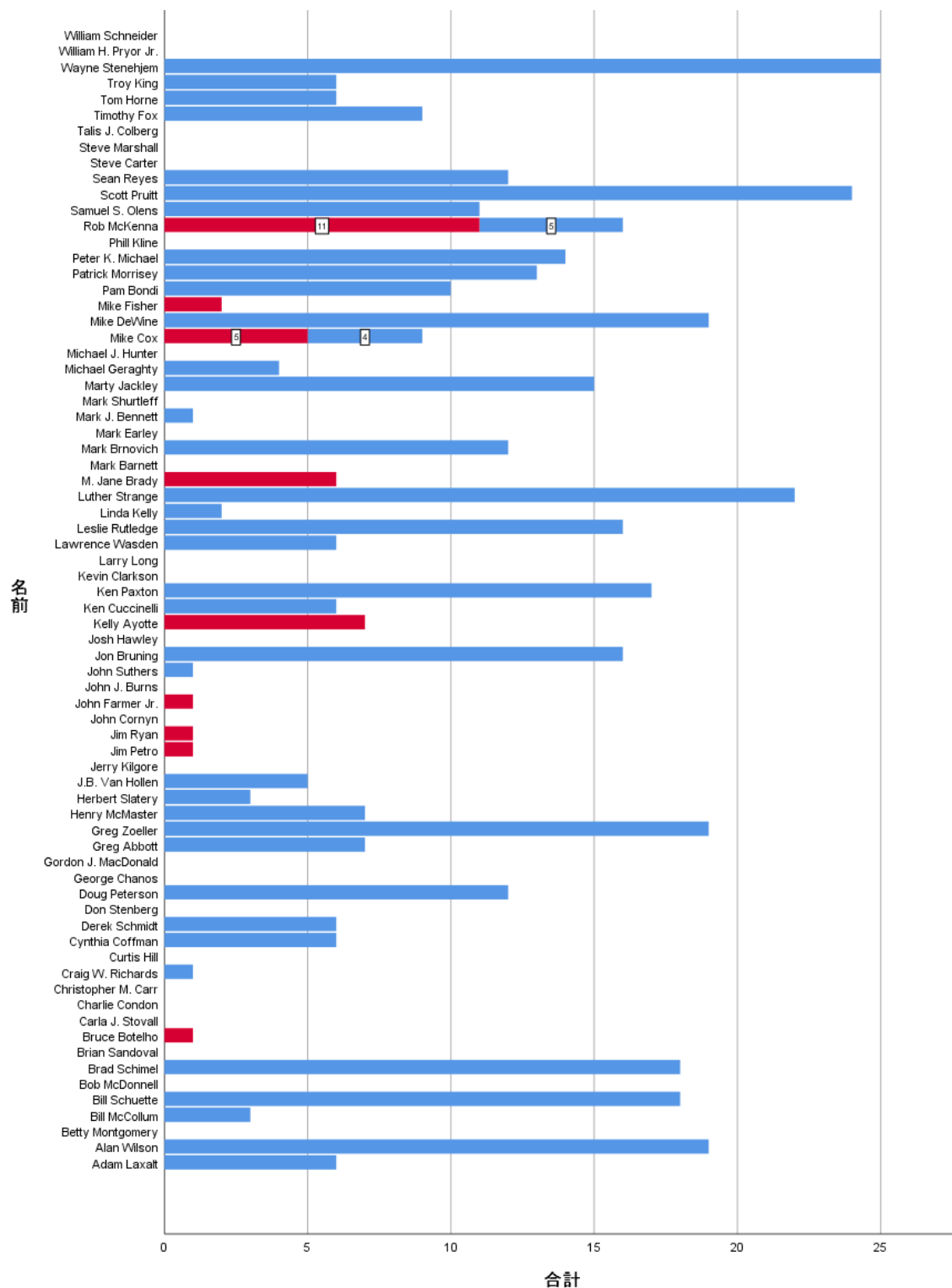


図<6-2-2-1> 2000 年～2016 年までの民主党の州司法長官の総提訴量の箱ひげ図

1980年代～2000年までの多州連合訴訟と比べ、2000年代以降多州連合訴訟の増加と多州連合訴訟がより党派的になったことは新たな現象となっている。72名の共和党の州司法長官の提訴総量の箱ひげ図を見ると、最小値は依然として0であるが、最大値は25で、第三四分位数は12となり、従来と比べて提訴総量は増えたことが明らかである。

また、同じ党派の共和党政権に対して訴訟を提起する州司法長官は「例外」の外れ値とみられる。図<6-2-2-1>も参考すると、共和党政権に対して訴訟を提起する回数が最も多いのは、ワシントン州のRob McKenna、ニューハンプシャー州のKelly Ayotte、ミシガン州のMike Coxとデラウェア州のM. Jane Bradyである。この四つの州のいずれも民主党支持傾向がより強い州で、自分を選出した民主党支持傾向の有権者に利益還元するために共和党政権に対して訴訟を提起するという可能性がある。

図<6-2-2-2> 共和党州司法長官の党派別の政権に対する訴訟の数



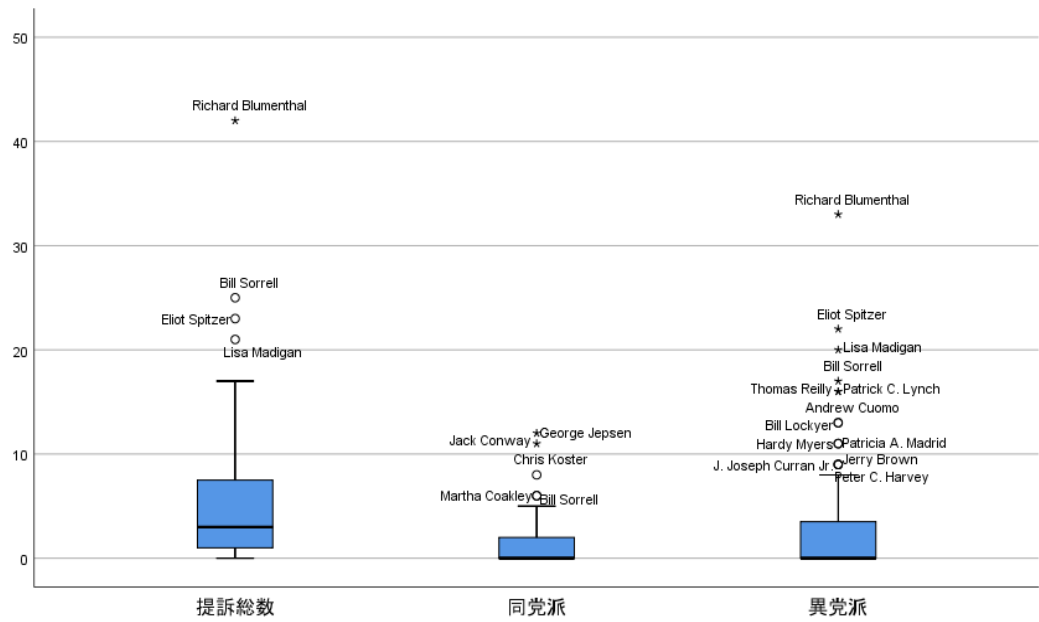
表<6-2-2-3> 共和党州司法長官が党派別の政権に対して提起した訴訟の平均値の差に対する対象のある t 検定

対応サンプルの統計量					
		平均値	度数	標準偏差	平均値の 標準誤差
ペア 1	同党派	0.49	72	1.768	0.208
	異党派	5.64	72	7.227	0.852

対応サンプルの検定									
		対応サンプルの差				t 値	自由度	有意確率 (両側)	
平均値	標準偏差	平均値の 標準誤差	差の 95% 信頼区間						
			下限	上限					
ペア 1	同党派 - 異党派	-5.153	7.669	0.904	-6.955	-3.351	-5.702	71	0.001

この時期の共和党州司法長官の党派別政権に対する訴訟の提訴総量に対して、対象のある t 検定を行った。同党派と異党派に対する訴訟の平均値の差の p 値は0.001で、1%の有意水準で強い有意性を示していることより、この時期の共和党州司法長官が提起した多州連合訴訟はかなり党派的だと言える。

図<6-2-2-4> 民主党州司法長官による提訴の数



民主党州司法長官が党派別の政権に対して提起した訴訟の数も同じように、1980年～2000年より大幅に増加した。最も積極的に多州連合訴訟に参加する州司法長官はルイジアナ州のRichard Ieyoubである。彼は州司法長官になる以前、地方検事を務めたことがある。州司法長官の任期後、彼は連邦上院議員と州知事選挙に挑戦したが、失敗した。

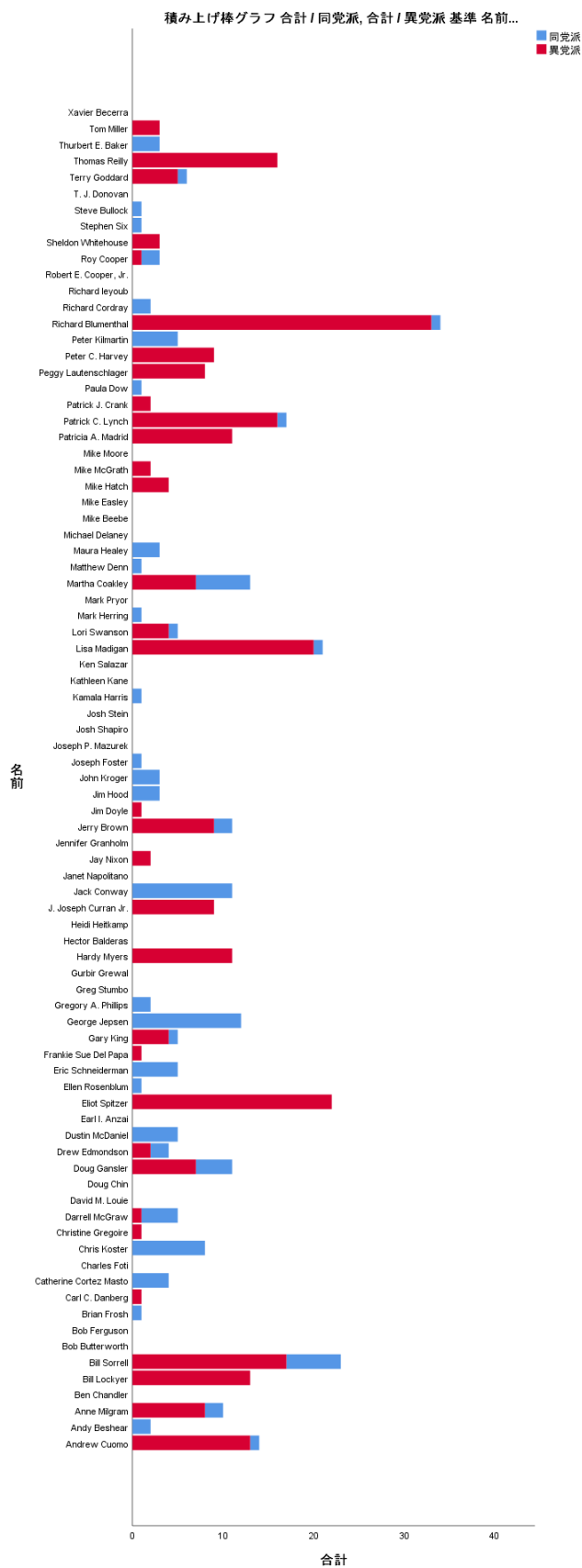
但し、共和党のようにほぼ同じ党派の政権に対して訴訟を起こさないことと比べて、規制の更なる拡大を求める民主党州司法長官は民主党政権に対しても訴訟を起こす。最も積極的に民主党政権に対して訴訟を起こしたのは民主党支持傾向が強いコネチカット州のGeorge Jepsenである。二番目に積極的なのは共和党支持傾向がより強いケンタッキー州のJack Conwayである。同じ民主党州司法長官であるが、コネチカット州のGeorge Jepsenはオバマ政権に対してより広範的な規制を求める多州連合訴訟を提起するのに対して、ケンタッキー州のJack Conwayは共和党州司法長官と連携して民主党政権に対して規制を撤廃する多州連合訴訟を提起している¹¹⁹。

同様に、この時期の民主党州司法長官の党派別政権に対する訴訟の提訴総量に対して、対象のあるt検定を行った。同党派と異党派に対する訴訟の平均値の差のp値は0.013で、5%の有意水準で強い有意性を示していることより、この時期の民主党州司法長官が提起した多州連合訴訟はかなり党派的だと言える。

<6-2-2-5> 民主党州司法長官の党派別の政権に対する訴訟の数（次のページ）

¹¹⁹ Cnhi,Ronnie.“Conway joins lawsuit against Clean Power Plan regs”,Independent THE DAILY.(Aug 14,2015)

https://www.dailyindependent.com/news/conway-joins-lawsuit-against-clean-power-plan-regs/article_2175fd78-42c9-11e5-9ae6-fbca4747336b.html



表<6-2-2-6> 民主党州司法長官が党派別の政権に対して提起した訴訟の平均値の差に対する対象のある t 検定

→ t 検定

対応サンプルの統計量					
		平均値	度数	標準偏差	平均値の標準誤差
ペア 1	同党派	1.33	84	2.340	.255
	異党派	3.17	84	6.105	.666

対応サンプルの相関係数			
		度数	相関係数
ペア 1	同党派 & 異党派	84	-.037

対応サンプルの検定									
		対応サンプルの差							
		平均値	標準偏差	平均値の標準誤差	差の 95% 信頼区間		t 値	自由度	有意確率 (両側)
					下限	上限			
ペア 1	同党派 - 異党派	-1.833	6.618	.722	-3.270	-.397	-2.539	83	.013

3) 提訴行為に関する回帰分析

3-1) 変数の説明

まず、変数の説明をする。従属変数を「提訴の積極性」に設定し、任期内の提訴の数を用いて積極性の程度を測る。

本稿は先行研究やキャリアパスの概観を踏まえ、三つのカテゴリーの独立変数から従属変数との関係を考察したい。第一カテゴリーは後職への追求、つまり政治的野心の訴訟行為に対する影響を検討する。本稿はキャリアパスを踏まえながら、先行研究が言及する各種の政治的野心の概念に沿ってコーディングする。①高級ポストを追求する進歩的野心 (pa: progressive ambition)：結果的に州司法長官が州知事や連邦議員の選挙に挑戦したかどうかを 0/1 の二値化のデータを基準とする (0：挑戦しなかった、1：挑戦した)¹²⁰。②特定のポストにおいて長期的に事業を発展する静態的野心(sa: static ambition)：任期は8年以上、かつ高級なポストに挑戦しなかった場合は静態的野心を持つと考える。(1：静態的野心がある。0：静態的野心ではない。) ③離任の野心(da: discrete ambition)：より高い

¹²⁰ 但し、いくつかの特例も具体的な状況に応じて進歩的野心があると考え。トランプ政権の環境保護局局長 Scott Pruitt のように公選公職でなくても、連邦政府の高官に指名される場合でも、進歩的野心があると考え。州司法長官の時の Scott Pruitt は積極的に資源開発を支持する反環境保護訴訟や、トランプ政権の政策を擁護することで、当時最も名前が知られていた州司法長官であった。

ポストを挑戦しなかった、かつ、任期は8年以下の場合、離任的野心だと考える（1：離任的野心。0：離任的野心ではない）。

但し、政治的野心があっても、州司法長官の任期内に、連邦政府を支配するのは対立政党の政権でない場合、政治的分極化の背景においては、州司法長官が連邦政府に対して訴訟を提起する可能性が比較的に小さくなるため、政治的野心カテゴリーに属する各変数は、政権交代による影響を受けていると予想する。そのため、州司法長官が在任する期間、対立政党の大統領が政権を担当する年数を「対立政権」という変数に名付ける。「対立政権」と「政治的野心」との間には、交互作用効果があると予想する。

州司法長官の前職を第二カテゴリーとして投入する。各ポストを一つの変数として投入し、あるポストに担当したことがある場合は1にコーディングし、当てはまらない場合は0にコーディングする。第五章では、既に増進的野心の州司法長官と非増進的野心的の州司法長官のキャリアにおける違いを述べた。連邦レベルのポストや州知事などの比較的に高級なポストを担当する経験をもつ進歩的野心の州司法長官は、非進歩的野心の州司法長官より明らかに多い。それ以外のポストに関しては、特に大差がないように見える。但し、非進歩的野心の州司法長官でも、多くの野心的な州司法長官と同じように、何かしらの前職による経路依存的な影響を受けて、例えば、政治家や立法の経験を持っていたら、積極的に訴訟を提起する可能性を実証したい。

三つめのカテゴリーの変数は、個人の特徴である。党派、在任時政権、当選時年齢、性別を含む。①党派は二値化の名義尺度で表記し、0は共和党であり、対して、1は民主党を表す。②性別も同じように、二値化された名義尺度のデータで表記する（0を女性、1を男性）。③年齢は州司法長官が当選した際の年齢を指す連続変数。

3-2) 分析

・ 1981-2001

表<6-2-3-3-1-1>1980—2000 年までの州司法長官の訴訟行為の回帰分析

	m1	m2	m3	m4
性別		.087 (.752)		-.125 (.738)
当選年齢		.029 (.035)		-.004 (.037)
党派		-.150 (.481)		-.178 (.483)
対立政権		.214** (.085)		.195 (.186)
任期		.307*** (.079)		.289*** (.089)
検事職			.348 (.533)	.314 (.501)
連邦議員			.195 (.363)	1.420 (1.386)
判事職			.231 (1.118)	-.320 (1.084)
判事政治家補佐			-.977 (.639)	-.842 (.593)
行政機関			-.489 (.375)	-.193 (.359)
行政首長			4.178*** (.742)	3.098*** (.745)
委員会			-.454 (.420)	-.293 (.391)
対立政権*pa	.224** (.089)			-.029 (.149)
対立政権*sa	.269** (.092)			-.076 (.145)
対立政権*da	.229 (.145)			.026 (.212)

注：①* $p < 0.1$ ** $p < 0.05$ *** $p < 0.01$ 。

本稿は、党派的訴訟が少なかった 1980-2000 年と党派的訴訟が多かった 2000-2016 年を分けて分析を行った。政治的野心は特定のモデルにおいて、提訴量とは正の相関関係を持つ（モデル 1）。政治的野心のみを用いて提訴行動の積極性を説明すると、進歩的野心と静態的野心の州司法長官は、任期内の対立政権の年数が長ければ、その影響を受けて提訴の積極性も高くなると理解できる。但し、他の変数を全投入する場合、政治的野心カテゴリーの変数と提訴行動との関係性は有意的でなくなる。

変数を全投入する場合のモデル4によると、「対立政権（年数）」と提訴の積極性とは、統計学上有意的な関係ではないことが意味するのは、この時代の州司法長官の提訴行為は、まだそこまで党派色が強くはなかった。この結果は本章のt検定の結果とは一致している。但し、州司法長官の提訴の積極性と任期とは統計的有意性を持ち、正の相関関係である。このモデルにおける他の変数が変わらない場合、州司法長官の任期が一年延びると、提訴の数も0.289倍という微小な程度で増えることを予測している。

また、前職で行政首長を担当したことがある州司法長官は、そうではない州司法長官より積極的に3.098倍の数の訴訟を提起する傾向がある。対して、連邦議員の係数は正であるが、統計的な有意性を示していない。つまり、行政首長と同じような公選公職者という性質の連邦議員を経験した州司法長官は、他のキャリアと比べ、必ずしも積極的に訴訟を起こすというわけではないことを意味している。最後に、個人の特徴、性別、当選時の年齢による影響は、一切統計学的有意性を示していない。

・ 2000-2017

表<6-2-3-3-1-2> 2000—2017 年までの州司法長官の訴訟行為の回帰分析

	m1	m2	m3	m4
性別		-.185 (1.564)		-0.107 (1.640)
当選年齢		.022 (.067)		-0.045 (.072)
党派		-1.29 (-.087)		-1.943* (1.118)
対立政権		1.358*** (.267)		1.956*** (.504)
任期		.176 (.207)		0.182 (.233)
検事職			3.952* (1.385)	2.46** (1.209)
連邦議員			2.416*** (.941)	2.243** (.828)
判事職			.394 (2.229)	0.343 (1.894)
判事政治家補佐			.094 (.771)	0.567 (.663)
行政機関			-.756 (1.013)	-0.54 (.903)
行政首長			2.051 (1,864)	3.173 * (1.621)
委員会			.481 (.928)	0.265 (.795)
対立政権*pa	1.115*** (.237)			-0.223 (.403)
対立政権*sa	.767*** (.232)			-0.753* (.406)
対立政権*da	.642 (.449)			-1.021* (.604)

注：①* p < 0.1 ** p < 0.05 *** p < 0.01。

1980-2000 年代の州司法長官の提訴行動分析の結果と同じように、ほかの要因を統制して政治的野心のみを用いて州司法長官の行動を説明する場合、今後のキャリアを追求するため、進歩的野心と静態的野心を持つ州司法長官は、キャリアの追求のため、そうではない州司法長官より、それぞれ 1.115 倍と 0.767 倍の訴訟を起こす傾向がある。この分析

は、進歩的野心は最も高級な政治的野心で、静態的野心は中間程度の野心であるという先行研究の結論を裏付けている。但し、静態的野心を保つ者は、高級ポストに興味を示さなくても、積極的に訴訟を提起する。一例をあげると、テキサス州のケン・バクストンは現在の共和党州司法長官において最も積極的でリーダーシップを持つ人物だと言えるが、州司法長官の再選を3期目を迎えても一度も州知事や連邦議員の選挙に出る意思を示していない。

前職に関して、前職で検事職、連邦議員、行政首長を経験した州司法長官はモデル2と4においては、訴訟行為の積極性とは正の相関関係を持っている。検事職の経験を持つ者は州司法長官になれば、従来から蓄積してきた提訴の経験や専門知識に恵まれてより積極的に訴訟を提起できる。連邦議員や行政首長の場合、これらの州司法長官の進歩的野心は既に州司法長官になる前に形成されたため、おそらくこれらの政治家は常に次の選挙を念頭に置いて行動している可能性が高い。あるいは、連邦議員の場合、立法の経験を持つため、常に連邦の法案や政策に関心があつて、より積極的に政策や法案を修正させようとする可能性を示している。彼らのキャリア背景は個人の訴訟行為に影響するため、検事職も議員職も、いずれにせよ、立法/司法の専門知識を持つ者であり、訴訟の判決結果や政策の結果に多大な影響をもたらす可能性がある。

「対立政権」はこの変数を含むすべてのモデルにおいて、統計学的有意性を示している。係数は正であるため、州司法長官の任期内において、他の変数が変わらない限り、対立政権の大統領が在任する年数が1年延びると、訴訟の数は1.358倍（モデル2）、あるいは、1.956倍（モデル4）増加すると予測される。この結果は、本章のt検定の検証結果とは一致し、この時代の州司法長官の訴訟行為の党派性を揭示している。

但し、モデル4の信頼性は疑わしく思われる。モデル4では「党派」は統計学的有意性を示すが、係数は負となっているため、つまり、民主党の州司法長官の提訴の積極性は、共和党の州司法長官より1.943倍低下することを意味する。この結果は、本稿が示してきた民主党と共和党との訴訟量のすべてのデータ、多くの先行研究が主張する民主党はより司法積極主義である結論にも反している。モデル4の分析結果についてはより慎重な検討が必要だと考えられる。

小結

本章では州司法長官の提訴行為を論じた。州司法長官の訴訟行動を論じた現存の唯一の先行研究である、Provost(2009,2016)は、進歩的野心の州司法長官の訴訟行為のみに注目し、州司法長官の政治的野心の種類の違いによる訴訟行動への影響を論じなかった。また、Provost(2009,2016)が集めた訴訟のデータは、消費者保護訴訟と刑事訴訟のケースで、本稿はその補充として、環境訴訟をはじめとする各種の規制支持と規制反対の訴訟ケースを集め、三つの結論に至った。

まず第一に、州司法長官の個人的属性は、政治的野心の形成に影響があるが (Provost2009, 2016)、本稿の分析結果として、個人の特徴は訴訟の積極性とは統計的な有意性が見られていない。但し、よく議員の立法行為分析に使われる政治的野心論は、州司法長官の訴訟行為の説明にも利用することが可能である。全ての州司法長官が積極的に訴訟を起こすわけではないが、政治的野心と党派性以外の要因を考えない場合、進歩的野心の州司法長官は今後のキャリアを追求するため、誰よりも積極的に対立政党の大統領に対して訴訟を起こす傾向がある。静態的野心をもつ州司法長官も、現在のポストにおいて長期的な事業を発展する野心の下に、そうではない州司法長官より積極的に対立政党の大統領に対して訴訟を起こす傾向がある。そもそも州司法長官は州を中心に活動するアクターで、州司法長官のポストを維持したい人は、再選のため、州を代表する立場で積極的に訴訟し、業績を作る（例えば、前述のテキサス州の州司法長官ケン・パクストン）。これらの州司法長官は政治家の身分の下で、提訴によって有権者の関心を求めている。同時に、州司法長官が政治的野心を実現したい場合、多州連合訴訟の業績が重要になる傾向も多州連合訴訟の重要性を反映しているものだと言える。

第二に、党派性に関する t 検定で分かったこととして、政治的分極化は 1970 年代既に始まった現象であるが、その影響は 2000 年代以降になって初めて州レベルの公選公職者に及ぼす。州司法長官の訴訟行為における党派性は 2000 年代に現れた新しい現象で、州司法長官は対立政党の政権のみに対して訴訟を起こす傾向が明らかである。本稿の重回帰分析においても同じような傾向を示している。州司法長官の提訴行動における変化は、アメリカにおける政治的分極化が一層激しい方向に向かっていることを示している。

第三に、州司法長官の前職も、州司法長官の提訴行為に影響を及ぼしている。提訴や法に関わる専門知識を持つ連邦議員、行政首長といった政治家と、検事職を経験したことがある州司法長官の提訴に対する積極性は、比較的に強く見える。高級なポストを経験した州司法長官は早い段階で既に政治的野心を形成し、その後、連邦政府の政策や法案に衝撃をもたらす州司法長官の中のアクティビストになる可能性が高い。また、彼らの専門知識は今後の政策の結果に重要な影響を及ぼす可能性がある。今まで州司法長官のキャリアパスに注目した研究はなかったが、本稿の分析は州司法長官のキャリア経験が彼らの訴訟行為を理解する上で重要な要素であることを実証している。

終章 州司法長官の台頭とその政治的意義

本研究は、1980年代から台頭してきた州司法長官の権限拡大と訴訟行為に注目し、最終的に州司法長官の政治的役割が州と連邦レベルの両方において拡大してきたことを明らかにした。本来、州によって州司法長官の権限は異なっており、州知事に肩を並べるぐらいの権限を持つ州司法長官もいると同時に、数少ない権限しか持たない州司法長官もいるため、州司法長官の役割もそれぞれ異なっている。但し、1980年代前後、政治的需要に応じて消費者保護、環境規制、刑事法を執行する権限が州司法長官の一般的、基本的権限として定着し、州司法長官は州における法を執行する法務官として重要な役割を果たしている。同時に、1980年代より、多州連合訴訟の出現は州司法長官の政治的影響力や役割を連邦レベルまでに拡大した。本研究は、現代の州司法長官は多州連合訴訟を政策制定/変更の手段として、連邦レベルの政策制定過程における一つのアクターとして成長してきたと考えている。

また、州司法長官の訴訟行動について考察してわかったこととして、州司法長官の訴訟行為における党派性の存在が2000年代以降明白になった特徴で、その意味で連邦政治も多州連合訴訟の党派性によってさらに党派対立を深めてきた。その影響は、単に政策制定過程に影響するのではなく、さらに連邦制のあり方にまでも影響を及ぼしてきた。

本論文を締めくくるにあたり、以下ではこうした本研究の論議がアメリカ政治に対する見方はもちろんのこと、その他の研究領域にもどのような知見を提供するかについて若干の考察を試みた後、アメリカ政治における州司法長官の政治的役割の拡大とその台頭の意味について考察したい。

州司法長官がなぜ、どのように、台頭してきた？

第一に本研究は、州司法長官の台頭を州司法長官事務所の組織構造の変化に注目しながら、その変化をもたらす背景要因について検討した。

現在の州司法長官研究は未だ充分ではないが、本研究からいくつかの重要な洞察が得られた。まず、州司法長官事務所は1990年代から2000年代初頭にかけて、連邦政府による規制緩和の展開に伴い成長した。しかし、その後、連邦政府も一部の政策領域で、例えば消費者保護や移民政策など、法の執行権を州政府に委譲し始め、これによって州司法長官事務所の役割が増大してきた。連邦議会は、州司法長官に州レベルで一部の連邦法を執行する権限を与える法律を積極的に通過させ、結果として州司法長官事務所に多くの新しい部門が設立された。

アメリカにおける連邦制の新たな変化と州司法長官の台頭との結びつき

第二に、本研究は州司法長官が行った訴訟行動、つまり、多州連合訴訟に注目し、これまでアメリカ政治において個別に扱われていた連邦制と政党政治という二つの制度の間の結びつきを見出すことで、アメリカ政治そのものについての新たな視点を提供することを試みた。序章でも述べたように、従来の州司法長官研究は、連邦制、三権分立制、政党政治それぞれの枠組みから分析したものが中心だった。

本研究の第三章では、なぜ州司法長官が中絶問題において政策制定の重要な役割を果たすのかについて説明した。州司法長官は刑事法の執行権限を持っており、そのため中絶問題などの政策に関与することがある。2022年6月に連邦最高裁で初めて「ロウ対ウェイド判決」が見直され、州の中絶規制が合憲となったため、同年の州司法長官選挙において、中絶問題が重要な争点となった。そこで本稿は州司法長官や州司法長官候補者のこの問題に対する争点態度を調査し、その結果、多くの州の州司法長官の立場がその州の世論の政党支持態度と連動していることが明らかになった。しかし、一部の激戦州では、州司法長官の立場が世論とは異なり、司法長官自身の党派的な立場に従う場合もあった。

このことから、各州で選ばれる州司法長官の立場が、中絶問題のような党派対立の政策方向に影響を与える可能性があることが明らかになった。党派的な立場で分かれる州司法長官が、連邦政府の政策や連邦裁判所の判決に挑戦するために協力関係を築くことがあり、これにより州と連邦政府の関係が政党に沿った形になることもある。同時に、州政府間の政策方針や協力関係も政党に直接関連付けられるため、連邦制は政党政治と同調し、「党派的連邦制」とでも呼ぶべき状況がアメリカ政治の現状であると指摘できるのではないだろうか。

制度論の視点：州司法長官の台頭をどう評価すべき？

第三に、この研究は比較政治制度論に新たな視点を提供している。まず本研究は、州司法長官の権限が増大することで、州レベルの政治アクターが連邦政府に与える影響が増加していることを強調している。現代のアメリカでは、政治的な党派対立が進行し、連邦議会における超党派的な立法が次第に困難になる中で、州司法長官は多州連合訴訟など新たな政策変更手段を通じて注目を浴び、政策制定においてますます重要な役割を果たしていることを明らかにした。

連邦制に関して、Bulmer (2017) は、連邦制が過度な権力の集中を防ぎ、民主的政治参加を促進するが、衝突を深刻化させる場合もあると主張している (Bulmer, 2017:3)。確かに、州司法長官の権限を考えると、州司法長官は本来、「州政府と州民を代表する者」としての一面を持ち、司法手段を使って州政府の立場を連邦政府に伝え、連邦政府の拡大に抵抗する役割を果たしている。この観点から見ると、州司法長官の台頭は、アメリカの民主主義と連邦制の持続可能性を示すものとして評価することができるが、現在の多州連合

訴訟による連邦政策の変更が増えていることを考慮すると、連邦制が必ずしも政策の安定性を高めるわけではないとの評価も可能である。

第四に、三権分立制を巡ってこのような州司法長官の台頭に対して、両極端の評価が存在している。一部の研究者は、例えば、梅川（2019）では、三権分立の枠組みにおいて、州司法長官の訴訟行動を大統領の権限拡大に対抗する措置だと指摘しているのに対して、一部の研究者は、州司法長官の権限が既に三権分立制の脅威になるほど強大すぎると考えている（Lynch 2001:1999）。本稿は、これらの評価は場合によってどちらも成立すると考えるが、もう一つの可能性を先行研究は見落としていると考える。先に述べた一連の州司法長官による多州連合訴訟は、所属政党の大統領の政策を支持し、州司法長官の行動が大統領の権限を拡大する要因となることもある。この点から、多州連合訴訟が三権分立制に与える影響を評価する際には、単なる個別の訴訟事例だけでなく、長期的な訴訟の傾向や多数の訴訟判決にも注目する必要があると考えられる。

ミクロ分析と連邦政治との繋がり

本稿は、州司法長官研究に新たな分析視角を提供している。既存研究のほとんどは、連邦レベルの政治に注目し、実際に行われた多州連合訴訟の政治的影響、法的影響を分析するものであるが、州司法長官本人への注目は足りず、本研究はその不足を補うため、州司法長官本人に注目するミクロの視角から州司法長官の影響力を分析している。本研究は州司法長官が政治的野心を動機として訴訟に参加するという先行研究でも示されていた仮説を支持したが、政治的野心の類型によって州司法長官の訴訟行為も異なるという点を新たに指摘したい。つまり州政治を中心とした活動をし、州司法長官というポストの再選を狙う進歩的野心と静態的野心を持つ州司法長官は積極的に訴訟を起こすことが本研究で明らかになった。従来の研究は、増進的野心を持つ州司法長官ばかりに注目し、高級ポストを追求しないが、きちんと州司法長官として有権者の利益に応えようとする静態的野心を持つ州司法長官の重要性を無視してきた。これらの州司法長官は、連邦議会議員のポストを狙って直接的に連邦政治の領域に踏み込んだりはしないが、州政治の需要に応じて、積極的に連邦政治と連動するように、連邦政治の方向性に影響を及ぼしている。

また、州司法長官の訴訟行為を分析する際の副産物として、本稿は州司法長官のキャリアパスを調査した。アメリカ政治学においては、連邦議会議員や連邦裁判所裁判官を主体としたキャリア研究は数多く存在するが、州司法長官のキャリアパスを包括的に調査する研究が全く存在していない中、本稿は初めて州司法長官のキャリアパスを包括的に調査し、その全体像の把握を試みた。その結果、全体の約 15%の州司法長官は地方政治から抜け出して連邦政界と転身することを選び、州レベルでは解決できない政治問題について、連邦レベルへと持ち込んで解決を求めていることが明らかになった。司法長官たちの連邦政界進出によって州政治と連邦政治が連動する可能性を観察することができた。

今後の課題

本研究は第一部においては、歴史的制度論の立場に立って論議を展開し、アメリカにおける州司法長官の権限拡大に関わる法制度と連邦制の変遷に注目してきたが、その理論的及び比較制度論的貢献について敷衍する余地があると思う。例えば、競争的連邦制下の各州司法長官による政策の競争的波及の可能性などについては、本稿では議論できなかった。

また、州司法長官が持つ権限の拡大に注目するのみではなく、州司法長官が持つ政策ツールの拡大にも注意を払うべきだと考える。多州連合訴訟という「ハードな政策ツール」のみではなく、この十数年以来、州司法長官はロビイング、意見書、手紙、マスコミの利用などの「ソフトな政策ツール」も発展させてきた (Nollete and Provost 2011:6)。ハードな政策ツールによる政策変更/政策制定のみではなく、ソフトな政策ツールの利用も州司法長官研究の一環として重要である。更に、州司法長官の提訴行為の分析についても、州を単位として歴代の州司法長官の提訴行為の総合を見る場合、州全体としてはどのような提訴傾向を示しているという点についても未解決の課題である。

今後の州司法長官研究に関して、課題が山積している。本研究はその切り口の一つとして、政治的分極化が進む中、州司法長官と揺らぐ三権分立制、変化し続ける連邦制との間の関係性に対する再考を促したい。

論文全体の締めくくりとしては、州司法長官のアメリカにおける新たに台頭してきた民主主義の代弁者としての役割に肯定的な態度を示したいと思うが、州司法長官の連邦政府・連邦政策に対する抑止力としての機能のみではなく、今後、州司法長官が党派対立を乗り越えて、連邦政府や他の州政府アクターと協力しながら、連邦議会における政策的停滞を乗り越える積極的なアクターとして成長していく可能性に期待したいと思う。

業績

・ 発表

2021 年 日本国際政治学会

連邦政府に対する多州連合訴訟における州司法長官の提訴パターンの質的比較分析：オバマ、トランプ両政権の環境政策の事例を中心に（李雨桐・神戸大学国際文化学研究科博士後期課程）

2022 年 アメリカ学会（56 回年次大会）

アメリカ政治における多州連合訴訟の政治的役割の拡大

2022 年 International QCA paper Development Workshop(PDW)

Behavioral Patterns of State Attorneys General in Multistate Litigations against the Obama Administrations: A Qualitative Comparative Analysis of the Environmental Policies-Related Cases

・ 論文

李雨桐,「アメリカ連邦政府に対する多州連合訴訟における州司法長官の提訴パターンの質的比較分析：オバマ政権の環境政策の事例を中心に」 神戸大学国際文化学研究科『国際文化学』35 号（2022）：1-24.

李雨桐,「政治的分極化時代における州司法長官の政治的役割の拡大：中絶問題を中心に」神戸大学国際文化学研究科『国際文化学』 37 号（2024）： 102-118.

（共著）

李雨桐, 新川匠郎,「質的比較分析(Qualitative Comparative Analysis)の方法論的発展：2010 年代の議論を中心に」数理社会学会『理論と方法』38 号（2023）：240-248.

参考文献

- Abraham, Henry J., and Robert R. Benedetti. "The State Attorney General: A Friend of the Court?" *University of Pennsylvania Law Review* 117, no. 6 (1969): 795–828.
- Adelman, David E. and Kirsten H. Engel. "Adaptive Federalism: The Case Against Reallocating Environmental Regulatory Authority." *Minnesota Law Review* 92 (2007): 1796–1850.
- Adler, Jonathan H. , "Business, the Environment, and the Roberts Court: A Preliminary Assessment." *Santa Clara Law Review* 49 (2009): 943–978.
- Adler, Jonathan H., "Warming Up to Climate Change Litigation." *Virginia Law Review* 93 (2007): 6375.
- Allan, Kanner. "The Public Trust Doctrine, Parens Patriae, and the Attorney General as the Guardian of the State's Natural Resources", *16 Duke Environmental Law & Policy Forum* (Fall 2005): 57–116.
<https://scholarship.law.duke.edu/delpf/vol16/iss1/2>
- Allocca,Dorothea."Special State Standing is Environmental: Clarifying Massachusetts v. EPA", *William & Mary Environmental Law and Policy Review*,Vol.45,Issue 3,(2020):193–217.
<https://scholarship.law.wm.edu/wmelp/vol45/iss1/7/>
- Ayers, Ian. "Using Tort Settlements to Cartelize." *Valparaiso University Law Review* 34 (2000): 595–608.
- Bulman-Pozen, Jessica."Partisan Federalism", *Harvard Law Review*, Vol.127,no.4 (2014): 1077– 1146.
- Baxley, William J., "The State's Attorney." *Alabama Law Review* 25 (1972): 19–22.
- Chemerinsky, Erwin., "Empowering States: The Need to Limit Federal Preemption," *Pepperdine Law Review* 33 (2005): 69–76.
- Citron, Danielle K., "The Privacy Policymaking of State Attorneys General", *92 Notre Dame Law Review* vol.747 (2016): 747–816.
- Clayton, Cornell W. "Law, Politics and the New Federalism: State Attorneys General as National Policymakers." *The Review of Politics* 56, no. 3 (1994): 525–53.
- Conlan, Timothy J."Intergovernmental Relations in a Compound Republic: The Journey from Cooperative to Polarized Federalism", *The Journal of Federalism*, Vol.47, Issue 2(Spring 2017a):171–187.
<https://doi.org/10.1093/publius/pjw036>
- Conlan, Timothy J."The Changing Politics of American Federalism", *State and Local Government Review*,Vol.49(3) (2017b): 170–183.
<https://doi.org/10.1177/0160323X17741723>
- Conlan,Timothy J. "And the Beat Goes On: Intergovernmental Mandates and Preemption in an Era of Deregulation", *The Journal of Federalism*,Vol.21,Issue 3(Summer 1991) :43–57.
<https://doi.org/10.1093/oxfordjournals.pubjof.a037957>

- Conlan, Timothy J., and Paul L. Posner. "American Federalism in an Era of Partisan Polarization: The Intergovernmental Paradox of Obama's "New Nationalism" ", *The Journal of Federalism*, Vol.46, Issue 3 (Summer 2016) :281-307.
<https://doi.org/10.1093/publius/pjw011>
- Conlan, Timothy J., "Federalism and policy instability Centralization and decentralization in contemporary American federalism", *Revue française de science politique* Vol.64, Issue 2 (2014): 221-245.
- Connors, Patricia A., "Current Trends and Issues in State Antitrust Enforcement", *16 Loy. Consumer L. Rev.* 37 (2003) :37-62.
<https://lawecommons.luc.edu/lclr/vol16/iss1/3>
- Conway, George T. "The Consolidation of Multistate Litigation in State Courts." *The Yale Law Journal*, vol. 96, no. 5, 1987, pp. 1099–121.
- DeBow, Michael. "Restraining State Attorneys General, Curbing Government Lawsuit Abuse" *Policy Analysis* No.437 (2002): 1-18.
- Devins, Neal, and Saikrishna Bangalore Prakash. "Fifty States, Fifty Attorneys General, and Fifty Approaches to the Duty To Defend." *The Yale Law Journal* 124, no. 6 (2015): 2100–2187.
- Eimicke, William., "Eliot Spitzer: "The People's Lawyer"." *Public Integrity* 7 (2005): 353 - 372.
- Erichson, Howard M., "A Typology of Aggregate Settlements." *Notre Dame Law Review* 80 (2005): 1769- 1820.
- Farmer, Susan Beth. "More Lessons from the Laboratories: Cy Pres Distributions in Parens Patriae Antitrust Actions Brought by State Attorneys General." *Fordham Law Review* 68 (1999): 361-406.
- Gifford, Donald G., "Impersonating the Legislature: State Attorneys General and Parens Patriae Product Litigation." *Boston College Law Review* 49 (2008): 913-969.
- Godesky, Leah. "State Attorneys General and Contingency Fee Arrangements: An Affront to the Neutrality Doctrine?" *Columbia Journal of Law and Social Problems* 42 (2009): 587-628.
- Gleason Shane A. and Provost Colin. "Representing the States Before the U.S. Supreme Court: State Amicus Brief Participation, the Policy-making Environment, and the Fourth Amendment", *The Journal of Federalism* vol. 46 no.2 (2015): 248 – 273.
- Green, Philip. "Keeping Them Honest: How State Attorneys General Use Multistate Litigation to Exert Meaningful Oversight Over Administrative Agencies In The Trump Era", *The Administrative Law Review*, Vol.71, Issue 1(2020):251-275.
- Grove, Tara Leigh. "When Can a State Sue the United States," *Cornell Law Review*, Vol.101, no. 4 (2016): 851-900.
- Greve, Michael S. "Cartel Federalism? Antitrust Enforcement by State Attorneys General." *University of Chicago Law Review* 72 (2005): 99-122.
- Greve, Michael S., "The Private Enforcement of Environmental Law." *Tulane Law Review* 65 (1990): 339-394.

- Greve, Michael S., "Government by Indictment: Attorneys General and Their False Federalism." *American Enterprise Institute Working Paper* vol.110 (2005): 1-44.
- Herrick, Rebekah, and Michael K. Moore. "Political Ambition's Effect on Legislative Behavior: Schlesinger's Typology Reconsidered and Revisited." *The Journal of Politics* 55, no. 3 (1993): 765-76.
- Herrick Rebekah. "Do Term Limits Make a Difference? Ambition and Motivations among U.S. State Legislators", *American Politics Research* 33 (5): 726-747.
- Issar and Dilling. "Analyzing Failed Institutional Change Attempts", *Political Research Quarterly*, Vol.75, Issue 1, (2022):203-215.
- Jones, Renee M. "Dynamic Federalism: Competition, Cooperation, and Securities Enforcement." *Connecticut Insurance Law Journal* 11 (2005): 107-132.
- Johnson, Jason Scott., "Climate Change Confusion and the Supreme Court: The Misguided Regulation of Greenhouse Gas Emissions Under the Clean Air Act." *Notre Dame Law Review* 84 (2008): 1-74.
- John Kincaid. "From Cooperative to Coercive Federalism" *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol. 509, (May, 1990), pp. 139-152.
- Kao, Annie Tai., "A More Powerful Plaintiff: State Public Nuisance Lawsuits Against the Gun Industry." *George Washington University Law Review* 70 (2002): 212-227.
- Kearney, Richard C. and Reginald S. Sheehan. "Supreme Court Decision Making: The Impact of Court Composition on State and Local Government Litigation." *Journal of Politics* 54 (1992): 1008-1025.
- Kincaid, John. "From Cooperative to Coercive Federalism." *The ANNALS of the American Academy of Political and Social Science*, Vol.509, no. 1 (1990): 139-52.
<https://doi.org/10.1177/0002716290509001013>.
- King, C 3rd, and M Siegel. "The Master Settlement Agreement with the tobacco industry and cigarette advertising in magazines." *The New England journal of medicine* vol. 345,7 (2001): 504-11.
- Layman, Geoffrey C., Thomas M. Carsey, and Juliana Menasce Horowitz." Party Polarization in American Politics: Characteristics, Causes, and Consequences", *Annual Review of Political Science* (2006):83-110.
<https://doi.org/10.1146/annurev.polisci.9.070204.105138>
- Lemos, Margaret H. and Quinn, Kevin M. "Litigating State Interests: Attorneys General as Amici" *New York University Law Review* vol. 90 (2015): 1229-1268.
- Leyoub, Richard P. and Eisenberg, Theodore, "State Attorney General Actions, the Tobacco Litigation, and the Doctrine of Parens Patriae". *Cornell Law Faculty Publications*. Vol.421. (2000) : 1859-1883.
<https://scholarship.law.cornell.edu/facpub/421>
- Long, Earl H. De, "Powers and Duties of the State Attorney-General in Criminal Prosecution", 25. *Crim. L. & Criminology* 358 (1934):358-400.

- Lynch, Jason, "Federalism, Separation of Powers, And The Role of State Attorneys General in Multistate litigation". *Columbia Law Review*, Vol.101. (2006):1998-2032.
- Mather, Lynn., "The Politics of Litigation by State Attorneys General: Introduction to Mini-Symposium." *Law and Policy* 25 (2003): 425-428.
- Mahinka, Stephan Paul and Kathleen M. Sanzo., "Multistate Antitrust and Consumer Protection Investigations: Practical Concerns." *Antitrust Law Journal* 63 (1994): 213-238.
- Maestas, C. D.,Fulton, S. A., Maisel, L. S., & Stone, W. J., "The Sense of a Woman: Gender, Ambition, and the Decision to Run for Congress", *Political Research Quarterly*, 59(2), (2006): 235-248.
- Maestas, C. D., "The Incentive to Listen: Progressive Ambition, Resources, and Opinion Monitoring among State Legislators" *The Journal of Politics* vol.65, issue 2 (2003): 439-456.
- Marshall, William P., "Break Up the Presidency? Governors, State Attorneys General, and Lessons from the Divided Executive" *The Yale Law Journal*, vol. 115 (2006): 2449-2447.
- Margaret H. Lemos, "State Enforcement of Federal Law" *New York University Law Review* vol. 86 (2011) : 698-765.
- Matheson, Scott M. Jr. , "Constitutional Status and Role of the State Attorney General " *University of Florida Journal of Law and Public Policy*, Vol. 6, Issue 1 (Fall 1993) : 1-32.
- Meyer, Timothy. "Federalism and Accountability: State Attorneys General, Regulatory Litigation, and the New Federalism." *California Law Review* 95 (2007): 885-914.
- Mnookin, Robert H. and Lewis Kornhauser. "Bargaining in the Shadow of the Law: The Case of Divorce." *Yale Law Journal*/88 (1979): 950-997.
- Nash, Bernard, Ann-Marie Luciano, and Bryan Mosca. "Recent Developments in State Attorneys General Enforcement." *The Urban Lawyer* 46, no. 4 (2014): 901-20.
- Nolette and Provost, "Change and Continuity in the Role of State Attorneys General in the Obama and Trump Administrations", *The Journal of Federalism*, Vol.48, issue3 (2018):469-490.
<https://doi.org/10.1093/publius/pjy012>
- Nolette, Paul, "State Litigation during the Obama Administration: Diverging Agendas in an Era of Polarized Politics", *Political Science Faculty Research and Publications*, Vol.14. (2014) : 1- 30.
https://epublications.marquette.edu/polisci_fac/14
- Nolette, Paul. "Advancing National Policy in the Courts: The Use of Multistate Litigation by 35 State Attorneys General ", PhD diss., Boston College, 2011.
- Nolette, Paul. "The Dual Role of State Attorneys General in American Federalism: Conflict and Cooperation in an Era of Partisan Polarization", *The Journal of Federalism*, Vol.47, issue 3(Summer 2017) :342-377.
<https://doi.org/10.1093/publius/pjx036>
- Pickerrill and Bowling, "Polarized Parties, Politics, and Policies: Fragmented Federalism in 2013-2014", *The Journal of Federalism*, Vol.44, Issue3, (Summer 2014) : 369-398.
- Richard A. Posner, "Federalism and the Enforcement of Antitrust Laws by State Attorneys General," *2 Georgetown Journal of Law and Public Policy* vol.5 (2004): 5-15.

- Provost, Colin. "The Politics of Consumer Protection: Explaining State Attorney General Participation in Multi-State Lawsuits." *Political Research Quarterly* 59, no. 4 (2006): 609–18.
- Prewitt, K., & Nowlin, W. "Political Ambitions and the Behavior of Incumbent Politicians." *Western Political Quarterly*, 22(2) (1969) :298–308.
- Provost, Colin. "When Is AG Short for Aspiring Governor? Ambition and Policy Making Dynamics in the Office of State Attorney General." *Publius* 40, no. 4 (2010): 597–616.
<http://www.jstor.org/stable/40865417>.
- Provost, Colin. "The Politics of Consumer Protection: Explaining State Attorney General Participation in Multi-State Lawsuits." *Political Research Quarterly* 59 (2006): 609–618.
- Provost, Colin. "An Integrated Model of US State Attorney General Behavior in Multi-State Litigation", *State Politics & Policy Quarterly* 10, No.1,(Spring 2010a) : 1–24.
- Provost, Colin. "When to Befriend the Court? Examining State Amici Curiae Participation Before the U.S. Supreme Court." *State Politics & Policy Quarterly* 11, no. 1 (2011): 4–27.
- Rabe, Barry G. "States on Steroids: The Intergovernmental Odyssey of American Climate Policy." *Review of Policy Research* 25 (2008): 105–128.
- Ray, Leonard, and Rorie L. Spill. "The States in Federal Appellate Court: Litigation Trends Over Time." *Justice System Journal* 23 (2002): 97–108.
- Rohde, David. "Risk bearing and progressive ambition: The case of members of the United States House of Representatives." *American Journal of Political Science*, vol.23, (1979): 1– 26.
- Rutkow and Teret, "The Potential for State Attorneys General to Promote the Public's Health: Theory, Evidence, and Practice", *30 St. Louis U. Pub. L. Rev.* 267 (2011) :1–39.
<https://scholarship.law.slu.edu/plr/vol30/iss2/4>
- Schmeling, Thomas A. "Stag Hunting with the State AG: Anti-Tobacco Litigation and the Emergence of Cooperation among State Attorneys General." *Law & Policy* 25 (2003): 429–54.
- Shortell, Christopher. "The End of the Federalism Five? Statutory Interpretation and the Roberts Court", *The Journal of Federalism*, Vol.42, Issue 3 (Summer 2012):516–537.
<https://doi.org/10.1093/publius/pjs016>
- Spill, Rorie L., Michael J. Licari, and Leonard Ray. "Taking on Tobacco: Policy Entrepreneurship and the Tobacco Litigation." *Political Science Quarterly* 54 (2001): 605–622.
- Stone, Pauline. T., "Ambition Theory and the Black Politician." *Western Political Quarterly*, 33(1) (1980): 94–107. <https://doi.org/10.1177/106591298003300107>
- Sulkowski, Adam J. "Ultra Vires Statutes: Alive, Kicking, and a Means of Circumventing the Scalia Standing Gauntlet in Environmental Litigation." *Journal of Environmental Law and Litigation* 24 (2009): 75–118.
- Taylor, Ashley L., Anthony F. Troy, and Katherine W. Tanner Smith. "State Attorneys General: The Robust Use of Previously Ignored State Powers." *Urban Lawyer* 40 (2008): 507–520.
- Totten, Mark. "Credit Reform and the States: The Vital Role of Attorneys General After Dodd–Frank", *Iowa L. Rev.* 115 (2013) :115–174.

Thomson, Vernon W., "The Attorney General's Office" *The Wisconsin Magazine of History* Vol. 36, No. 4 (1953): 227-230.

Thomsen, Danielle, Treul, Sarah A., Volden, Craig., and Wiseman Alan E., (2022) "Legislative Effectiveness, Progressive Ambition, and Electoral Success" the American Political Science Association, Montreal, Aug 2022.

<https://batten.virginia.edu/legislative-effectiveness-progressive-ambition-and-electoral-success>

Wall, Diane E. and David W. Winder. "The Relationship of the Formal Powers of Governors and State Attorneys General." *Southeastern Political Review* 23 (1995): 67-82.

Waltenberg, Eric N. and Bill Swinford. "The Supreme Court as a Policy Arena: The Strategies and Tactics of State Attorneys General." *Policy Studies Journal* 27 (1999): 242-259.

Webster, William L. "The Emerging Role of State Attorneys General and the New Federalism." *Washburn Law Journal* 30 (1991): 1-14.

Winder, David W. "The Powers of State Attorneys General: A Quantitative Assessment." *Southeastern Political Review* 19 (1991): 67-91.

Widman, Amy, "Advancing Federalism Concerns in Administrative Law Through a Revitalization of Enforcement Powers – A Case Study of the Consumer Product Safety and Improvement Act of 2008" *Yale Law & Policy Review*, Vol. 29 (2010): 1-46.

Young, Ernest A., "judicial activism and conservative politics", *Colorado Law Review*, Vol.73, Num.4(2002):1139-1216.

https://scholarship.law.duke.edu/faculty_scholarship/1878

Zimmerman, Joseph F., "Interstate Cooperation: The Roles of the State Attorneys General", *The Journal of Federalism*, Vol.28, Issue 1 (Winter 1998):71-89.
<https://doi.org/10.1093/oxfordjournals.pubjof.a029958>

書籍

Banks, Christopher P., *The State and Federal Courts: A Complete Guide to History, Powers, and Controversy*, California: ABC-CLIO, 2017.

Banks, Christopher P., *Controversies in American Federalism and Public Policy*, London : Routledge, 2018.

Berry, Jeffrey M. And Wilcox, Clyde., *The Interest Group Society*, London: Routledge, 2018.

Breyer, Stephen. *The Authority of the Court and the Peril of Politics*, Massachusetts: Harvard University Press, 2021.

Bloch, Susan L. And Jackson Vicki C., *Federalism: A Reference Guide to the United States Constitution*, Connecticut: Praeger Pub Text, 2013.

Bolton, Alexander. And Thrower, Sharece., *Checks in the Balance: Legislative Capacity and the Dynamics of Executive Power*, New Jersey: Princeton University Press, 2021.

Cohen, Jeffrey E., *Public Opinion in State Politics*, California: Stanford University Press, 2006.

Caughey, Devin and Warshaw, Christopher., *Dynamic Democracy: Public Opinion, Elections, and Policymaking in the American States*, Chicago: The University of Chicago Press, 2022.

- Chhibber, Pradeep and Ken, Kollman., *The Formation of National Party Systems: Federalism and Party Competition in Canada, Great Britain, India, and the United States*, New Jersey: Princeton University Press, 2004.
- Curry, James M. and Frances E. Lee. *The Limits of Party: Congress and Lawmaking in a Polarized Era*, Chicago: The University of Chicago Press, 2020.
- Damore, David F., Lang, Robert E. and Danielsen Karen A. *Blue Metros, Red States: The Shifting Urban-Rural Divide in America's Swing States*, Washington: Brookings Institution Press, 2020.
- Dearborn, John A. *Power Shifts: Congress and Presidential Representation*, Chicago: The University of Chicago Press, 2021.
- Elazar, Daniel J. , *American Federalism: A View from the States*., New York: Thomas Y. Crowell Company, 1966.
- Elkind, Peter., *Rough Justice: The Rise and Fall of Eliot Spitzer* , New York, Portfolio Hardcover, 2010.
- Epstein, Richard A. and Michael S. Greve, eds. *Federal Preemption: States' Powers, National Interests*., Washington D.C.: American Enterprise Institute, 2007.
- Farhang, Sean. *The Litigation State: Public Regulation and Private Lawsuits in the U.S.* Princeton, N.J.: Princeton University Press, 2010.
- Feeley, Malcolm and Rubin, Edward., *Federalism: Political Identity and Tragic Compromise*, Michigan: Univ of Michigan Pr.
- Fenno, Richard F. *Home Style: House Members in Their Districts*, Illinois: Scott Foresman & Co, 1978.
- Haider-Markel, Donald P., *The Oxford Handbook of State and Local Government*, Oxford: Oxford Univ Pr, 2014.
- Hanson, Russell L., *Governing Partners: State-local Relations In The United States*, New York: Perseus, 1998.
- Hall, Andrew B., *Who Wants to Run?: How the Devaluing of Political Office Drives Polarization*, Chicago: University of Chicago Press, 2019.
- Hays, Samuel P. Beauty, Health, and Permanence., *Environmental Politics in the United States, 1955-1985* ., New York: Cambridge University Press, 1987.
- Hetherington, Marc J., *Why Washington Won't Work: Polarization, Political Trust, and the Governing Crisis*, Chicago: University of Chicago Press, 2015.
- Holyoke, Thomas T., *Interest Groups and Lobbying: Pursuing Political Interests in America*, London : Routledge, 2020.
- Jamila Michener, *Fragmented Democracy*, London: Cambridge University Press, 2018.
- Karch, Andrew. , *Democratic Laboratories: Policy Diffusion among the American States*, Ann Arbor: University of Michigan Press, 2007.
- Lawless, Jennifer L., *Becoming a Candidate: Political Ambition and the Decision to Run for Office*, New York: Cambridge University Press, 2012.

- Masters, Brooke A., *Spoiling for a Fight: The Rise of Eliot Spitzer* (English Edition) , New York,Times Books,2007.
- Matthews, Donald R., *U.S senators and Their World*, New York: Random House,1960.
- Merrill, Thomas W., *The Chevron Doctrine: Its Rise and Fall, and the Future of the Administrative State*, Massachusetts: Harvard University Press, 2022.
- Myers, Emily,and Lynne Ross, *State Attorneys General Powers and Responsibilities* (Edition 2) , Washington, DC:National Association of Attorneys General, 2007.
- Miller,Banks and Curry, Brett., *U.S. Attorneys, Political Control, and Career Ambition*, Oxford: Oxford Univ Pr, 2018.
- Millhiser, Ian., *The Agenda: How a Republican Supreme Court is Reshaping America*, New York: Columbia Global Reports, 2021.
- Nugent, John D. , *Safeguarding Federalism: How States Protect Their Interests in National Policymaking*. Norman, Oklahoma: University of Oklahoma Press, 2009.
- Nolette, Paul. *Federalism on Trial: State Attorneys General and National Policymaking in Contemporary America*. Kansas: Univ Pr of Kansas, 2015.
- Waltenburg, Eric N. and Bill Swinford. *Litigating Federalism: The States Before the Supreme Court*. Westport, CT: Greenwood Press, 1999.
- Peters, B. Guy., *American Public Policy: Promise and Performance*, Washington: CQ Press, 2021.
- Pepper,David., *Laboratories of Autocracy: A Wake-Up Call from Behind the Lines*, California: St. Helena Press. 2021.
- Scheingold, Stuart., *The Politics of Rights: Lawyers, Public Policy, and Political Change*, 2nd ed. Ann Arbor: University of Michigan Press, 2004.
- Schlesinger, Joseph. *Ambition and Politics: Political Careers in the United States American*.Illinois: Rand McNally, 1966.
- Sell ,T.M., *Washington State Politics and Government (Politics and Governments of the American States)* Nebraska: Univ of Nebraska Pr, 2023.
- Skocpol, Theda., *Social Policy in the United States*, New Jersey: Princeton University Press, 1995.
- Sonnicksen, Jared., *Tensions of American Federal Democracy*, London : Routledge, 2022.
- Sutton, Jeffrey S., *Who Decides?: States as Laboratories of Constitutional Experimentation*, Oxford: Oxford Univ Pr, 2021.
- Tsebelis, George., *Veto Players: How Political Institutions Work*, New Jersey: Princeton University Press, 2002.
- Toth, Chris. et al., *State Attorneys General Powers and Responsibilities* (Edition 4), Washington, DC:National Association of Attorneys General.2018.
- US Supreme Court, *Federalism: Historic Supreme Court Decisions*, Florida: landmark publications , 2011.

レポート

Bulmer, Elliot w., Federalism, International IDEA Constitution-Building Primer 12. International Idea.
<https://www.idea.int/publications/catalogue/federalism>

Houck, Stephen D., Transition Report: The State of State Antitrust Enforcement.
<https://static1.squarespace.com/static/577e9d93b3db2b9290cd7005/t/5a04a3b853450afe16fb4291/1510253498807/Houck-AntitrustEnforcement-2009.pdf>

Huss, Laura, MPhil, Farah Diaz-Tello et al., Self-Care, Criminalized: August 2022 Preliminary Findings. If/when how, 2022.

<https://www.ifwhenhow.org/resources/self-care-criminalized-preliminary-findings/>

National Association of Attorneys General, Report on the Office of Attorney General, 1971.
<https://www.ojp.gov/ncjrs/virtual-library/abstracts/office-attorney-general-report>

Tierney, James E., An Overview of the Office of State Attorney General, Lecturer on Law at Harvard Law School, 2022.

<https://www.stateag.org/s/James-Tierney-AG-101-Text-2022-08-14.pdf>

日本語文献

天野拓, 2013, 『オバマの医療改革: 国民皆保険制度への苦闘』 勁草書房.

天野拓, 2009, 『現代アメリカの医療改革と政党政治』 ミネルヴァ書房.

浅香吉幹, 1999, 『現代アメリカの司法』 東京大学出版会.

井上弘貴, 2020, 『アメリカ保守主義の思想史』 青土社.

梅川葉菜, 2021, 「現代アメリカを動かす州司法長官」 『50 州が動かすアメリカ政治』 21 世紀政策研究所, 179-199.

梅川葉菜, 2018b, 「州司法長官たちによる訴訟戦略と大統領」「大統領権限の拡大と州政府の対抗」 『アメリカ大統領の権限とその限界: トランプ大統領はどこまでできるか』 東京財団政策研究所, 103-114 ; 133-143.

梅川葉菜, 2018a, 『アメリカ大統領と政策革新— 連邦制と三権分立制の間で』 東京大学出版会.

梅川葉菜, 2019, 「大統領権限の行使と州司法長官たちの対抗：トランプ政権の移民政策を中心に」『駒澤法学』駒澤大学, 19(2): 43-62.

梅川 健, 2018, 『アメリカ大統領の権限とその限界：トランプ大統領はどこまでできるか』東京財団政策研究所.

梅川 健, 2015, 『大統領が変わるアメリカの三権分立制：署名時声明をめぐる議会との攻防』東京大学出版会.

大越康夫, 2002, 『アメリカ連邦最高裁判所』東信堂.

太田幸夫, 2016, 「アメリカ法におけるスタンディング法理の再構成」『駿河台法学』駿河台大学, 29(2):1-27.

大沢秀介, 2016, 『アメリカの司法と政治』成文堂.

大沢秀介, 大林啓吾, 2017, 『アメリカの憲法問題と司法審査』成文堂.

岡山裕, 2018, 「決めない政府から決められない政府へ？—アメリカ民主制における連邦政府の位置づけと現代政治への含意」『法学研究』法学研究, 91: 92-105.

岡島成行, 1990, 『アメリカの環境保護運動』岩波新書.

小泉和重, 2004, 『アメリカ連邦制財政システム—「財政調整制度なき国家」の財政運営』ミネルヴァ書房.

小竹聡, 2021, 『アメリカ合衆国における妊娠中絶の法と政治（拓殖大学研究叢書）』日本評論社.

西川 伸一, 2020, 『裁判官幹部人事の研究—「経歴的資源」を手がかりとして』五月書房新社.

島伸一, 2002, 『アメリカの刑事司法—ワシントン州キング郡を基点として』弘文堂.

佐野つぐ江, 2008, 「米国各州における反トラスト法執行の実態—州司法長官による消費者被害救済のための民事訴訟（ペアレンス・パトリー訴訟）とクラスアクションを中心に—」『公正取引』公正取引協会, 693号: 50-57.

- 佐野つぐ江, 2014, 「米国の州司法長官による代表訴訟の根拠規定と判例の動向」『成蹊大学法学政治学研究』成蹊大学大学院法学政治学研究科, 40号: 33-89.
- 佐野つぐ江, 2014, 「米国の州司法長官の権限及び活動に対する法学者の見解と、クラスアクション制度との比較」『成蹊大学法学政治学研究』成蹊大学大学院法学政治学研究科, 41号: 1-67.
- 渋谷博史, 前田高志, 2006, 『アメリカの州・地方財政』日本経済評論社
- 団上智也, 2019, 「R.ボークによる原意主義理論の再検討—原意主義に内在する問題の検証の一助として—」『法政治研究』関西法政治研究会, 5(0): 75-102.
- 畠山武道, 2008, 『アメリカの環境訴訟』北海道大学図書刊行会.
- 山岸敬和, 2014, 『アメリカ医療制度の政治史—20世紀の経験とオバマケア—』名古屋大学出版会.
- 待鳥聡史, 2016, 『アメリカ大統領制の現在 権限の弱さをどう乗り越えるか』NHK 出版.
- 待鳥聡史, 2022, 「2022年中間選挙における極端派の動向——民主党最左派に注目して——」日本国際問題研究所: 9-17.
- 松本俊太, 2017, 『アメリカ大統領は分極化した議会で何ができるか』ミネルヴァ書房.
- 松本俊太, 2009, 「アメリカ連邦議会における二大政党の分極化と大統領の立法活動(1)」『名城法学 / 名城大学法学会』名城大学法学会, 58(4): 169-196.
- 土屋孝次, 2018, 『アメリカ連邦議会の憲法解釈: 権限行使の限界と司法審査』有信堂高文社
- 見平典, 2012, 『違憲審査制をめぐるポリティクス—現代アメリカ連邦最高裁判所の積極化の背景』成文堂.
- 山岸敬和, 2014, 『アメリカ医療制度の政治史 20世紀の経験とオバマケア』名古屋大学出版会.
- ハミルトン、J. ジェイ、J. マディソン(斎藤真 中野勝郎 訳), 1990, 『ザ・フェデラリスト』岩波文庫.

3世 ルーズヴェルトカーミット(大沢 秀介 訳),2011,『司法積極主義の神話』慶應義塾大学出版会.

サイト

1. Attorney General office comparison
https://ballotpedia.org/Attorney_General_office_comparison
(2021/1/4)
2. Michigan, et. al., v. EPA et. al., 135 S. Ct. 2699 (2015)に参照。
<https://www.stateag.org/policy-areas/environment/environment-resources/2016/11/21/michigan-et-al-v-epa-et-al-135-s-ct-2699-2015> (2021/10/22)
3. Corrinne Hess, Attorney General Josh Kaul says legislative action could end lawsuit over Wisconsin's 1849 abortion law, *Milwaukee Journal Sentinel*. (Nov.21.2022)
<https://www.jsonline.com/story/news/politics/2022/11/21/kaul-says-legislative-action-could-end-lawsuit-over-1849-abortion-law/69666560007/> (2022/11/22)
4. 2022 年 9 月 7 日テレビ番組Click On Detroit 放送内容
<https://www.youtube.com/watch?v=k3oBjRSEnUY> (2022/11/22)
5. Aly Prouty and Savanna Tomei ,Poll: Majority of Wisconsinites support abortion, *Spectrum News1*. (Jun,24.2022)
<https://spectrumnews1.com/wi/milwaukee/news/2022/06/24/how-wisconsinites-feel-about-abortion>(2022/11/22)
6. Pew Research Center, “Political Polarization in the American Public”, (Jun 12, 2014.)
<https://www.pewresearch.org/politics/2014/06/12/political-polarization-in-the-american-public/>,
(2021/12/19.)
7. Julia Manchester, Democratic group launches ad buy targeting GOP AGs on abortion, *The Hill*. (Jul,28. 2022)
<https://thehill.com/homenews/campaign/3578497-democratic-group-launches-ad-buy-targeting-gop-ags-on-abortion/> (2022/11/23)
8. Lauren Weber and Sam Whitehead, Abortion Is Shaking Up Attorneys General Races and Exposing Limits to Their Powers, *KHN*. (Aug,19.2022)
<https://khn.org/news/article/abortion-is-shaking-up-attorneys-general-races-and-exposing-limits-to-their-powers/> (2022/11/23)
9. Jonathan Oosting, Trump loyalist Matthew DePerno running to be Michigan GOP chair, *Bridge Michigan*. (Nov,14.2022)
<https://www.bridgemi.com/michigan-government/trump-loyalist-matthew-deperno-running-be-michigan-gop-chair>(2022/11/23)
10. Arizona Voter Sentiment Toward Abortion Does Not Align with Recent Ruling, *OH Predictive Insights*.(Sep,27.2022)
<https://blog.ohpredictive.com/press-releases/arizona-voter-sentiment-toward-abortion-does-not-align-with-recent-ruling> (2022/11/23)
11. Alexis Weiss, Fact-check: Kris Mayes exaggerates, but as AG, Abraham Hamadeh could seek jail time for abortion providers, *Cronkite News*. (Nov.7,2022)

- <https://cronkitenews.azpbs.org/2022/11/07/fact-check-kris-mayes-exaggerates-abraham-hamadeh-could-jail-time-abortion-providers/> (2022/11/23)
12. Laurel Wamsley, Exxon Is On Trial, Accused Of Misleading Investors About Risks Of Climate Change. *NPR* (Oct.22,2019)
<https://www.npr.org/2019/10/22/772241282/exxon-is-on-trial-accused-of-misleading-investors-about-risks-of-climate-change> (2022/11/20)
 13. Dylan Lysen, Samantha Horton, Blaise Mesa, “Kris Kobach squeaks to a political comeback in election as Kansas attorney general”, *Kansas City Public Radio*.(Nov.9,2022)
<https://www.kcur.org/news/2022-11-09/kansas-attorney-general-election-results-2022-kris-kobach-chris-mann>(2022/11/25)
 14. National Association of Attorneys General, Report on the Office of Attorney General,1971.に参照。
<https://www.ojp.gov/ncjrs/virtual-library/abstracts/office-attorney-general-report> (2022/12/2)
 15. ”Attorney General Kamala D. Harris Announces That Volkswagen Will Pay Additional \$86 Million to California over Emissions “Defeat Devices”, *State of California Department of Justice*.(Jul,6,2016)
<https://oag.ca.gov/news/press-releases/attorney-general-kamala-d-harris-announces-volkswagen-will-pay-additional-86> (2022/12/16)
 16. John Gramlich, ”Foreclosure Probe Explained: What State AGs Want From Big Banks”, *Pewtrusts*.(Oct,26,2011)
<https://www.pewtrusts.org/en/research-and-analysis/blogs/stateline/2011/10/26/foreclosure-probe-explained-what-state-ags-want-from-big-banks>(2022/12/16)
 17. Bonnie Gill and Stephen C. Pieprgrass, ”State AGs: Are More Antitrust Enforcement Actions on the Horizon?”, *Troutman pepper*.(Oct,6,2021)
<https://www.regulatoryoversight.com/2021/10/state-ags-are-more-antitrust-enforcement-actions-on-the-horizon/>(2022/12/16)
 18. 作成者未記載, ”Eliot Spitzer: Milestones in an Ambitious Career” , New York Times (July 12,2013)
https://archive.nytimes.com/www.nytimes.com/interactive/2008/03/10/nyregion/20080310_SPITZER_FEATURE.html?action=click&module=RelatedCoverage&pgtype=Article®ion=Footer (2023/08/23)
 19. Finder, Alan. “THE 1998 CAMPAIGN: THE MONEY; Spitzer Concedes That His Father Has Helped to Pay for Campaigns, New York Times” (Oct. 28, 1998)
<https://www.nytimes.com/1998/10/28/nyregion/1998-campaign-money-spitzer-concedes-that-his-father-has-helped-pay-for.html> (2023/08/23)
 20. Firestone, David.”THE 1998 ELECTIONS: NEW YORK STATE -- ATTORNEY GENERAL; Late Count Shows Spitzer Virtually Tied With Vacco”,Nov.4,1998.
<https://www.nytimes.com/1998/11/04/nyregion/1998-elections-new-york-state-attorney-general-late-count-shows-spitzer.html>(2023/08/23)
 21. ニューヨーク州司法長官公式ページ。
<https://ag.ny.gov/press-release/2000/legal-experts-praise-spitzers-first-year> (最終アクセス 2023/04/23)
 22. Adi Ignatius, ”Wall Street's Top Cop” ,<https://web.archive.org/web/20081123030836/http://www.time.com/time/magazine/article/0,9171,1003960-7,00.html>

23. Scheiber, Noam. "Spitzerism", The New York Times (Oct.2, 2005)
<https://www.nytimes.com/2005/10/02/magazine/spitzerism.html> (2023/08/28)
24. WSJ OPINION, "Spitzer Meets His Match" (Jun.1,2005).
<https://www.wsj.com/amp/articles/SB111758274291947613> (2023/08/28)
25. Ponnuru, Ramesh. "Meet Eliot Spitzer", National Review. (Jun.9 2004)
<https://www.nationalreview.com/2004/06/meet-eliot-spitzer-ramesh-ponnuru/> (2023/08/25)
26. Weigel, David. "Eliot Spitzer, Federalist", Politics. (Aug.28 2006)
<https://reason.com/2006/08/28/eliot-spitzer-federalist/> (2023/08/25)
27. Sharman, Casey. "Martha Coakley: Democrat Doomed from the Start", Huffpost. (Mar 21,2010)
https://www.huffpost.com/entry/martha-coakley-democrat-d_b_427016 (2023/08/29)
28. DeCosta-Klipa, Nik. "President Obama didn't forget Martha Coakley's quote about shaking hands at Fenway", Politics. (Oct 3,2016)
<https://www.boston.com/news/politics/2016/10/03/president-obama-didnt-forget-martha-coakleys-quote-about-shaking-hands-at-fenway/#:~:text=%E2%80%9CAs%20opposed%20to%20standing%20outside,vote%20filibuster%2Dproof%20Senate%20majority.> (2023/08/29)
29. Kornacki, Steve. "The Martha Coakley Story", OBSERVER. (Sep 16,2009)
<https://observer.com/2009/09/the-martha-coakley-story/> (2023/08/29)
30. The Associated Press, "Coakley: Time To Fix Corporate Manslaughter Law", wbur Local Coverage. (Nov 17,2012)
<https://www.wbur.org/news/2012/11/17/meningitis-charges> (2023/08/30)
31. TransGriot. "Mass AG Martha Coakley's Letter Supporting Trans Rights Bill" (Jul 27,2011)
<https://transgriot.blogspot.com/2011/07/mass-ag-martha-coakleys-letter.html> (2023/08/30)
32. Kornacki, Steve. "The Martha Coakley Story", OBSERVER. (Sep 16,2009)
<https://observer.com/2009/09/the-martha-coakley-story/> (2023/08/30)
33. ANTLE III, W. JAMES "The real lesson of the looming Martha Coakley disaster", THE WEEK. (Jan 11,2015)
<https://theweek.com/articles/442627/real-lesson-looming-martha-coakley-disaster> (2023/08/30)
34. 2022年州司法長官選挙 シガル・チャタへのインタビュー
<https://www.ktnv.com/news/2022-midterm-election-q-a-nevadas-candidates-for-attorney-general-aaron-d-ford-and-sigal-chattah> (2023/11/23)

35. Adam, Edelman. “Abortion Fight Thrusts State Attorney General Races into the Forefront.” NBC NEWS, (May 16, 2022.)
<https://www.nbcnews.com/politics/2022-election/abortion-fight-thrusts-state-attorney-general-races-forefont-rcna28663>.

付表

野心的な州司法長官のキャリアパス：パターン①			
1	テキサス州	Jim Hogg (1886-1890)	地方裁判官→AG→州知事
2	テキサス州	Dan Moody (1925-1927)	中尉→市検事→DA→AG→州知事→連邦上院
3	カリフォルニア州	Pat Brown (1951-1959)	DA→AG→州知事
4	カリフォルニア州	George Deukmejian (1979-1983)	州下院→州上院→AG→州知事
5	カリフォルニア州	Jerry Brown (2007-2011)	州務長官→州知事→カリフォルニア州民主党主席→市長→AG→州知事
6	アラバマ州	William Preston Lane, Jr. (1931-1935)	AG→州知事→全米州知事協会会長→州知事選挙失敗
7	アラバマ州	Herbert O'Connor (1935-1939)	副 AG→市検事→AG→州知事→全米州知事協会会長→連邦上院
8	アラバマ州	John Malcolm Patterson (1955-1959)	AG→州知事
9	フロリダ州	Park Trammell (1909-1913)	市長→州上院議長→AG→州知事→連邦上院→財務省委員会の上院歳出委員長→上院海軍問題委員会の委員長
10	フロリダ州	Charlie Crist (2003-2007)	州上院→フロリダ州教育委員会委員→AG→州知事→連邦上院
11	ニューヨーク州	Eliot Spitzer (1999-2006)	DA→AG→州知事
12	ニューヨーク州	Andrew Cuomo (2007-2010)	州知事選挙管理責任者→地方検事補佐→連邦住宅都市開発次官補→第 11 代住宅都市開発長官→AG→州知事→全国知事協会副会長→全国知事会会長
13	アリゾナ州	Bruce Babbitt (1993-2001)	AG→州知事→第 47 代アメリカ合衆国内務長官

1 4	アリゾナ州	Janet Napolitano (1999-2003)	DA→AG→州知事→第 3 代アメリカ合衆国国土安 全保障長官
1 5	アーカンソー州	James Paul Clarke (1893-1895)	州下院→州上院→AG→州知事→連邦上院
1 6	アーカンソー州	Jeff Davis (1899-1901)	DA→AG→州知事→連邦上院
1 7	アーカンソー州	Carl E. Bailey (1935-1937)	AG→州知事
1 8	アーカンソー州	Mike Beebe (2003-2007)	州上院→AG→州知事
1 9	デラウェア州	David P. Buckson (1963-1971)	副知事→州知事→AG
2 0	ジョージア州	David Brydie Mitchell (1796-1806)	州下院→州上院→AG→州知事
2 1	ジョージア州	Clifford Walker (1915-1920)	AG→州知事
2 2	ジョージア州	Ellis G. Arnall (1939-1943)	州下院→AG→州知事
2 3	アイダホ州	Robert Smylie (1947-1955)	AG→州知事→連邦上院選挙失敗
2 4	アイオワ州	Leo Hoegh (1953-1955)	州下院→AG→州知事
2 5	アイオワ州	Norman A. Erbe (1957- 1961)	AG→州知事
2 6	ケンタッキー州	William S. Taylor (1896- 1899)	郡書記官選挙失敗→ジェイムズ・ウィーバーの大統 領選挙人補佐→郡書記官→AG→州知事
2 7	ケンタッキー州	Andy Beshear (2016-2019)	AG→州知事
2 8	ルイジアナ州	Thomas B. Robertson (1819-1821)	連邦下院→AG→州知事→ルイジアナ州西部地区連 邦地方裁判所判事
2 9	ルイジアナ州	Isaac Johnson (1850-1854)	州下院→第 3 司法裁判所判事→AG→州知事
3 0	ルイジアナ州	Ruffin G. Pleasant (1912-1916)	DA→AG→州知事

3	マサチューセツ	James Sullivan	AG→州知事
1	ツ州	(1790-1807)	
3	マサチューセツ	John H.	州下院→AG→州知事
2	ツ州	Clifford	
		(1849-1853)	
3	マサチューセツ	Paul A. Dever	州下院→AG→州知事
3	ツ州	(1935-1941)	
3	ミシガン州	Wilber M.	DA 補佐→AG→州知事→第 5 代アメリカ合衆国陸
4		Brucker	軍長官
		(1928-1931)	
3	ミシガン州	Jennifer	AG→州知事→第 16 代アメリカ合衆国エネルギー長
5		Granholm	官
		(1999-2003)	
3	ミシシッピ州	James P.	第 5 司法地区の地方検事→州最高裁判事→AG→州
6		Coleman	知事→第 5 巡回控訴裁判所判事→第 5 巡回区控訴裁
		(1950-1956)	判所首席判事→第 5 巡回区控訴裁判所上級判事
3	ミシシッピ州	William Allain	AG→州知事
7		(1980-1984)	
3	ミズーリ州	Thomas T.	AG→連邦下院→州知事
8		Crittenden	
		(1877-1865)	
3	ミズーリ州	Herbert S.	AG→セントルイスのワシントン大学の第 7 学長→
9		Hadley	州知事
		(1905-1909)	
4	ミズーリ州	Elliot W. Major	州上院→AG→州知事
0		(1909-1913)	
4	ミズーリ州	John M. Dalton	AG→州知事
1		(1953-1961)	
4	ミズーリ州	John Ashcroft	ミズーリ州監査員→AG→州知事→全国知事会会長
2		(1977-1985)	→連邦上院→第 79 代アメリカ合衆国司法長官
4	ミズーリ州	Jay Nixon	州上院→AG→州知事
3		(1993-2009)	
4	モンタナ州	Joseph B.	DA→第 5 司法地区判事→AG→州知事
4		Poindexter	
		(1915-1917)	
4	モンタナ州	John W.	AG→州知事→州知事再選失敗→州最高裁判事
5		Bonner (1941-	
		1942)	
4	モンタナ州	Forrest H.	州下院→州最高裁判事→AG→州知事
6		Anderson	
		(1957-1969)	
4	モンタナ州	Marc Racicot	DA→州最高裁判首席判事選挙失敗→DA 選挙失敗
7		(1989-1993)	→AG→州知事→共和党全国委員会委員長

4	モンタナ州	Steve Bullock	AG→州知事→全国州知事協会会長
8		(2009-2013)	
4	ネバダ州	Robert List	AG→州知事
9		(1971-1979)	
5	ネバダ州	Richard Bryan	州上院→AG→州知事→連邦上院
0		(1979-1983)	
5	ニューメキシコ	Toney Anaya	AG→州知事
1	州	(1975-1979)	
5	ノースカロライ	William Miller	州下院→AG→州知事
2	ナ州	(1810)	
5	ノースカロライ	Thomas Walter	州議会→AG→州知事
3	ナ州	Bickett	
		(1909-1917)	
5	ノースカロライ	Mike Easley	DA 補佐→連邦上院選挙失敗→AG→州知事
4	ナ州	(1993-2001)	
5	ノースカロライ	Roy Cooper	州下院→州上院→州上院多数党議長→AG→州知事
5	ナ州	(2001-2017)	
5	ノース・ダコタ	William Langer	DA→AG→州知事→連邦上院
6	州	(1917-1920)	
5	ノース・ダコタ	George F.	DA→AG→州知事
7	州	Shafer	
		(1923-1928)	
5	ノース・ダコタ	Allen I. Olson	西ドイツミュンヘン軍事司法長官→AG→州知事
8	州	(1973-1980)	
5	オハイオ州	George K.	DA→連邦下院選挙失敗→AG→州知事
9		Nash	
		(1880-1883)	
6	オハイオ州	John W.	AG 補佐→オハイオ州公益事業委員会→AG→州知事
0		Bricker	→連邦上院
		(1933-1937)	
6	オハイオ州	C. William	州下院→州下院議長→AG→州知事→州最高裁判事
1		O'Neill	→州最高裁首席判事
		(1951-1957)	
6	オレゴン州	George E.	州下院→AG→州知事→連邦上院
2		Chamberlain	
		(1891-1895)	
6	ペンシルベニア	Tom Corbett	DA→AG→州知事→州知事再選失敗
3	州	(1995-1997 ;	
		2005-2011)	
6	サウス・カロラ	Sir James	第 2 回大陸会議代議員→AG→州知事
5	イナ州	Wright	
		(1742-1757)	

6	サウス・カロライナ州	Daniel Henry Chamberlain (1868-1872)	州憲法制定会議代議員→AG→州知事
6	サウス・ダコタ州	Coe I. Crawford (1893-1897)	DA→州上院→AG→州知事→連邦上院
6	サウス・ダコタ州	George T. Mickelson (1943-1947)	DA→州下院→AG→州知事→地方裁判所判事→地方裁判所首席判事
6	サウス・ダコタ州	Sigurd Anderson (1947-1951)	DA→AG→州知事
7	サウス・ダコタ州	Frank Farrar (1963-1969)	州弁護士協会会長→AG→州知事
7	バージニア州	Edmund Randolph (1776-1786)	大陸会議→市長→AG→州知事→初代アメリカ合衆国司法長官→第2代アメリカ合衆国国務長官
7	バージニア州	Robert Brooke (1796-1800)	州下院→AG→州知事
7	バージニア州	Andrew Jackson Montague (1898-1902)	州西部地区連邦検事→AG→州知事→連邦下院
7	バージニア州	J. Lindsay Almond (1948-1957)	連邦下院→AG→州知事→連邦関税・特許控訴裁判所判事→関税・特許控訴裁判所上級判事→連邦巡回控訴裁判所上級判事
7	バージニア州	Albertis Sydney Harrison (1958-1961)	州上院→AG→州知事→州最高裁判事
7	バージニア州	Gerald Baliles (1982-1985)	連邦下院→AG→州知事→全国州知事協会会長
7	バージニア州	Bob McDonnell (2006-2009)	州下院→AG→州知事
7	ワシントン州	Christine Gregoire (1993-2005)	州生態学局長→AG→州知事→全国知事会会長
7	ウェストバージニア州	Henry M. Mathews (1873-1877)	州上院（選出されたが職につきなかった）→AG→州知事
8	ウェストバージニア州	William G. Conley (1908-1913)	DA→市長→AG→州知事

8	ウェストバージニア州	Homer A. Holt (1933-1937)	AG→州知事→ワシントンアンドリー大学名誉理事
8	ウェストバージニア州	William C. Marland (1949-1952)	AG 補佐→AG→州知事
8	ウェストバージニア州	Wally Barron (1957-1961)	市長→州下院→AG→州知事
8	ウィスコンシン州	John J. Blaine (1919-1921)	市長→郡監督委員会メンバー→州上院→AG→州知事→連邦上院
8	ウィスコンシン州	Vernon W. Thomson (1951-1957)	州下院→AG→州知事→連邦下院→北方地方裁判所首席判事→東部地区連邦地方裁判所判事→AG→州知事→州東部地区連邦地方裁判所判事→州東部地区連邦地方裁判所上級判事
8	ウィスコンシン州	Jim Doyle (1991-2003)	DA→AG→州知事
8	ニュー・ジャージー州	Samuel L. Southard (1829-1833)	第7代アメリカ合衆国海軍長官→AG→州知事→連邦上院
8	ニュー・ジャージー州	Joel Parker (1875)	州下院→DA→AG→州知事
8	ペンシルベニア州	James H. Duff (1943-1947)	AG→州知事→連邦上院
9	メイン州	Henry B. Cleaves (1880-1884)	中尉→州下院→AG→州知事
9	メイン州	Joseph E. Brennan (1975-1979)	州下院→DA→州上院→AG→州知事→連邦海事委員会委員
9	メイン州	Janet Mills (2013-2019)	DA→州下院→AG→州知事
9	ニュー・ハンプシャー州	Steve Merrill (1985-1989)	AG→州知事

表< 3 > 野心的な州司法長官のキャリアパス：州知事②

9	テキサス州	Andrew Jackson Hamilton (1850)	AG→連邦下院→州上院→州知事→州最高裁判事→州憲法制定会議代議員
9	テキサス州	John G. McCullough (1863-1867)	州下院→AG→州上院→州議長→州知事

96	アラバマ州	William Pinkney Whyte (1887-1891)	州下院→市長→AG→連邦上院→州知事
97	アラバマ州	Don Siegelman (1987-1991)	州務長官→AG→副州知事→州知事
98	ニューヨーク州	Morgan Lewis (1791-1792)	州下院→州上院→AG→州裁判所首席裁判官→州知事
99	アーカンソー州	Daniel Webster Jones (1884-1886)	AG→州下院→州知事
100	アーカンソー州	Jim Guy Tucker (1971-1972)	DA→アーカンソー州刑法改正委員会のメンバー→AG→連邦下院→州副知事→州知事
101	コネチカット州	Marcus H. Holcomb (1907-1910)	州上院→州下院議長→AG→州上級裁判所判事→州知事
102	ジョージア州	John Forsyth (1808 - 1811)	AG→駐スペイン米国公使→連邦下院→州知事→連邦上院→国務長官
103	ジョージア州	George W. Crawford (1827-1831)	AG→連邦下院→州知事→第 21 代アメリカ合衆国陸軍長官
104	ジョージア州	Charles Jones Jenkins (1831-1834)	AG→州最高裁判事→州知事
105	カンサス州	Edward F. Arn (1947-1949)	郡議会議長→AG→州最高裁副判事→州知事→連邦上院選挙失敗
106	カンサス州	John Anderson Jr. (1956-1961)	DA→州上院→AG→全国知事会会長→州知事
107	ケンタッキー州	Charles Morehead (1832-1838)	州下院→州下院議長→AG→連邦下院→州知事
108	ケンタッキー州	Steve Beshear (1979-1983)	州下院→AG→州副知事→州知事

1 09	ミネソタ州	Joseph A. A. Burnquist (1939-1955)	州下院→AG→副知事→州知事
1 10	ミズーリ州	J. Proctor Knott (1858-1861)	州下院→連邦下院→州知事
1 11	モンタナ州	Samuel C. Ford (1917-1921)	AG→州最高裁判事→州知事
1 12	ネバダ州	Brian Sandoval (2003-2005)	州下院→ネバダ賭博委員会→AG→地方裁判所判事→州知事→全国知事会会長→ネバダ大学リノ校の第 17 代学長
1 13	ノースカロライナ州	Hutchins Gordon Burton (1810-1816)	AG→連邦下院→州知事
1 14	オハイオ州	Mike DeWine (2011-2019)	DA→州上院→連邦下院→副知事→連邦上院→AG→州知事
1 15	オレゴン州	Ted Kulongoski (1993-1997)	州下院→州上院→AG→州最高裁判事→州知事
1 16	サウス・カロライナ州	Robert Young Hayne (1818-1822)	州民兵隊少将→州下院→州下院議長→AG→連邦上院→州知事→中尉
1 17	サウス・カロライナ州	Henry McMaster (2003-2011)	DA→州共和党主席→AG→サウスカロライナ港湾局取締役会→副知事→州知事
1 18	サウス・ダコタ州	Merrell Q. Sharpe (1929-1933)	DA→AG→州コード委員会委員長 (chairman of the South Dakota code commission) →州知事
1 19	サウス・ダコタ州	Bill Janklow (1975-1979)	AG→連邦下院→州知事 (16 年間)
1 20	バーモント州	Robert T. Stafford (1955-1957)	副 AG→AG→副知事→州知事→連邦下院→連邦上院

1 21	バージニア 州	John Garland Pollard (1914-1918)	州憲法制定会議代議員→AG→市長→州知事→ 全国知事会会長
1 22	バージニア 州	Jim Gilmore (1994-1997)	連邦検事→AG→共和党全国委員会委員長→州 知事→欧州安全保障協力機構米国大使
1 23	ウェストバ ージニア州	Clarence W. Meadows (1937-1942)	州下院→DA→AG→第 10 巡回裁判所判事→ 州知事
1 24	ニュー・ジ ャージー州	Joseph Bloomfield (1783-1792)	AG→市長→連邦下院→州知事
1 25	メイン州	Harris M. Plaisted (1873-1875)	少将→州下院→共和党全国大会代議員→AG→ 連邦下院→州知事
野心的な州司法長官のキャリアパス：最高裁判所判事③			
1 26	アラバマ州	Roger B. Taney (1831-1834)	州下院→州上院→AG→アメリカ合衆国陸軍長 官代行→アメリカ合衆国司法長官→第 12 代アメ リカ合衆国財務長官→第 5 代アメリカ合衆国最 高裁判所首席判事
1 27	バージニア 州	John Marshall (1794-1795, act)	州下院→AG→連邦下院→第 4 代アメリカ合衆 国国務長官→第 4 代アメリカ合衆国最高裁判所 首席判事→第 5 代アメリカ合衆国最高裁判所首 席判事
1 28	ニュー・ジ ャージー州	William Paterson (1776 – 1783)	AG→州上院→州知事→最高裁判所判事
1 29	メイン州	Nathan Clifford (1834-1838)	州下院→AG→連邦下院→第 19 代アメリカ合 衆国司法長官→駐メキシコ米国大使→最高裁判 所判事
1 30	ニュー・ハ ンプシャー州	David Souter (1976-1978)	AG→上級裁判所判事→州最高裁判事→第一巡 回区控訴裁判所判事→最高裁判事
1 31	カリフォル ニア州	Earl Warren (1939-1943)	副 DA→DA→カリフォルニア州共和党主席→ AG→州知事→最高裁判所首席判事

1 32	サウスカロ ライナ州	John Rutledge (1764)	州下院→AG→印紙法会議代議員→大陸会議代 議員→州知事→最高裁判事→最高裁首席判事
野心的な州司法長官のキャリアパス：副大統領/大統領③			
1 34	ニューヨー ク州	Aaron Burr (1789-1791)	州下院→AG→連邦上院→第3代アメリカ合衆 国副大統領
1 35	カリフォル ニア州	Kamala Harris (2011-2017)	地区検事→AG→連邦上院→副大統領
1 36	ミネソタ州	Walter Mondale (1960-1964)	AG→連邦上院→第24代駐日米国大使→副大 統領
1 37	ペンシルベ ニア州	George M. Dallas (1833-1835)	市長→DA→連邦上院→駐ロシア米国大使→駐 イギリス米国大使→副大統領
1 38	new york	Martin Van Buren (1815-1819)	郡検認裁判官→州上院→AG→連邦上院→ニュ ーヨーク市長→国務長官→副大統領→大統領
1 39	アーカンソ ー州	Bill Clinton (1977-1979)	AG→州知事→全国知事協会副会長→全国知事 会会長→大統領